

交通統制

交通統制の意義

鐵道及び軌道には、各々其の特長があり、又自動車にも自動車としての特色を有する。其故之等交通機關の各々が有する特色、長所を生かし、短所を補ひ以て是を活用することが現統制經濟下に於ける使命である。されど我が國に於ける交通機關の現状は亂脈限りなく、互に鬭争を事として、徒らに無益なる競争を繰返しつゝある。かくては交通機關としての使命を果すべくもない。公益の増進と事業の向上發展を圖るに由なく、經營者も唯々破滅の一途を辿るより他はない。其故之等交通機關の使命を完了して、富の増加と大衆の福祉を増進するためには、之等の交通機關をして交通統制に依るの他はないのである。殊に東京を初め大阪、名古屋、京都、神戸及び横濱等の大都市に於ては、最も緊急を要すべきものと謂はねばならぬ。

交通統制の目的

交通統制の目的は、交通機關の有する

使命をより完全に遂行せしめんがために在る。現在の如く、交通機關が亂立の結果、二重投資の弊に陥り、經營困難を來してゐることは餘りにも明かなる所以である。殊に此の事實は大都市に於て最も顯著で其故、交通需要に適應する交通機關を選んで、二重投資を可及的に避け、重複線路を整理することは、國家的、社會的見地からしても又經營者の立場から、最も緊要な問題である。従つて、交通統制の目的は、こゝに重點を置いて爲されることを必要とする。

交通統制の效果的方面に付ては、之に依つて一般利用者に対する利便と經營者自身に分たれるが、孰れも不可分の關係を有する。即ち一般利用者に対する効果を以て、今之を要約すると次の如き効果を擧げることが出来る。

- 一、運賃を低廉ならしめること
- 二、連絡設備を完全にして乗換を至便ならしむること
- 三、直通運轉を行ひ乗換の不便を少くすること

- 四、運轉設備の増設、改良を行ひ利用者の便益を増進すること
- 五、其他利用者に對して必要且充分利便を圖ること

經營者に對する効果としては、二重投資を避けて無用の競争を止め事業の向上發展を期し得らるゝものである。

即ち、交通統制は利用並に經營者は不可分一致の關係に在る。其故交通統制の目的としては、何處までも此の利用者並に經營者に重點を置いて爲されねばならない。依つて交通統制の使命は、二重投資を避けて、富の増加を圖り、利用者によりよき利便を與へ經營者も利益を受けるといふ點に存する。之がため、營利の手段として交通統制を目的としてはならぬことは謂ふまでもない。

交通統制の方法

交通統制は其の方法よりして高度の統制と低度的統制に區別され、又其の統制範圍によつて、全般的統制と部分的統制とがある。高度、低度の區別は統制方法の強弱によるもので、更に全般的、部分的の分類は主として統制地域に基くものである。低度的交通統制に於ては、現在の交通統制よりして完全なる統制効果を

期待することは不可能と謂はれてゐる。蓋し事業者の任意且自發的による統制であるからである。今左に順序として之を述べて見ると大體次の如き方法が擧げられる。

〔一〕 運賃協定

- (一) 定貨率の協定
 - (二) 最低貨率の協定
 - (三) 等差貨率の協定
- 孰れも交通機關相互の競争制限を目的として採用されるものである。

〔二〕 客貨分配の協定

交通機關相互の輸送能力により客貨輸送割合を協定して其れ以上の輸送を許さない。恰も生産部門に於ける販賣協定に該當するものであるが、果して競争を緩和又は阻止することが出来るかは甚だしく疑問たらざるを得ない。

〔三〕 共同計算

- (一) 特定の旅客又は貨物の運賃
- (二) 或る等級の旅客又は貨物の運賃
- (三) 全般的旅客又は貨物の運賃
- (四) 全ての運賃収入より生ずる純益

此の協定は、企業が各々獨立して經營されるものであるから、運賃の分配の共同計算を行ふ目的から豫め運

賃の分配割合を協定しておくものであるが、此の方法によるも、競争防止の目的を達することが出来ない。

〔四〕 合同又は合併

- (一) 買 收
 - (二) 株式の所有
- 甲事業者が乙事業者の権利及び設備の一切を買收して甲事業者に併合され一企業として經營されるものであるから、甲、乙相互間の競争は完全に防止されるものである。

〔五〕 營業管理

甲會社は乙會社の株式を多數に所有することによつて乙會社の經營に參與し、其の支配下に置いて相互間の競争を緩和せんとするものである。

〔六〕 設備の借入

甲事業者が乙事業者の設備を借入れて一定期間之を經營する場合である此の期間中に在つて甲乙相互間の競争は中絶される。

〔七〕 營業範圍の協定

〔八〕 連帶運輸(直通運輸と連絡運輸)

〔九〕 鐵道用品の規格統一

〔十〕 諸鐵道用品と電力其他の共同購入

大體以上の如き方法があるが、之等の

ものは低度的交通統制に屬するものであるから、完全なる効果を期待することは不可能である。交通統制をして充分なる効果あらしめんとせば、更に進んで、全般的の高度の統制を必要とする。高度の交通統制とは、國家權力の發動によつて事業者の好むと好まざるに拘らず、強制買收の方法を以て全般的範圍に亘る交通機關を統制することを謂ふのである。

(昭和十三年四月一日公布、八月一日より實施された陸上交通事業調整法参照)

交通統制は如何なる形態によつて行はれるべきものであるか、此の形態は五つに區別する事が出来る。

- 一、公有公營
- 二、私有私營
- 三、公有私營
- 四、私有公營
- 五、半官半民營

交通機關の目的である公益の増進と事業の健全なる發達、即ち大衆福祉の増進と富の増加を圖ることに於ては一致したる目的であらねばならぬ。併し乍ら、交通機關は企業の主體よりして個人又は個人集團に依り經營するものと、國家又は公共團體が經營する場合とがあるが、孰れも公企業に屬する。又之等の例外と

して、半官半民營の南滿洲鐵道の如きものも存する。されど交通統制に於ては、如何なる企業形態を最も適切であるかどうかを、今遽かに速断することは極めて困難なことである。蓋し孰れの企業形態も、長年月の經驗を有し、既に試験済であり、之等のものに對する優劣長短に付ては、廣範にして且つ深い研究が行はれ大體之を明かにされてゐるからである。其の結果に於ては孰れも長所を有し、又一面短所を持つといふ點に歸する。

諸外國の都市交通事業經營形態

諸外國に於ける都市交通事業にして高度の交通調整の行はれたる主なる都市は伯林、倫敦、パリ、ボストン、フィラデルフィア等であるが、これ等の都市に於ける交通事業の經營主體は如何なる形態を採つてゐるかを概略述べると次の通りである。

一、伯林(公有公營)

一九二八年(昭和三年)末にバス路面電車、高速(高架及地下)鐵道を經營する三つの會社が合同して伯林交通株式會社となり、一九三七年(昭和十二年)末迄は此の會社が之等各種交通機關を經營

すると同時に、都市交通を目的とする國有鐵道の市内及郊外線(エス・バインと略稱す)と連帶運輸を行つた。而して其の運輸區域は市を中心として約五十軒半徑の地域内である。

伯林交通株式會社が設立される際には合同各會社の株式は殆んど全部伯林市が之を取得してゐたから、實質的には市有民營の形態を採つてゐたのであるが、一九三八年(昭和十三年)一月一日に同會社の事業は伯林市の直營に移され、名實共に市有市營となつた。即ち伯林交通事業部なる市の一部局が設立されて、之が同會社の全資産及債務を繼承して經營の衝に當り、舊會社の職員は市職員として引繼がれた。

而して從來の取締役會に代り副市長、市參事會員及斯界經驗者より成る顧問會議を置き、其の議長には舊會社の取締役會長であつた交通事項擔當の副市長が任命された外は市營移行に伴ふ事業内部に重大なる變更はなかつた。尙國鐵エス・バインとの連帶運輸は市營移行後も繼續せられ、兩者間の通し運送に對しては三五ベニヒの直通乗車證を發行し、接續乗車一回限り有効としてゐる。而して現在伯林市内及近郊交通の七〇%は伯林市が

掌握し、殘る三〇%は國鐵エス・バインの掌握する所である。

二、倫敦(一種の公有公營)

一九三三年(昭和八年)四月に、倫敦旅客運輸法が制定せられ、此の特別法に基き倫敦旅客運輸局なる經營機關が設立せられ、倫敦市の中心チャリングクロスから東西約十五哩、南北約三十哩半徑の地域内を倫敦旅客運輸區と定め、此の統制區域内に於ける路面電車、無軌條電車、地下鐵道及びバス等の主要交通機關(四大鐵道會社の經營線を除く)の大部分は同年七月一日を以て法律上當然前記運輸局に移管された。

即ち之の第一の主要交通事業は、外觀上は強制移管の形態を採つて統制が行はれた如くであるが、然し之等事業の移管の對價に關しては、殆んど大部分は特別法制定前政府と業者との間に豫め了解があつたのである。統制區域内に於ける小規模經營のバスは、其の後運輸局に依り逐次協定買収された。而して斯かる強制及任意買収に對しては五種の株式(倫敦運輸株と稱す)が發行され、被買収者の収益率に依り異なる株式を交付してゐるが、例外として現金を交付したものもある。倫敦旅客運輸局は、銓衡委員會の任命

する理事長一名、理事六名を以て理事機關としたる「特殊の公共機關」である。

即ち其の設立は前記特別法に基き、且其の權利義務の一切も亦同法の規定する所に依る。而して之等の規定よりして、局は左の三原則の上に立つてゐるから、特殊の公共機關であると云ふことが出来るのである。

一、公共的性質を帯ぶること

(例へば、英國法の株式會社の理事は株主に限るも、局の理事は局の株式を所有することが出来ぬと云ふ如き局の關係する一切の事業と全く經濟的に無關係なることを要求されてゐるが如き規定のあること)

二、收支相償ふ程度の収益を確保すること

三、事業を商業的事務的に管理すること

局は外觀上普通の株式會社と類似するも、右の(一)及(二)の原則に於て異つてゐるから、特殊の公共機關と云ふべきである。

尙、四大鐵道會社(グレイト・ウエスタン、ロンドン・アンド・ノース・イースタン、ロンドン・ミッドランド・アンド・スコッチッシュ)及サザンの四幹線鐵道を謂

ふ)は、各々都心に終端驛を有し、市内交通の一部を受持つてゐる。

故に運輸局の事業と協調を保つ爲に、収入割賦計劃(プリーング・スキーム)を定め、運輸局の全部の旅客収入と四大鐵道會社の倫敦旅客運輸區内驛相互及該區内驛と該區外特定驛間相互の旅客収入の全部とを合して、之より運輸經費を控除した剩餘額を、一定の比率に依り分配してゐる。

此の比率を標準率と稱し、計劃當事者の要求あるときは改定し得るものとしてゐるが、現在では左の如く定めてゐる。

四大鐵道會社 (鐵道側内課)

グレイト・ウエスタン 一・三三二四%

ロンドン・ミッドランド・アンド・スコッチッシュ 五・〇八〇四%

ロンドン・アンド・ノース・イースタン 五・九九九三%

サザン 二五・四八五六%

三、巴里 路面交通機關(公有民營) 地下鐵道(公民有民營)

巴里市を中心として近郊一帯の交通機關(五大幹線鐵道及之等を連絡する巴里循環鐵道を除く)の内路面交通機關(一

九三六年末に路面電車は全廢せられたるに因り、現在ではバスのみなり)は、巴里運輸會社に、地下鐵道はメトロポリタン鐵道會社に夫々委託經營されてゐる。

一、路面交通機關

大戰の影響により經營不振に陥つた八電車會社と一バス會社との路面交通機關の調整を圖るため、セイヌ縣は一九二〇年に之等の所有權を取得(買収の對價は一九二一年より三十年間賦金を支拂ふこととす)すると共に、新に巴里運輸會社を設立し、之に委託經營せしめ、一定割合の公納金を徴収してゐる。従つてこの經營形態は公有民營である。

二、地下鐵道

從來巴里市には、地下鐵道を經營する二會社があつた。一は巴里メトロポリタン鐵道會社で、巴里市が地下構造に要する建設費を負擔し會社は車輛其他の運輸設備費を負擔して市管理下に會社が經營を行ひ、市に一定の公納金を收めてゐた。

他は南北地下鐵道で、民有民營の形態で經營を行つてゐたが大戦後經營困難に陥つたため市が地下構造を買収し會社をして經營せしめ一定の公納金を收

めしめた。其後巴里市の膨脹に伴ひ市外への延長が必要となつたため一九二九年に前記二會社がメトロポリタン會社の名稱の下に合併した。而してセイヌ縣は、此の新設會社に對し郊外線の建設經營を免許すると共に自ら地下構造の建設費を負担し會社は車輛其の他の運輸設備を負担して、會社をして委託經營せしめ一定の公納金を納めしめてゐる。従つてこの地下鐵道は公民有民營の形態を採つてゐる。尙、路面及地下交通機關は未だ連絡運輸を行つてゐないが、巴里運輸會社はセイヌ縣との契約に於て、縣會の議決ある場合には地下鐵道との連絡を實施する義務があるものとせられてゐる。

四、ボストン(公民有公營)

最初はボストン高架鐵道會社が中心となつて、他の電車會社を買収又は貸借し、且市有及州有の地下鐵道を賃借して調整を行ひ、民營の形態を採つたが、其の後一九一八年に公共管理法(マサチューセツツ州法)が制定せられ公營に改められた。即ち、州知事の任命する委員五名より成る管理委員會が設けられ、これをして管理經營せしむることとした。尙委員は關係會社の株式及社債を所有する

ことを得ないことになつてゐる。此の經營方針は、實費主義に基く収入にして實費を支拂ひ得ないときは州費を以つて之を立替へ、収入が實費を支拂つて餘りあるときは、之を州に返還する。州の立替をなしたときは、沿線の町に課税して負擔を市民に轉嫁する。州が返還を受けたときは、これを市民に拂戻すのである。最初命令に依つて、百萬弗の積立金を準備し、缺損が三月間繼續し且積立金が七十萬弗以下に減じたときは、運賃の値上げを行ひ得ることとし、反對に三月間繼續して剩餘を生じ、且積立金が百三十萬弗を超過したときは、運賃を値下げするものとしてゐる。斯の如くして公民有公營の形態を採つてゐる。

五、フィラデルフィア(民有民營)

一九〇二年に、市當局は、當時最も有力なりレユニオン軌道會社を説き之を中心として、他の諸會社を買収又は貸借して、全市の交通機關を統一し、フィラデルフィア高速運輸會社を設立せしめて調整を實現した。次で一九〇七年には、市は此の調整會社と契約を結び

- (一) 市は會社の會計検査を爲すこと
- (二) 會社は毎年積立金をなし之を市の收得金とし、其の積立金を以て一九五七年に至り市は會社の權利を買収することを得ること
- (三) 運賃變更には市の承認を要すること
- (四) 等を定め、以て會社獨占の弊を防いだ。尙本會社はタクシー事業をも統合して經營してゐる。斯くして民有民營の形態を採つてゐる。

交通事業調整委員會

昭和十三年八月一日陸上交通事業調整法の實施に依り同月三日調整委員會官制が公布され、同時に會長(總理大臣)副會長(鐵道、内務兩大臣)委員三十五名幹事十九名が任命された。

交通事業調整委員會委員並幹事

副會長	内務大臣	小原 厚
委員	鐵道大臣	永井柳太郎
	内閣書記官長	遠藤 柳作
	法制局長官	唐澤 俊樹
	企畫院次長	武部 六藏
	内務政務次官	勝田 永吉
	内務次官	大達 茂雄
	大藏次官	大野 龍太

陸軍次官	山脇 正隆
逓信次官	大和田傳二
鐵道政務次官	田尻 生五
鐵道次官	喜安健次郎
貴族院議員	西郷 從德
	藤沼 庄平
	會我 祐邦
	子爵 中村 謙一
衆議院議員	堤 康太郎
	山本 厚三
	星島 二郎
	紅露 昭
	類母木桂吉
	堀切善次郎
	太田 哲三
	井上匡四郎
	中川 吉造
	根津嘉一郎
	津島 壽一
	中川 正左
	次田大三郎
	岡野 昇
	大藏 公望
	岩田 宙造
	安部 磯雄
	堀内 良平
	増田 次郎
正七位勳四等	

幹事	内閣書記官	小竹 茂
	法制局參事官	澁江 操一
	企畫院部長	森山 銳一
	内務省地方局長	原 清
	同 土木局長	挾間 茂
	同 計畫局長	山崎 巖
	内務書記官	松村 光磨
	同	福本 柳一
	大藏省理財局長	中島 清二
	陸軍工兵大佐	相田 岩夫
	陸軍砲兵大佐	鎌田 銓一
	司法省民事局長	中西 貞喜
	電氣廳第一部長	大森 洪太
	鐵道省監督局長	藤井 崇治
	同 運輸局長	鈴木 清秀
	同 經理局長	山田新十郎
	同 鐵道書記官	池井 啓次
	同	山脇 秀輔
	同	堀木 謙三
	同	鈴岡 正矣

帝都交通調整の經過

昭和十三年九月十五日、第一回交通事業委員會が開催された結果、差當り交通事業の調整を必要とする地方を東京市、大阪市、富山縣、香川縣、福岡縣の五地方とし、第一に東京市及其の附近の調整

に着手し、その他の地方は順次適宜に取上げて行ふことに方針が定つた。東京地方の交通調整の區域は原則として都心を中心とし、約三十軒乃至四十軒の圓周範圍内に行ふを適當とし、これを決した。即ち帝都交通調整の目安としての調整區域は次の實範圍に決定した。

目安としての調整區域

(昭和十三年十二月二十日) 第三回特別委員會承認

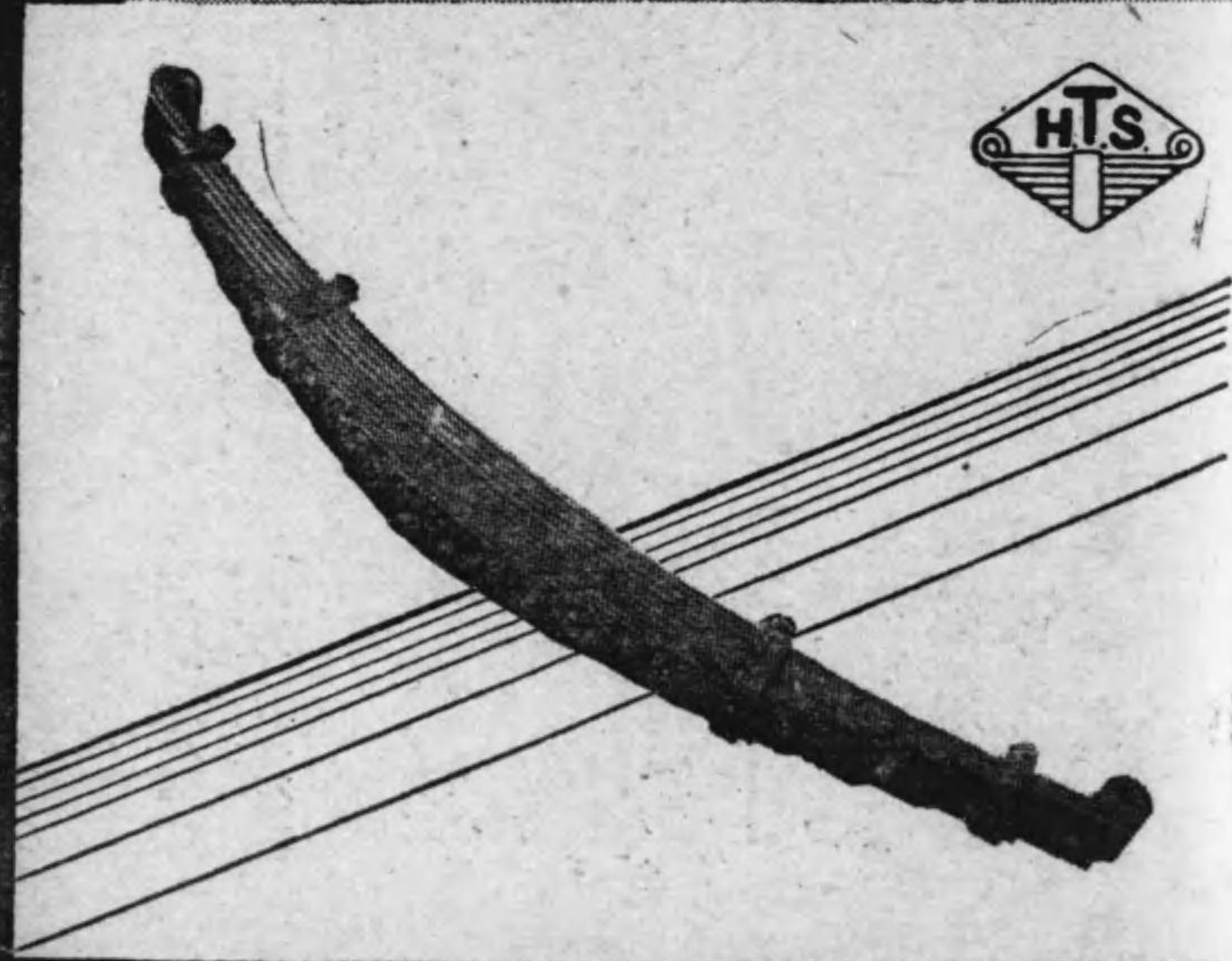
〔東京府〕 東京市全部、八王子市全部、北多摩郡全部、南多摩郡(淺川町、町田町、日野町、南村、鶴川村、忠生村、多摩村、稻城村、由木村、堺村、由井村、七生村、小宮村)

〔神奈川県〕 横濱市全部、都築郡全部

〔埼玉縣〕 浦和市全部、川越市全部、川口市全部

入間郡(所澤町、豐岡町、入間川町、山口村、吾妻村、松井村、富岡村、柳瀬村、三芳村、水谷村、宗岡村、南畑村、鶴瀬村、大井村、福岡村、高階村、南古谷村、古谷村、田面澤村、小手指村、三ヶ島村、藤澤村、入間村、堀籠村、福原村、日東村、

東發のバネ



株式會社 東京發條製作所

本社 東京市蒲田區北桃谷町二二二九
 電話大森二〇九六・二六三九番
 横濱工場 鶴見區鶴見橋際
 電話鶴見四二七一・二一一四番
 武蔵野工場 府下北多摩郡小平村野中新田

交 通 統 制

大田村)
 北足立郡(大宮町、奥野町、蕨町、鳩ヶ谷町、草加町、大和田町、志木町、朝霞町、片山村、新倉村、白子村、内間木村、笹目村、美谷本村、戸田村、大辻村、土合村、大久保村、植水村、三橋村、日進村、指扇村、馬宮村、新郷村、谷塚村、安行村、新田村、芝村、神根村、戸塚村、尾間木村、大門村、三室村、野田村、片柳村、七里村、大砂土村、春岡村) 南埼玉郡(粕壁町、岩槻町、越ヶ谷町、大澤町、潮止村、八幡村、八條村、川柳村、出羽村、荻島村、新和村、柏崎村、和土村、豊春村、川通村、武里村、大袋村、櫻井村、新方村、増林村、大相模村、蒲生村)
 北葛飾郡(吉川町、八木郷村、戸ヶ崎村、彦成村、早稻田村、三輪野江村、旭村、金杉村、松伏領村、川邊村、豊野村、幸松村、南櫻井村)
 (千葉縣) 千葉市全部、市川市全部、船橋市全部
 東葛飾郡(我孫子町、野田町、柏町、流山町、小金町、松戸町、行徳町、南行徳町、浦安町、川間村、七福村、旭村、梅郷村、福田村、新川村、八

木村、田中村、富勢村、手賀村、風早村、土村、馬橋町、高木村、大柏村、鎌ヶ谷村)

千葉郡(津田沼町、幕張町、大和田町、二宮町、豊富村、睦村、橋橋村) 印旛郡(白井村)

本邦バス事業統制の経過

年 度	業 者 数	路 線 数	一業者當 營業軒
十 二 年 末	二、四二二	九五、八三四・一	三九・六
十 一 年 末	二、七四七	九八、九三六・七	三六・〇
十 年 末	三、〇九三	一八〇、〇一七・二	三四・九
九 年 末	三、五三九	一一五、五一三・一	三二・六
八 年 末	四、三一	一二九、八六六・三	三〇・一
七 年 末	四、三〇五	一二八、四六〇・三	二九・九
六 年 末	四、二七六	一二三、二二一・一	二八・八
五 年 末	三、七七〇	一一〇、七五六・四	二九・四
四 年 末	三、七七一	一〇七、三一・七	二八・一

製品

日本及各國特許
 飛行機自動車等の座席の充填用
 ヘアーロツク
 木炭自動車瓦斯濾過用材、其他
 日本及外國特許
 チーアフエルト
 防音保温材

清水貿易株式會社

ヘアーロツク部

本社 東京市品川區南品川六ノ一五一四
 電話高輪(44)四一三五・三七二二・二五三〇
 工場 横濱市中區花ノ木町一ノ一
 電話長者町二一八五番

營業目録

各種エンヂンバルブ
 キングピンブツシユ
 フォードコンネクチングロツト
 研磨加工一式

東京横濱電鐵株式會社

協和製作所

營業部 東京市蒲田區糞谷町三丁目七二番地
 工場 電話大森(06)四〇三二番

創立明治廿九年

營業科目

各種各種
各種各種
各種各種
各種各種
各種各種
各種各種



N.A.K.

日本アスベスト株式会社

東京營業部 東京市京橋區銀座西六丁目三番地
大阪營業部 大阪市此花區下福島五丁目一八

出張所
名古屋市中區古澤町五ノ廿二
福岡市渡邊通三丁目一七六番地
戸畑市東本町一八六番地
長崎市愛宕町四五番地
大連市山縣通大倉ビル

大阪市西淀川區花川町二〇六番地

豊ガスケット株式会社

(省線電車塚本驛南一丁)
電話福島(45)四一〇八番
振替大阪六六一八〇番



營業品目

放熱器專門設計製作
自動車用放熱器
航空機用放熱器
カリン機用放熱器
其他船内燃機用放熱器

日本ジェター製造株式会社

工場 { 東京市中野區柴町通り二ノ井三番地
東京市中野區富士見町井三番地
電話中野(38)6908・7773番

特許289000號 内燃機関 井島式装置

代用燃料使用装置
ガソリン節約装置

燃料國策に順應しガソリンの消耗を防遏ませう!!



- 一、馬力三割方増強スル
- 一、エンヂン極メテ好調トナル
- 一、完全燃焼ニ因リエンヂン生命倍加スル
- 一、走行距離二割以上延長ス
- 一、冷寒期ノ始動至極容易トナル
- 一、永久ニ使用ヲ得絶對故障起ラズ
- 一、カーボンノ發生全然ナクナリエンヂン修理不要ナリ
- 一、代用油ヲ以テ操車可能

井島内燃氣化研究所

東京市荒川区日暮里四丁目161

商工省優良品認定工場

自動車内燃機関・電機装置



株式会社 岡野電機製作所

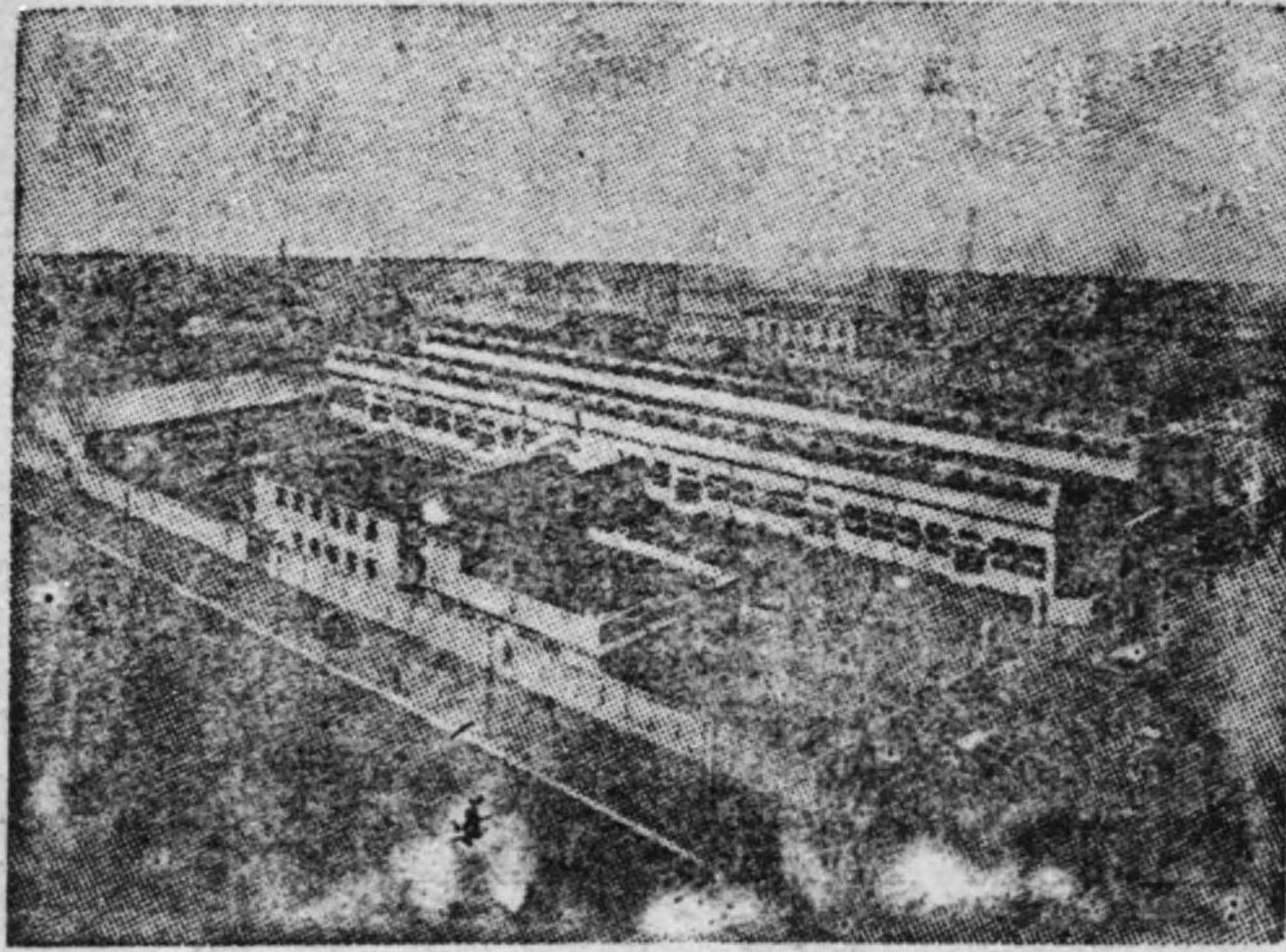
専務取締役 岡野 章

東京市江戸川区一之江三丁目十三番地

電話 江戸川 (三) 四七番
(五) 三一番
振替東京五〇一三六番

創業大正五年

營業(各種自動車附屬品) 製造並販賣
科目(プレス抜搾加工品)



工場全景

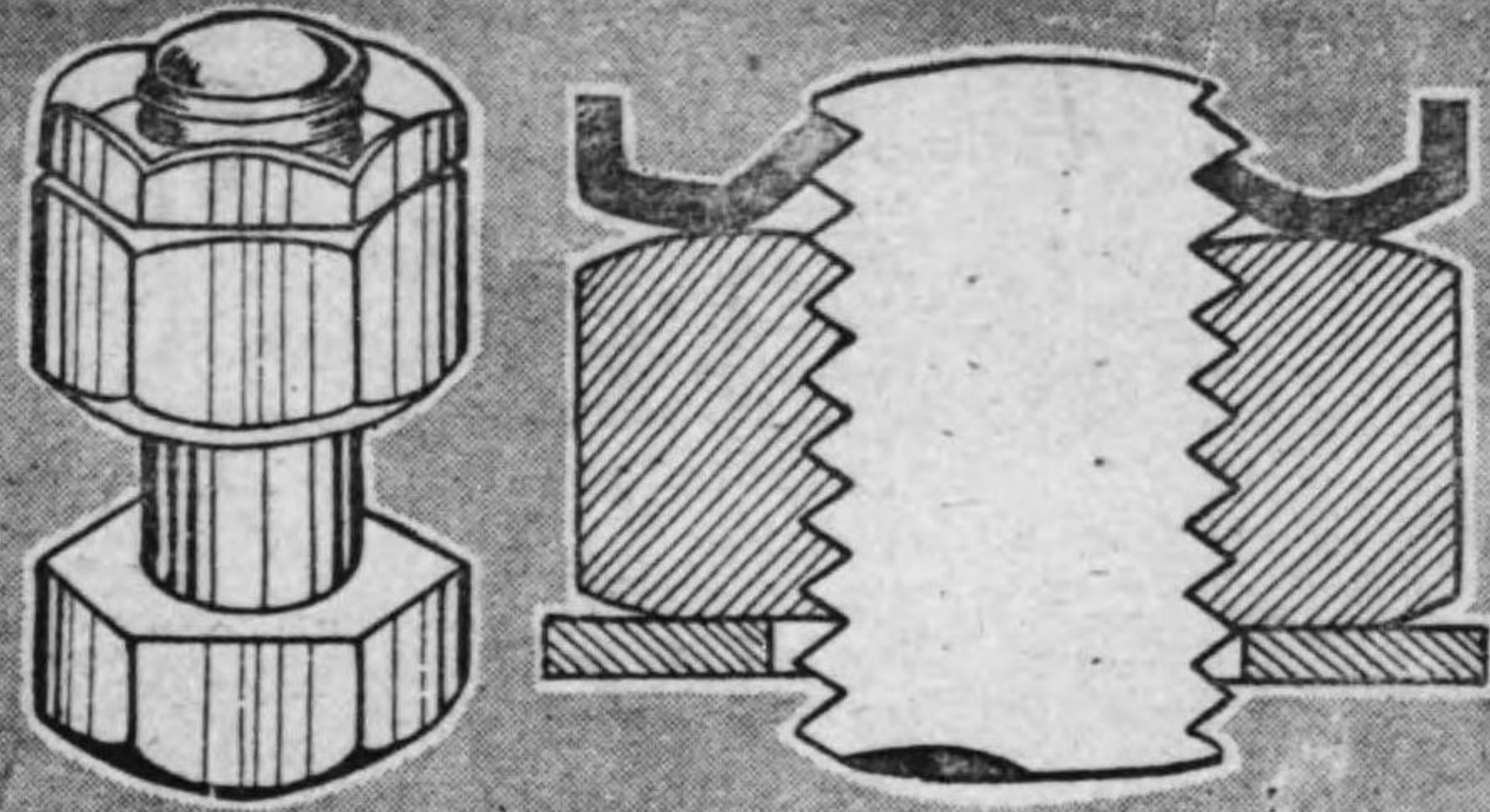
資 金 製 作 所 合 會 社

東京市芝區西久保巴町六〇番地

電話 芝(43) 一〇一〇一〇一

品川工場 東京市品川區東品川四丁目三四番地

電話 高輪(44) 三三二〇番



多年研究の 新製品出づ!

ロックナットはダブルナットの代用優良品にてベネの作用により如何なる振動に際しても緩む事絶対になく航空機、自動車等のエンジン部に使用して絶讃を博せり。

=主要販賣品目=

- レザークローズ一般
- バス方向表示捲取機
- ユニオンウインドワイパー
(バキューム式)
- テレンプ・モケット・麻布一般
- 室内裝飾材料一般



株式 二葉屋商店 會社

社長 神谷傳三郎

東京市芝區田村町二丁目一番地

電話 銀座二四一ニ・六九八一番

營業所 福岡市・札幌市

薪炭瓦斯自動車用 電動送風機

薪炭瓦斯自動車用



風量調節装置

三大特長

一、風量調節装置
紅彩絞式調節器が装置され風量は自由調節し得る。

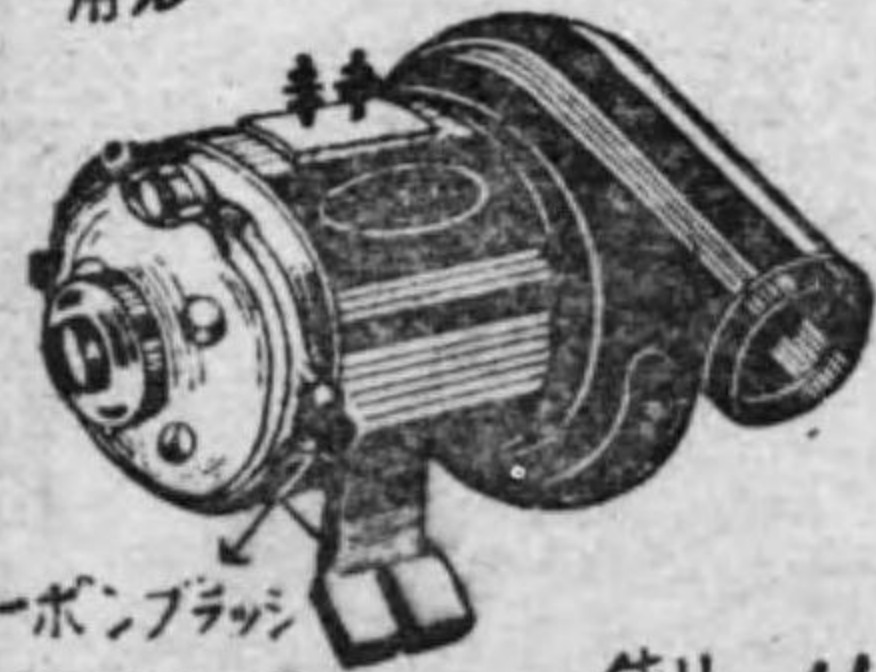
二、カーボンブラシ調節装置
鋼製キャップを取り筒内の押捻に依り自由にカーボンの調節が出来、最後迄カーボンを使用し得る。

三、小型にて超軽量
在來品より非常に小型にて大部分アルミニウム製ゆへ軽量で普通薪炭車用並小型車用にも使用し得。

(切換スイッチ)



大量生産 価格低廉



カーボンブラシ
調節装置

- 仕様**
- 消費電流 二四アンペア
 - 廻轉數(毎分) 八、六〇〇廻轉
 - 風速(毎秒) 六・八米
 - 重量………三瓩

製作發賣元

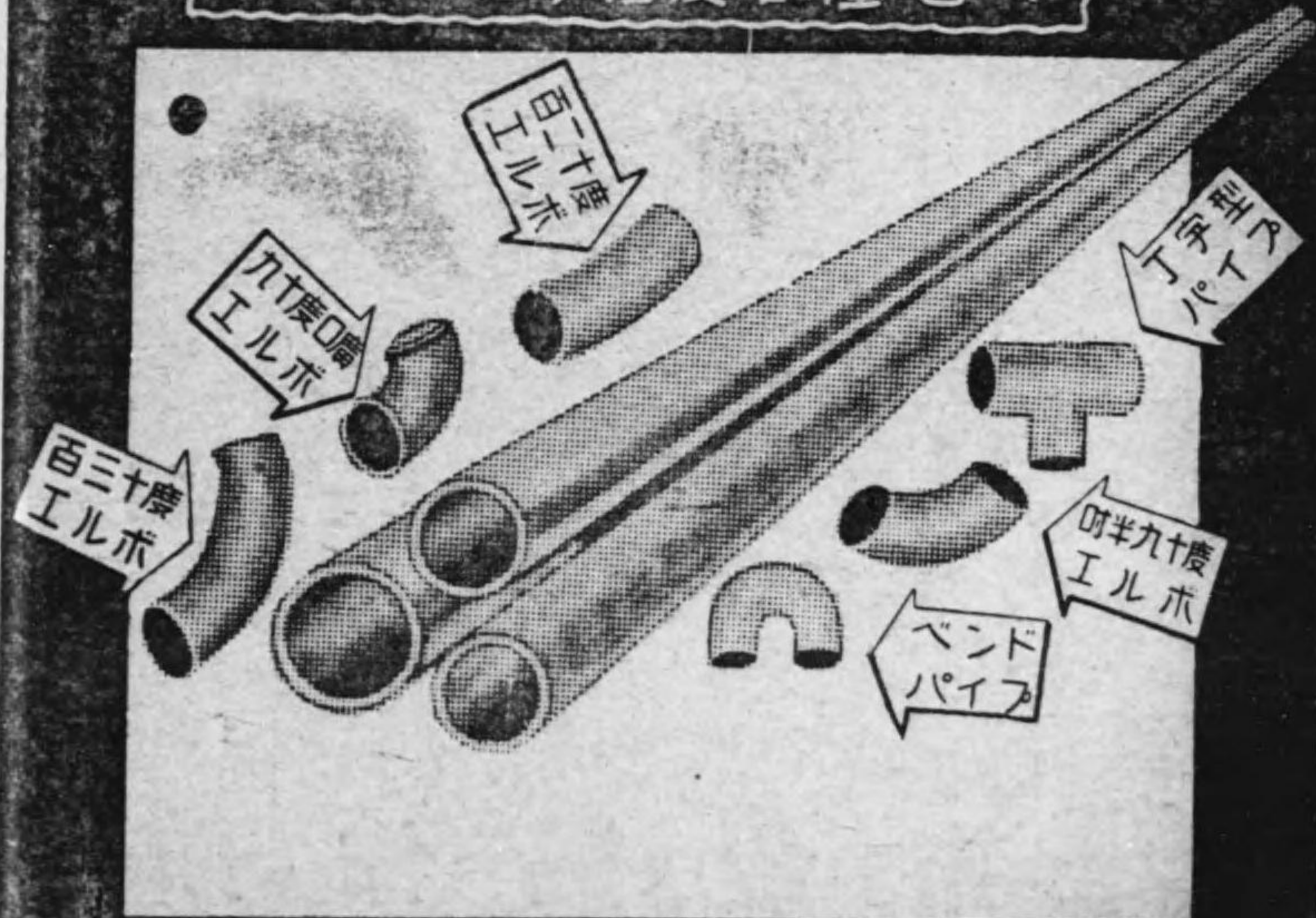
吉川嘉信製作所

東京市本所區横川橋三、六
電話墨田(74)四八一番

直並曲パイプ

大量生産! 品質本位! 薪炭瓦斯自動車

太い 細い 曲り程度 各種色々

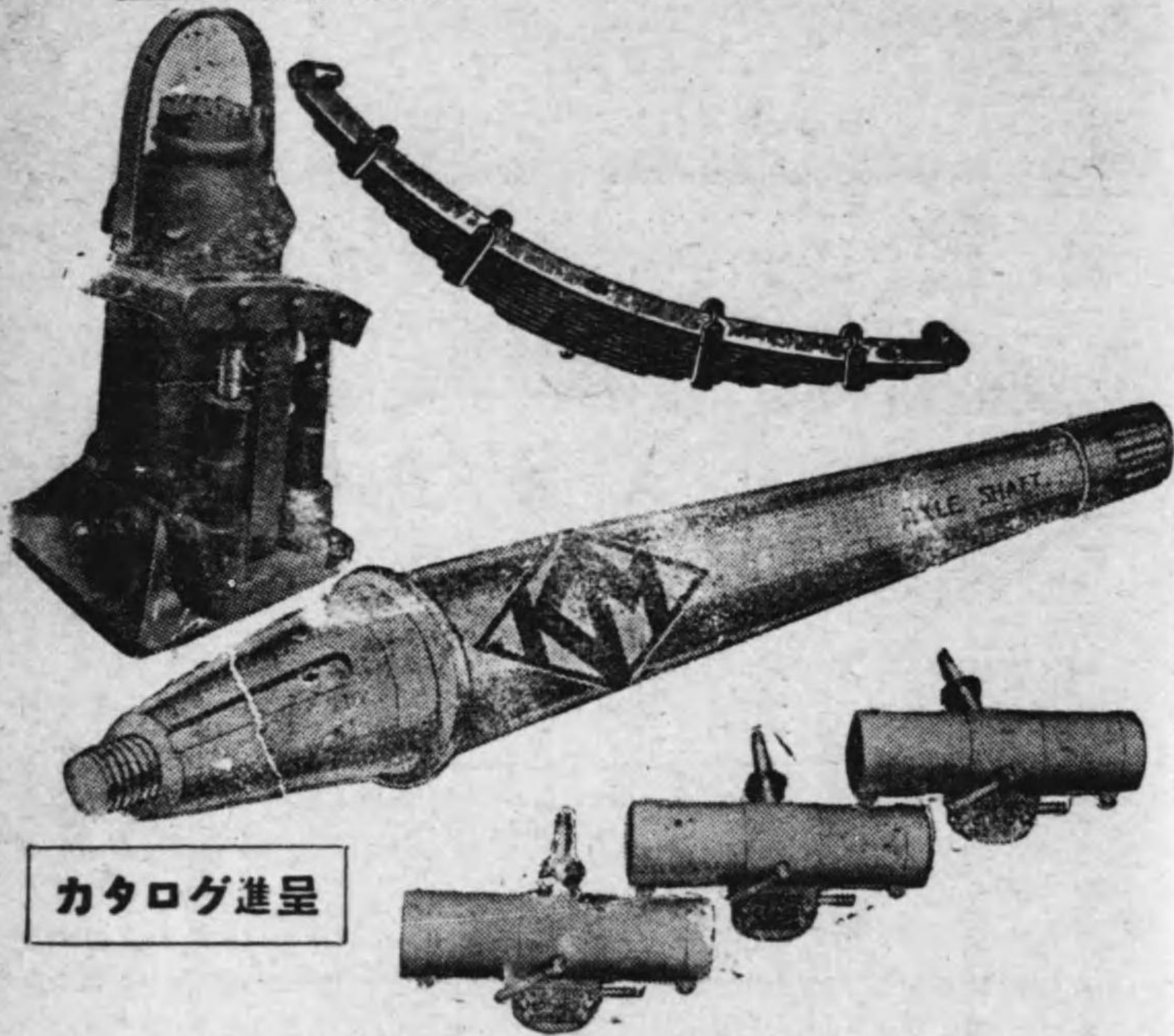


薪炭車部分品製作専門

吉川嘉信製作所

東京市本所區横川橋三、六
電話墨田(74)四八一番

コスミック製品



カタログ進呈

發 賣 元



合資社 香川商會

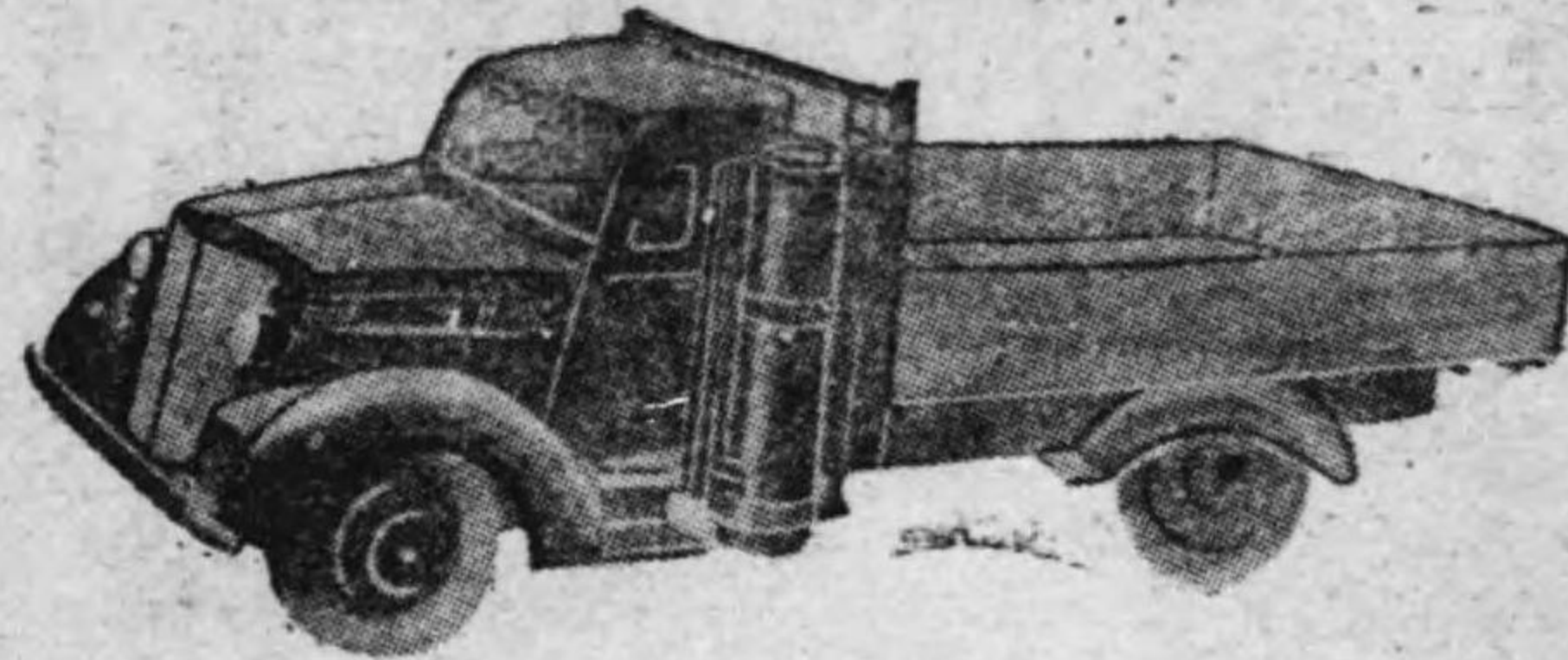
東京市神田區仲町二丁目五番地 (省線秋葉原驛前旅籠町電停前)

電話下谷 (83) 六三六八・七五四九番

振替口座東京九八七一一番

「モーラ」部 東京市神田區仲町一丁目十番地

陸式 薪瓦斯發生裝置 自工型



◎五大特長◎

1. 國內天然資源を加工を要せず直接100%有効に利用し得、且つ使用量に制限を受けません。
2. 燃料費が最も低廉であります。
3. 薪に含まれて居る水分を利用して水素瓦斯に富む瓦斯が得られ、構造手數簡單にして燃料瓦斯として優良な瓦斯が得られます。
4. 發生爐火室内溫度が比較的低い爲、耐火煉瓦を使用する必要なく、従つて構造堅牢にして耐久力が強く、長時間の過荷量に耐へ得ます、自工型發生爐の耐久力は四、五年間は何等修理する事なく毎日使用し得ます。
5. 従來薪瓦斯發生爐の缺點でありました、タールに依る故障は製作歴史が最も古く多年苦心研究の結果改良を加へた自工型薪瓦斯發生爐に於て、適正なる取扱を行ふ時は、此の故障は全く除かれました。
(發生爐内の薪は機關の停止の時には燃焼して居ません)

陸式 薪瓦斯發生裝置 自工型

日本燃料機合同株式會社埼玉茨城縣販賣代理店

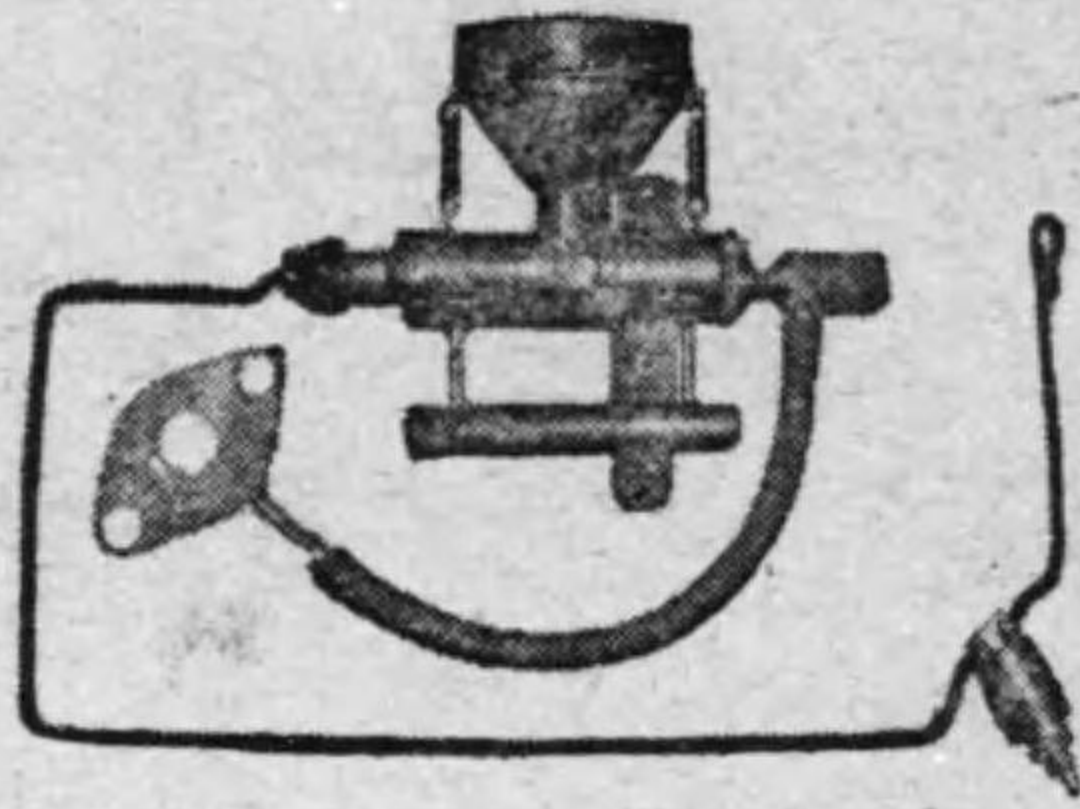
ライト自動車工業株式會社

本社 東京市芝區芝浦二丁目 電話三田1320番
工場 埼玉縣粕壁 電話粕壁71番

PATENT 288463
288462

驚異的發明貢獻

ナフタリン瓦斯發生 自動車増力燃料節約器



驚く程力が出る

ガソリン節約一—三割

特 徴

- 一、爆發力増大
- 二、超完全燃焼
- 三、エンジン回轉圓滑
- 四、器械堅牢
- 五、登坂力、出足増力
- 六、煤炭除去

御 用 命 先

名古屋鐵道局殿 陸軍東京工廠殿 高崎構内自動車殿
 仙臺構内自動車殿 神奈川縣土木課殿 伊勢朝熊登山バス殿
 外貳千有餘臺納入

- 本装置の説明
- 一、エンジンの上部に簡易に取付得らる
 - 二、ナフタリンは炭素10水素8の結合物なり
 - 三、ナフタリンに熱温を加へ瓦斯狀に爲す
 - 四、ナフタリン瓦斯即ち炭化水素瓦斯とクラックケース内に有る漏洩瓦斯を利用合併し吸入多氣管へ送るからガソリン混合氣の補助と成り絶大なる効果を發揮す
 - 五、ナフタリンは安價で片田舎の町でも自由を得られる費用百軒毎五錢

呈 募 贈 録 型 代
理 店

日本應用理化學研究所

東京市下谷區上車坂町二十九番地新田ビル
 電話 根岸 (87) 3005・3006
 電 略 (オ) 又 ハ (オーケン)

國產自動車 部分品專門製作部



主要製品

各種ピストン 電 装 部 分 品

地方出荷迅速
在庫豊富・乞御照會

中島商會

東京・芝區田村町ニノ三
 電話 銀座(57)6740 番

鏡後の保健

川崎大川崎
 穴守稲荷
 弘明寺觀音
 金澤百觀音
 神武寺
 走水神社

三浦半島
 小見園
 花園

品川

穴

川崎

溝田

川崎

花園前

湘南逗子

金沢八景

三崎

浦賀

沿線優秀ハイキング
 コース豊富

季節により割引あり

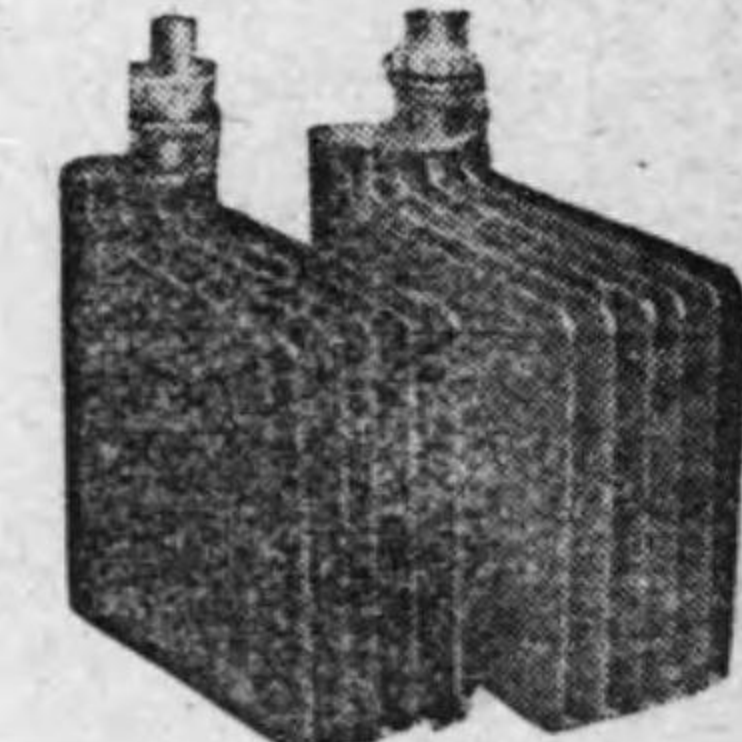
川品はりの
 京濱湘南電鉄

所内
 三高電

斯界の最優秀品 關根蓄電池

目種業營

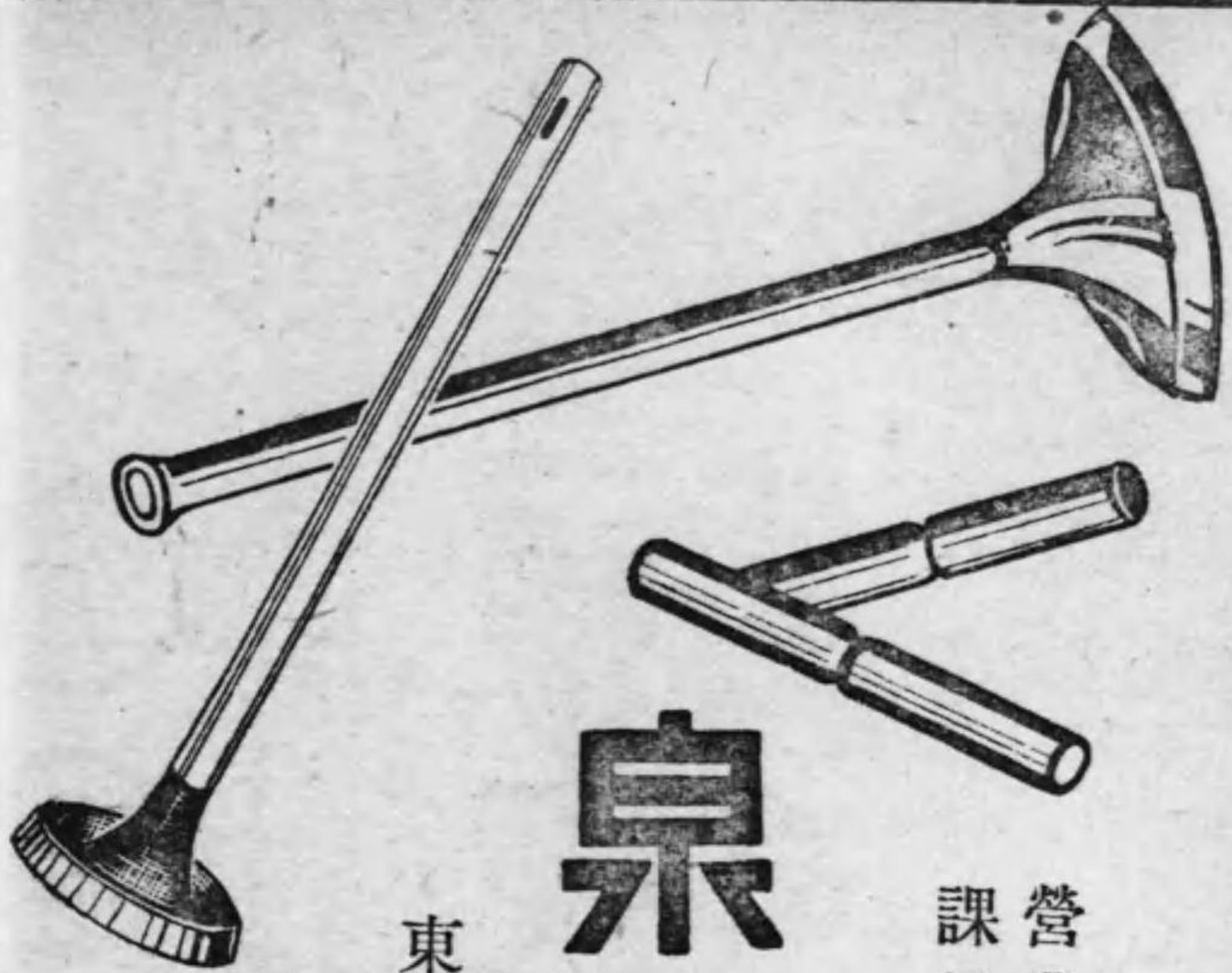
關根蓄電池及極板製造
 蓄電池材料並ニ電球卸



湯淺蓄電池製造株式會社代理店

協電社

東京市芝區田村町二丁目六
 電話 銀座(57) 四六五三・七四八八 振替東京四一〇〇六番
 工場 芝區南佐久間町一丁目五十四



泉谷製作所

營業
課目
自動車部分品・國產車
軌道車特殊內燃機關

東京市芝區田村町二丁目十四番地五號
電話銀座(57)四六一七・五〇三番
振替東京六九七四 五番
工場 荒川區三河島町一丁目二七九一
芝區白金三光町三八七
泉谷製作所 天津河北路緯路大治里
天津出張所

東京橫濱電鐵株式會社

自動車部

本社 東京市澁谷區大和田町一番地
電話澁谷 (46) 自三一一九番
至三三一一九番
自動車部專用電話澁谷 (46) 三三九二番
三八九二番



營業項目

特許HMS耐震蓄電池
 特許自動車方向指示器
 自動車部分品並=附屬品

電氣諸機械器具一般
 設計監督請負
 特許GS蓄電池元賣捌店

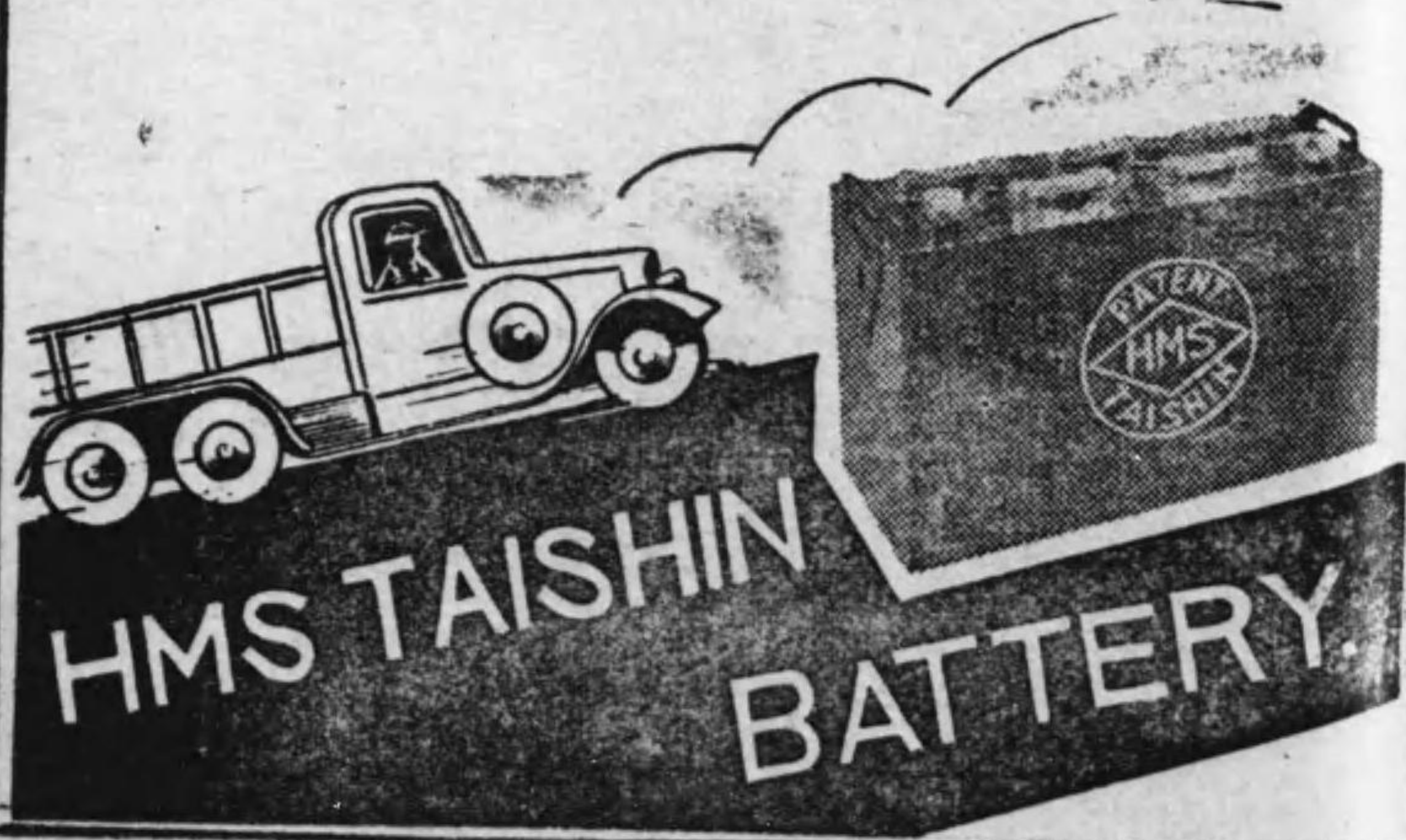
松崎工業所

營業所並工場
 (東京市品川區東品川五丁目計六番地
 電話高輪(44)三五五・三五五六・三五五七番
 振替口座東京八〇四三〇番)

MATSUSAKI ENGINEERING WORKS.

No. 38 5-CHOME HIGASHI SHINAGAWA SHINAGAWA-KU
 TOKYO JAPAN

TEL. No. 3551 • 3556 • 3557 (TAKANAWA)



高橋内燃機工業株式會社

營業項目
 內燃機製作加工
 特殊自動車製作
 一般自動車修理
 設計自動車修理
 改造

本社並=工場

東京市芝區西芝浦三丁目一番地

電話三田(45)一一三三
 九八番



大同金屬熱處理研究所

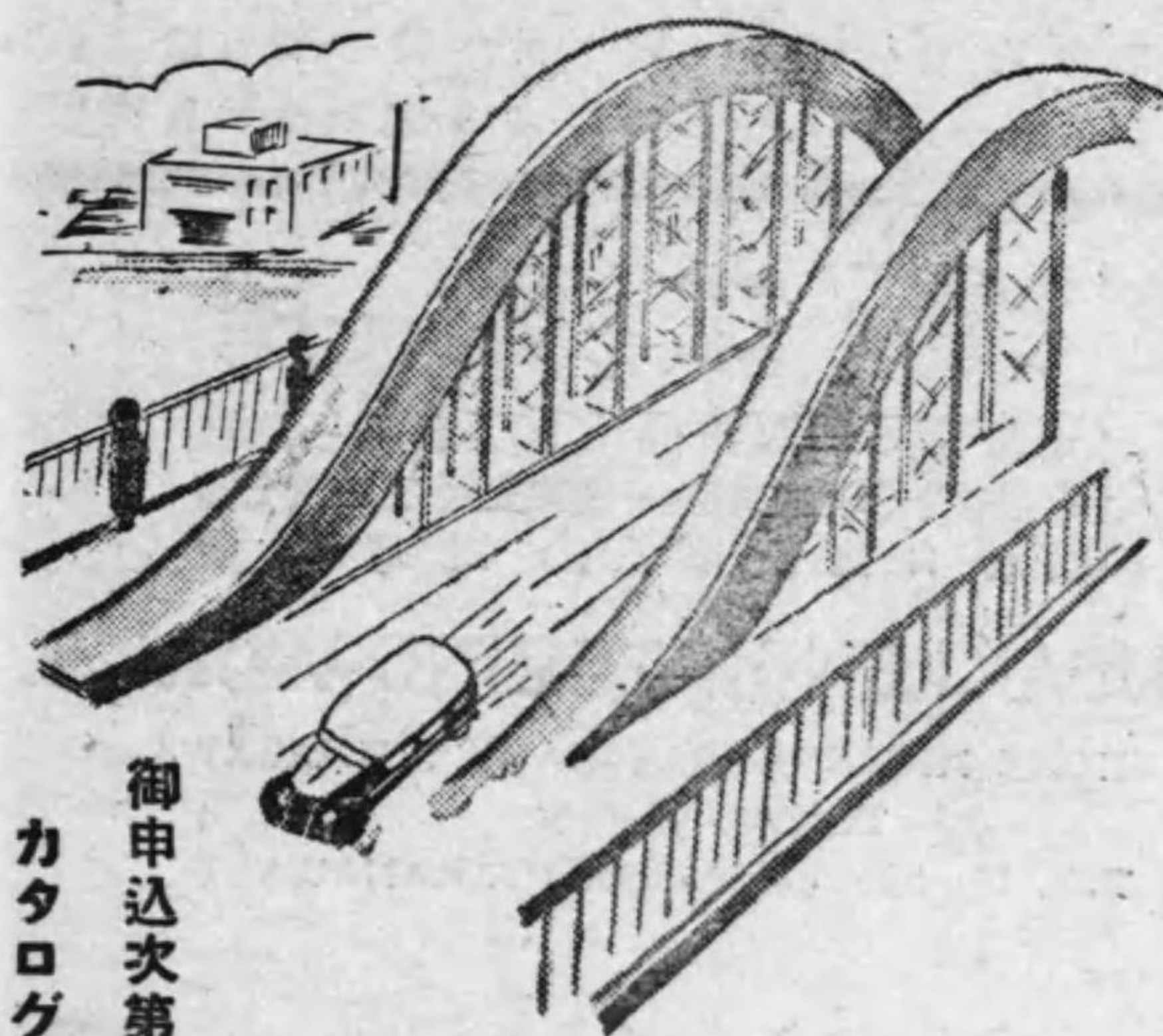
本社 東京市大森區堤方町二四二番地
電話大森五八三六 蒲田五一四一

工場 川崎市大師河原下殿町五五九五
電話川崎二六二四・四七一三

各種自動車部分品

地方發送の迅速な店

在庫豊富



御申込次第
カタログ送呈

猪瀬商店輸出部

東京市深川區佐賀町一の二
電話深川(64)一四四三・一四四四番
振替東京八七七五六番

防空暗幕・疊替

疊工專一式
敷物家具
窓飾材料
作業服映寫幕
其他ミシン加工品

郵券要ス
價格表呈

株式 會社

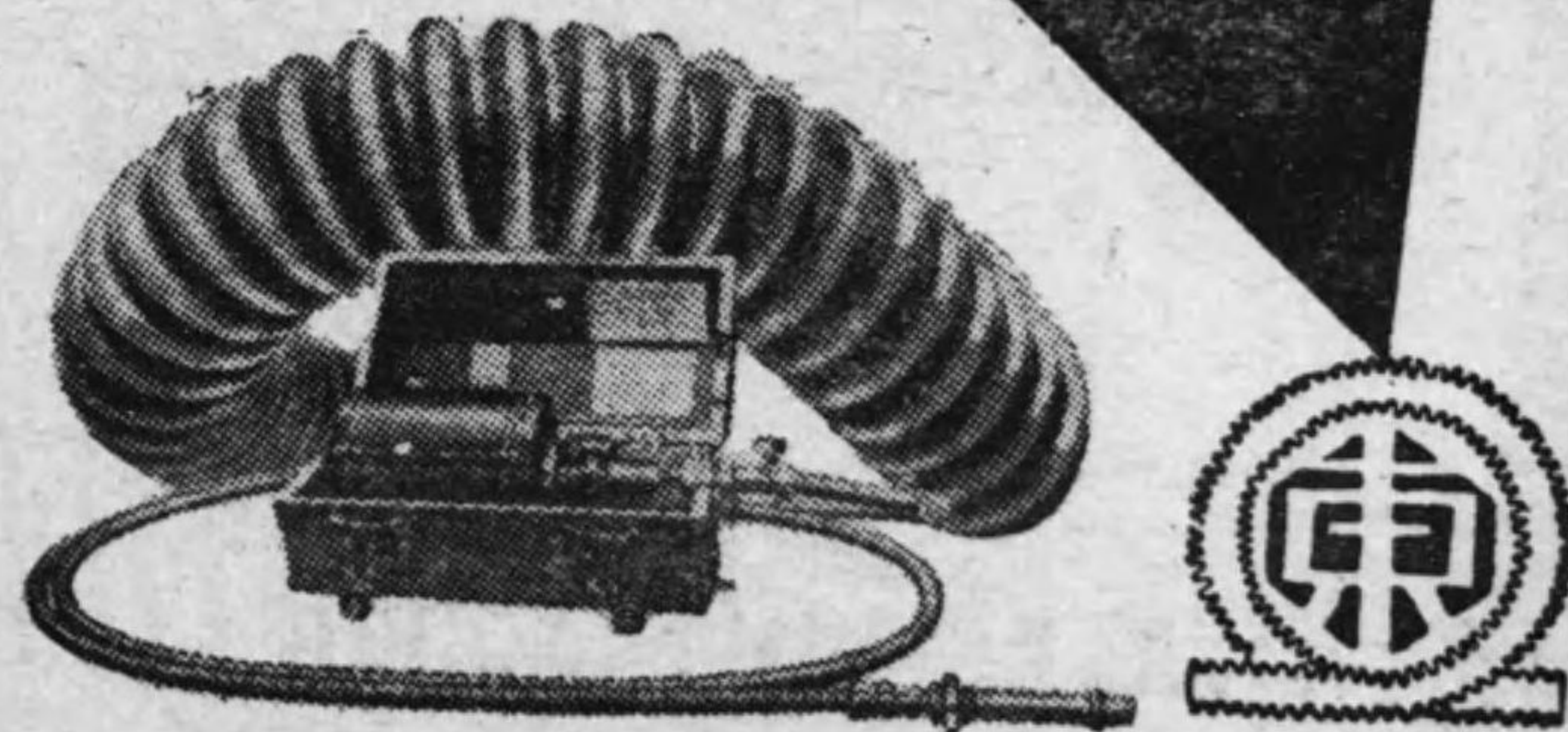
伴傳商店

東京市日本橋区通二丁目
電話日本橋(24) 1072・1073
2916・4561

各種螺旋管

製品種目

特許繼目無螺旋管・各種フレキシブルシャフト工具
各種可撓性軸・特許片山式電氣鑄機
エキスパンションジョイント・撓軸電氣研磨機



陸海軍指定工場
株式會社 東京螺旋管製作所

東京市大森區大森五丁目四五
電話(06)六一二〇・六七八五・八九七二番

N.T.C. IGNITION PARTS



|| 營業品目 ||
自動車部分品
ペークライト製品

日東鐵工社 自動車用品部

本社 東京市京橋區銀座三丁目三(銀三ビル)
電話京橋(56) 8326・1212・5678番
工場 東京市荒川區町屋一丁目八七五

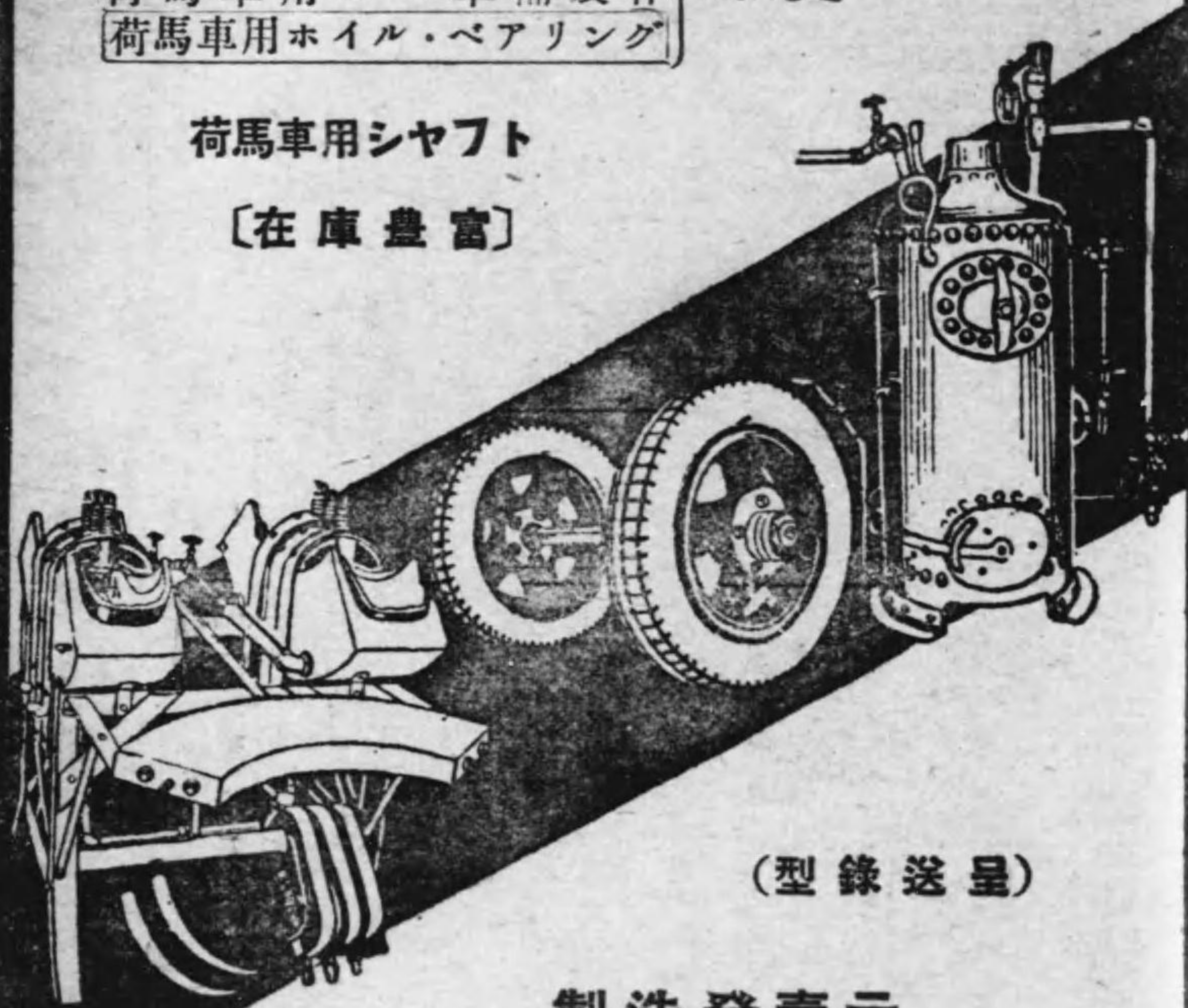
大多喜天然瓦斯株式會社

本社 東京市京橋區銀座西六丁目(朝日ビル)
電話銀座二四一五・二四一六番

タイヤ修理機及工具製作
小型ボイラー(警視廳検査済)
荷馬車用ゴム車輪製作
荷馬車用ホイル・ベアリング

販賣

荷馬車用シャフト
[在庫豊富]



(型録送呈)

製造發賣元

田中タイヤ本店

東京市京橋區越前堀二丁目二十四番地
電話京橋56三五一三番 振替口座東京七〇二四七番

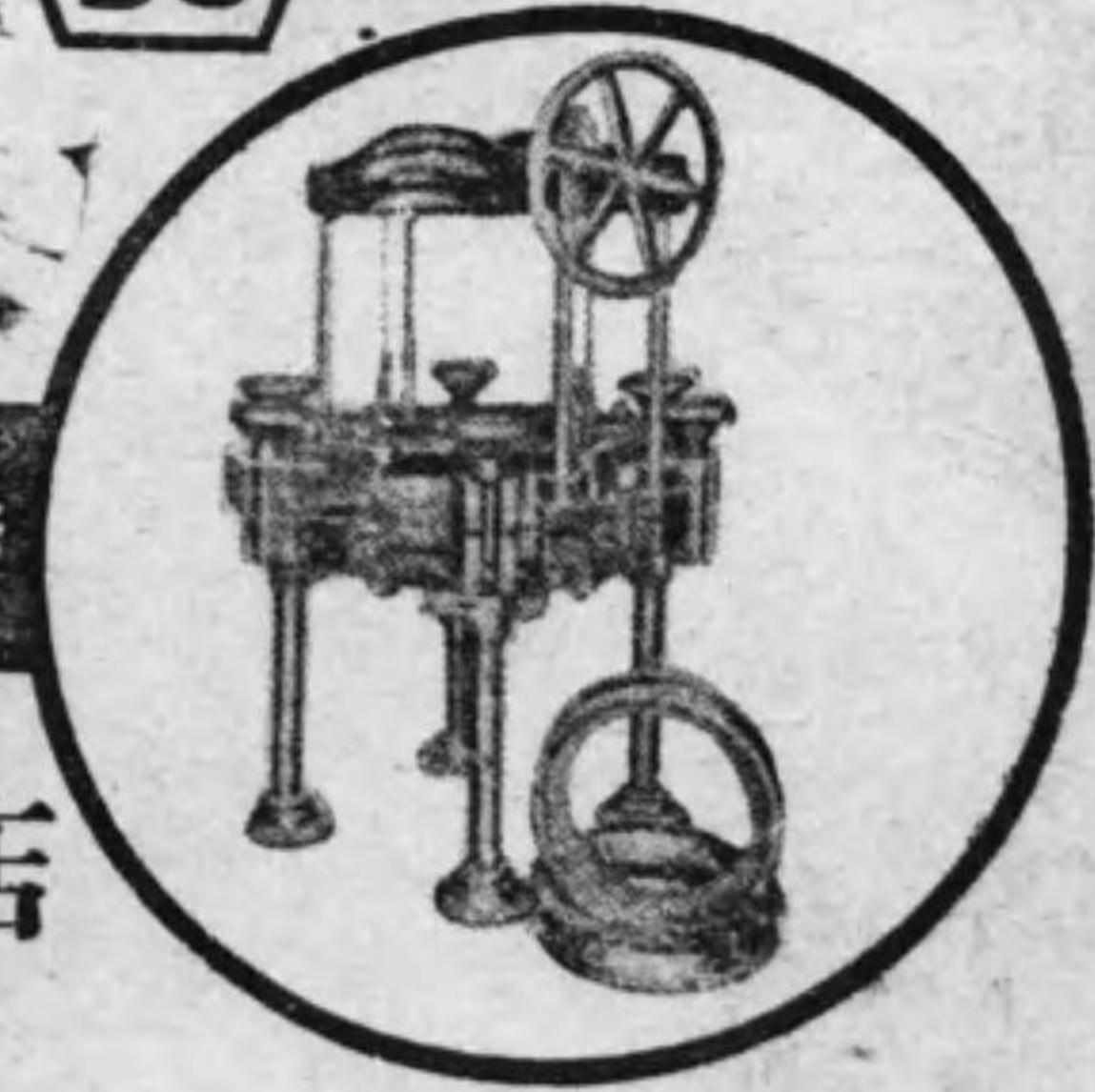
タイヤゴム 東京市荒川區日暮里二丁目七十九番地
精練工場 電話根岸(87)四五三〇番
奉天營業所 奉天市大和區江島町一番地 電話春日町三九二三番

東洋唯一の
タイヤ機械専門店
純国産
日本の誇り
福原式
タイヤ再生機



最高級標準型機械

一面焼・面轉焼・部分焼



東京・神田・松永町・電停前

福原竹利商店

電話下谷 五二七番
振替東京 一〇二二二番

倉庫 東京市下谷區練馬町六〇番地

工場 川口市金山町二百三十四番地
電話 川口 二八二三番

タイヤ修理機械

ゴム・工鼻バルブ



優秀品在庫豊富

値段格安



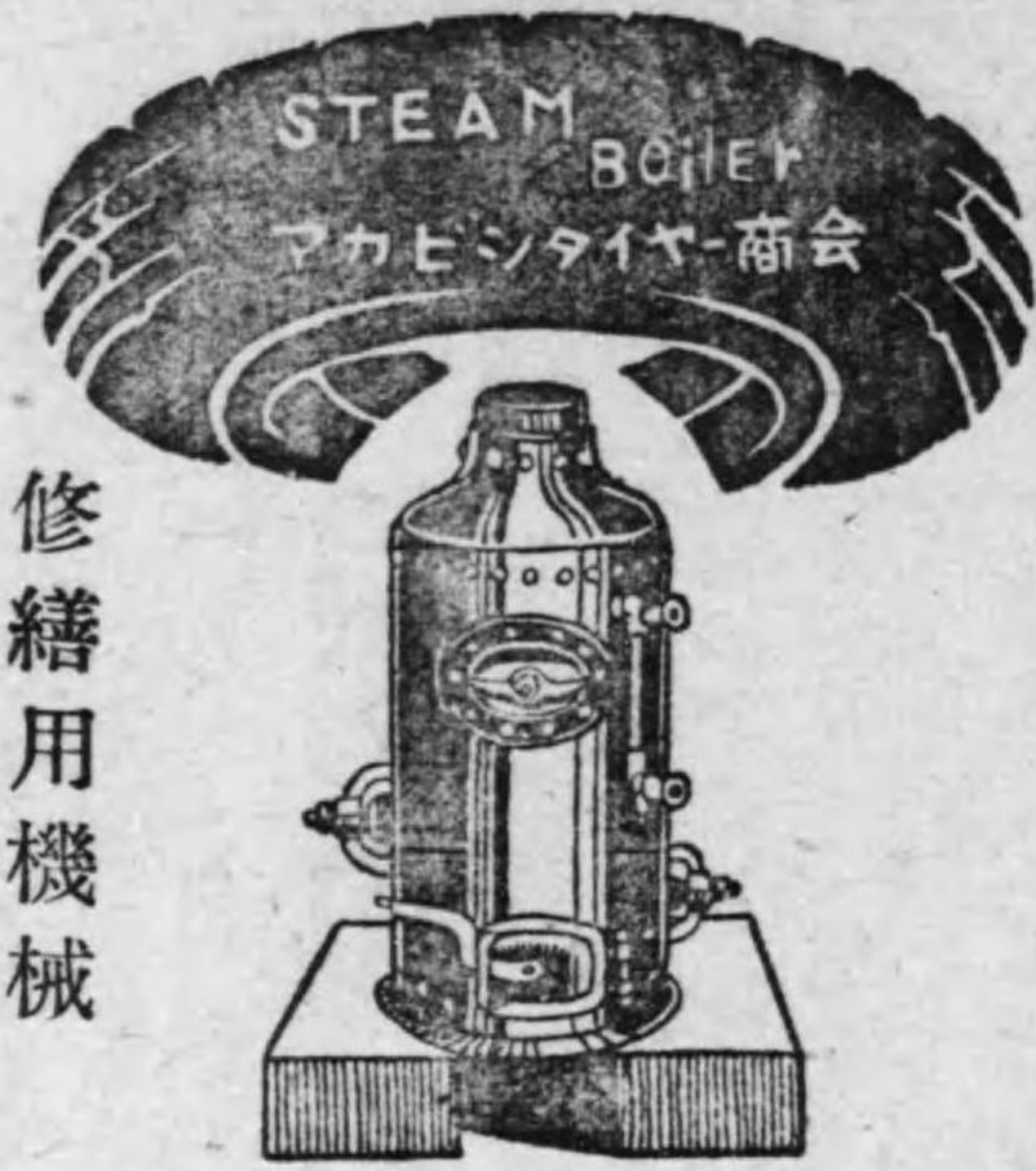
カタログ進呈

東京市芝区通新町二〇番地

資社 有賀商會

電話三田(45)二六六六番
振替東京一一三〇五番
工場芝区芝浦月見町二ノ三番
電話三田(45)一二六〇番

警視廳試驗濟ボイラー



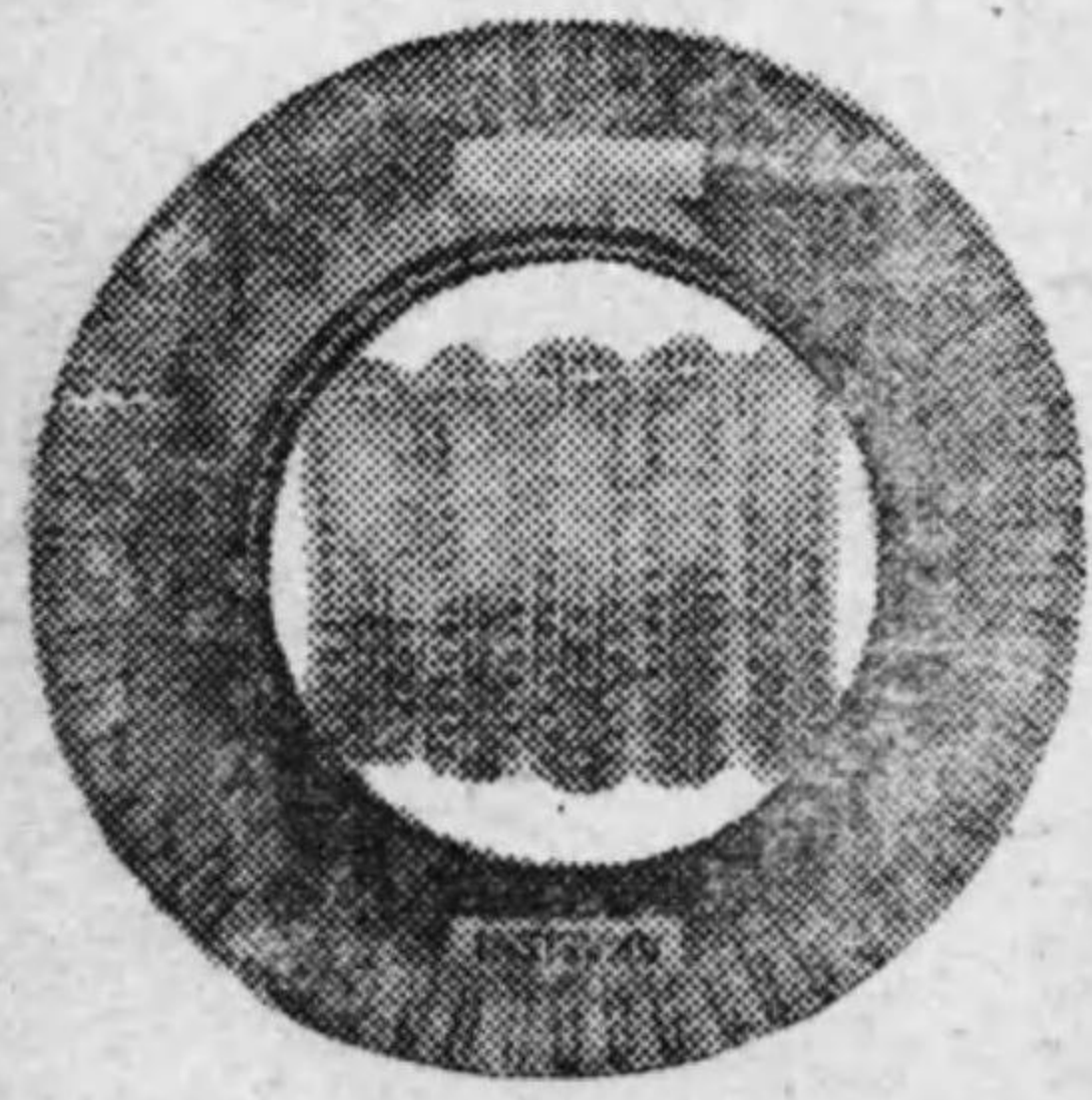
式菱赤

修繕用機械
同 ゴム
同 工具
其他用品一式
丸掛型も多種多様取揃へて
御座います是非御下命の程を

警視廳 検査済刻印 添付

タイヤ修繕用

ボイラーとして全国到る所で
無試験で安心して御使用願へます
寸法は各種類在庫あります
尙御希望の寸法に製作致します



アカビシ・チューブ製造元

赤菱タイヤ商会

東京市豊島区池袋一ノ六九二
電話大塚(86)一四一三
上海市鴻興路三十四號
豊華公司
金津豊次郎

商工省優良品認定

各種自動車用・機械用・ブレーキライニング
並にクラッチフエシング

日の出石綿工業株式會社

本社

東京市京橋區銀座七丁目三ノ六
電話 銀座 (57) 三三九二番

第一工場

東京市葛飾區下千葉町八八
電話 本 田 五 六 一 番

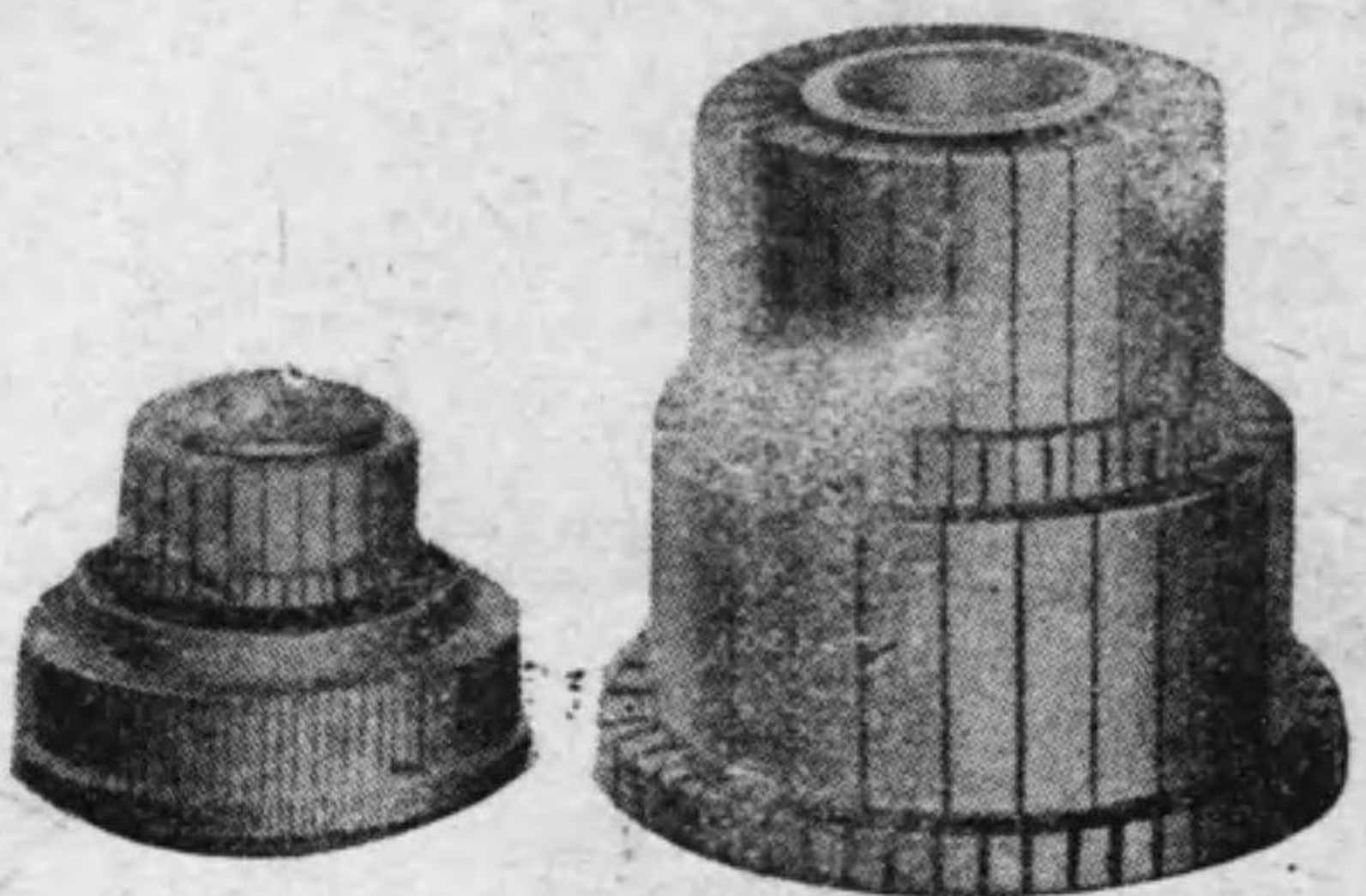
第二工場

東京市向島區吾嬬町西八ノ五一

第三工場

東京市葛飾區小管町五〇五

自動車用



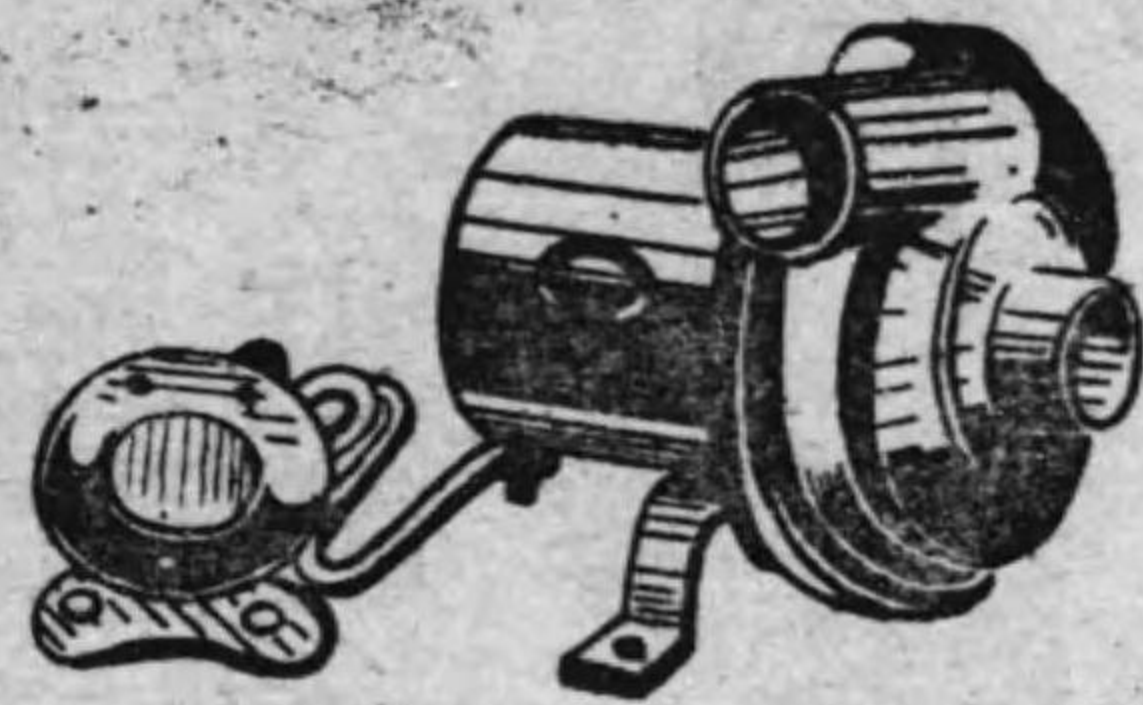
其他各種整流子製作

原田製作所

原田 善弘

東京市下谷區西町二十三番地
電話 下谷 (83) 六四七三番

木炭瓦斯發生爐用 電動送風機



營業品目

薪炭車・ガソリン・チーセル車・蓄電池車
 用電機装置一式・蓄電池各種製造販賣

資社 大河電氣工業所

本社營業所 東京市京橋區八丁堀三丁目七番地
 電話 京橋 (56) { 三九六五番
 振替口座東京九六九六三番
 工場 東京市深川區枝川町二丁目六番地
 電話 深川 (64) 一二六三番

◎陸軍指定工場◎

營業品目

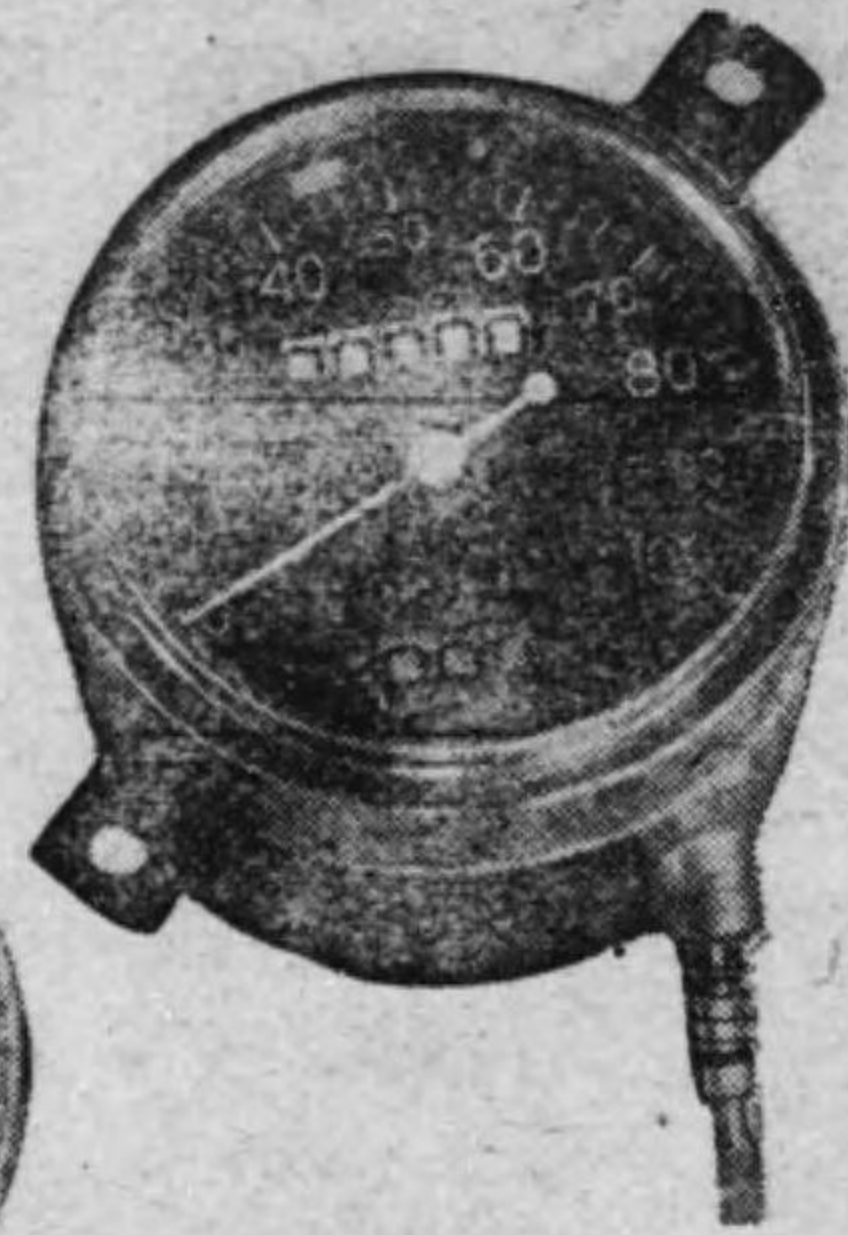
航空機、自動車用各種ガスケット
 石綿、ゴム、各種パッキング

株式會社 日本パッキング製作所商事部

株式會社	商事部	東京市芝區濱松町一丁目四番地
	出張所	電話芝 (43) 二二三三五・四七三六番
	本場	東京市本所區龜澤町三丁目八番地
		電話本所 73 四七二九番
		東京市蒲田區北糝谷町二五八番地
		電話蒲田 大森 五三九六番
		電話蒲田 森田 八三九八番
		滿洲奉天水代町二番地
		電話 四六五五番



キムラ
廻轉計



キムラ速度計

株式會社
木村洋行

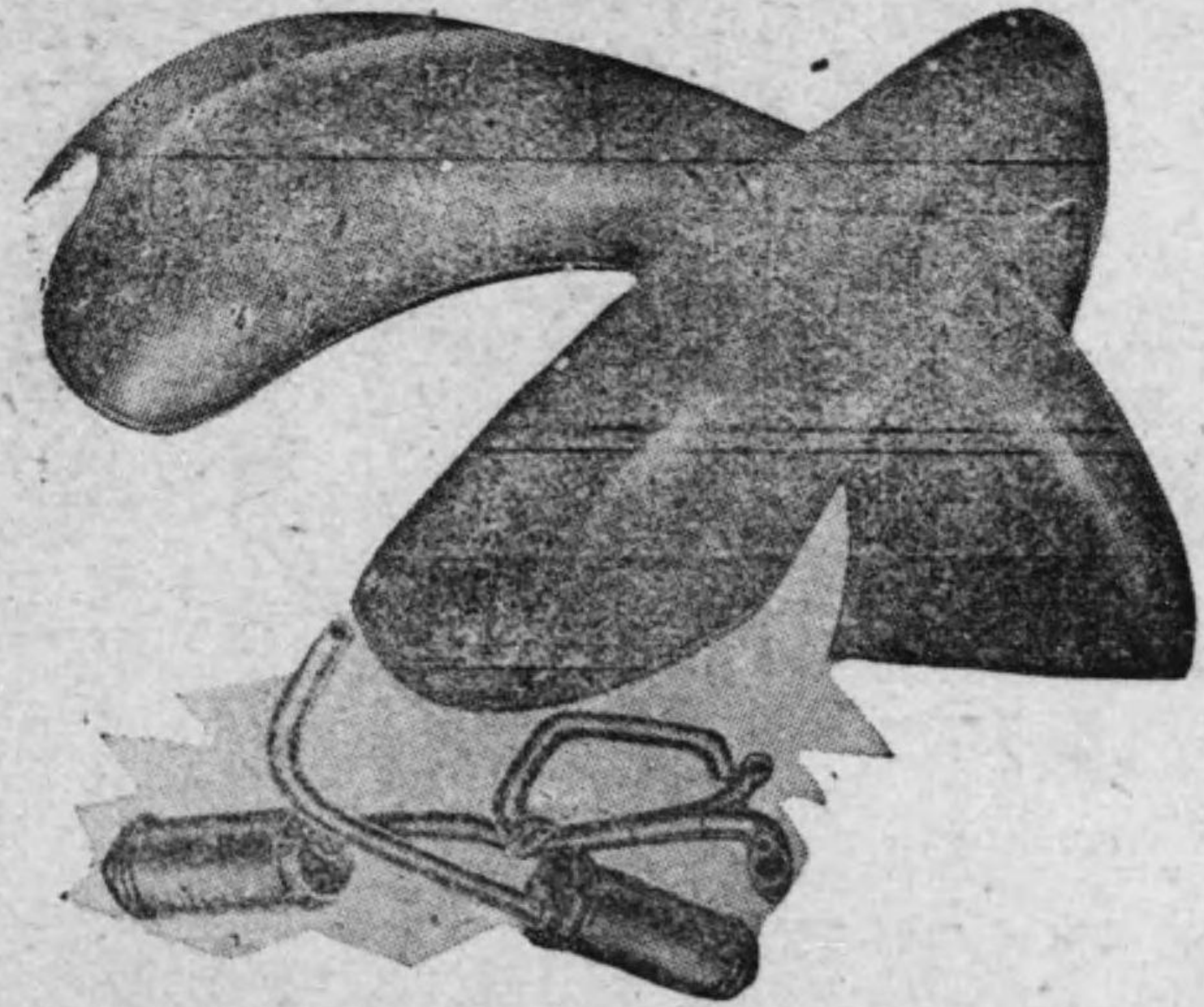


キムラ電氣式燃料ポンプ

本社 東京市麴町區九ノ内三丁目二番地
電話 九ノ内(2) 三六五・四九五・六三〇三番
出張所 大阪市西區七佐堀一ノ一 大同ビル
電話 土佐堀(4) 三六一七番
工場 東京市蒲田區東六郷一丁目一六ノ一
電話 蒲田 四三九五番
五六一四三番

國產 **YK** 權威

各種自動車・フエンダー及ピマフラー製作・卸
航空機・自動車・部分品鍛造型打一式

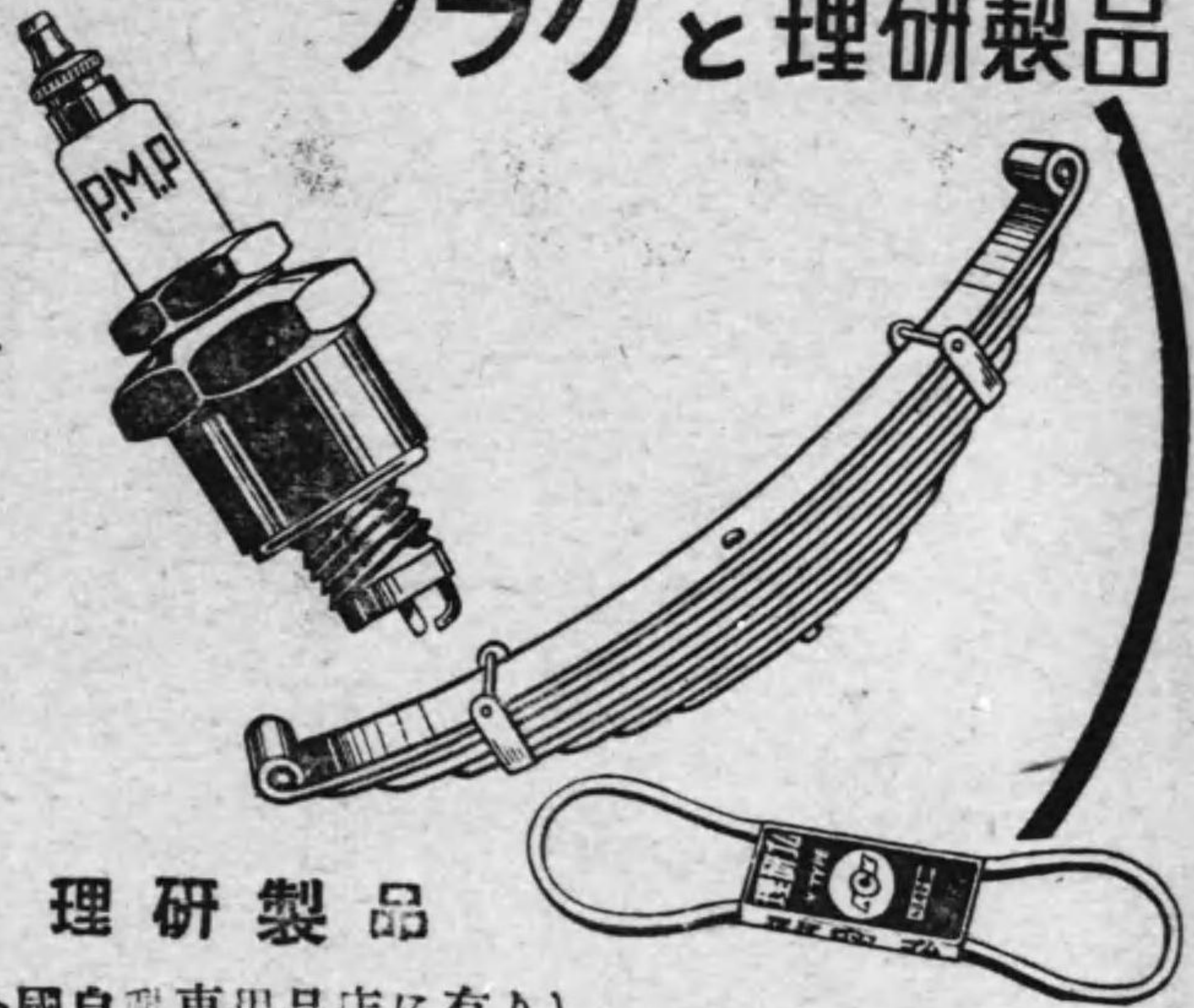


吉澤製作所

營業部 東京市芝區田村町二丁目十二番地
電話 銀座(57) 六二三九番

P.M.P.

プラグと理研製品



ダイヤモンドライニング

理研製品

(全国自動車用品店に有り)

- 理研 フワンベルト
- 理研 オイルブレーキパーツ
- 理研 電機部品
- 理研 ピストンピストンリング

各種自動車用品修繕工具卸販賣

自動車用品分品發賣元

株式會社 大澤商會

東京支店…東京市京橋區銀座西二ノ五 電話京橋五八九一……………(四)
 本店…京都市河原町三條上ル 電話上五二〇一・二五〇一・二六〇四・三六

一般自動車商事
 中古自動車賣買
 自動車修理部完備

不用自動車買入

横井商事株式會社

東京市目黒區上目黒一丁目一二九七

電話渋谷(46)〇〇六三・〇〇八四番

秋田出張所 秋田市手形谷地町下町

電話秋田一一六番

米國オートライト會社製品日滿代理店
 小穴製作所製OE點火栓販賣代理店
 大和合成油工業株式會社製品總發賣元
 大和フエエルボンブダイヤフラム發賣元
 S.T.C・脂肪酸塗料總發賣元
 サンライズイグニツシヨソイル發賣元

其ノ他 自動車用具電氣絶緣材料
 工具類各種並一般工業品



産業貿易商會

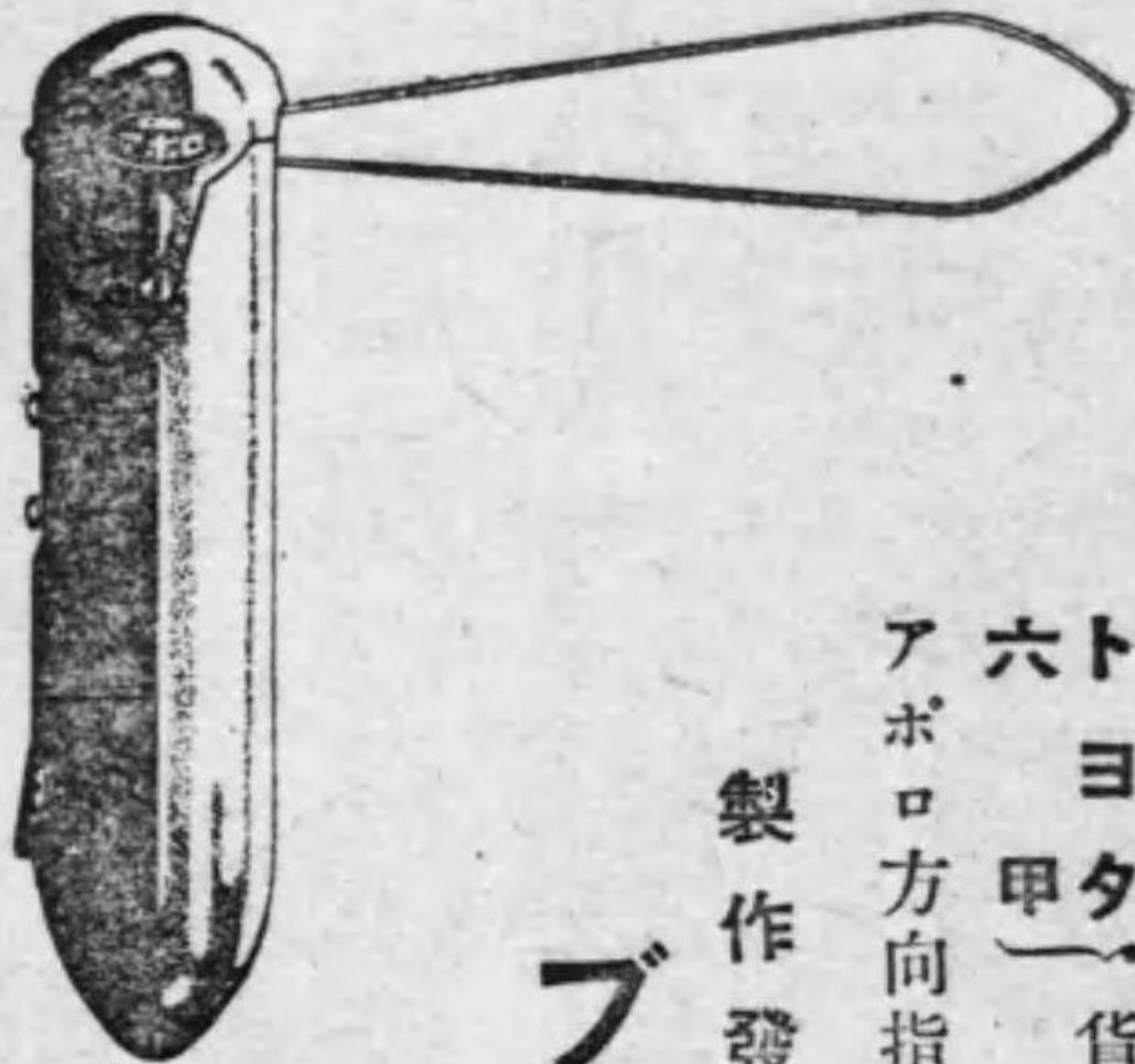
營業所

東京市麴町區丸ノ内丸ビル
 電話丸ノ内(23)五六三八番

工場

東京市大森區大森九丁目
 電話大森四三三五番

◎定認品良優省工商◎



ワイヤー式

アポロ方向指示器

專賣特許 第一〇五一六八號

軍用車

實用新案登録 第二一〇六六九號

ニッサン

貨車御採用

滿洲國特許

第五五八一號

トヨタ

アポロ方向指示器・ダイカスト製品及金型製造

製作發賣元

ブライトアポロ商會

本店 東京市芝區琴平町三十七

電話芝(43)三七五〇

支店 大阪市北區太融寺町十八

電話北(36)一一二五

工場 東京市芝區西芝浦三ノ一

電話三田(15)一〇〇八

第二工場 東京市目黒區本郷町八四

電話荏原(08)六九五九

陸海軍航空隊御用

バルブ専門



尾バルブ製造所

東京市荒川区尾久町二丁目五六〇

營業課目
 飛行機用
 自動車用
 人力車用
 其他拔物挽物一式

電話 下谷 六九〇五番
 振替口座東京 一〇一七二番
 電話 (オク) 又は (オクバ)
 受電略號「アラカワオクバルブ」
 第一分工場 荒川区尾久町二丁目五五七
 第二分工場 荒川区尾久町二丁目五六一
 第三分工場 荒川区尾久町二丁目五六〇
 第四分工場 荒川区尾久町二丁目五〇八

營業品目

各種エンジンバルブ
 キングピンブッシュ
 フォードコンネクショングロツト
 研磨加工一式

東京横濱電鐵株式會社



協和製作所

營業部

東京市蒲田區糀谷町三ノ七二番地
電話 大森(06)四〇三二番

工場

東京市蒲田區糀谷町三ノ七二番地
電話 大森(06)四〇三二番

營業種目
 自動車部分品附屬品
 プレス型拔物
 航空機用金具
 乾電池用テルミ類
 エポナイト加工
 フワイバート加工

東京市品川區南品川五ノ一九七番地

株式會社 若松製作所

電話高輪(44) 七〇八三二一

工場
 東京市品川郵便局私書函第四號
 振替口座東京九六五八八九番
 東京市品川區南品川五ノ一九八番地

各種専門製作

營業品目

各種ハウジング
 プレーキドラム
 ベベル及カウンタギヤ
 プロペラシャフト
 カップリングシャフト
 リヤードシャフト・ホキル
 責任付修理販賣



銃後の勤め

今迄殆ど廢品だったベベルギヤカウンタギヤの再生に成功いたしました。眞の非常時物資節約の折柄各方面より多大の好評を博して居ります。何卒御利用の程を希上げます。

在庫豊富・修理完成品交換サービス

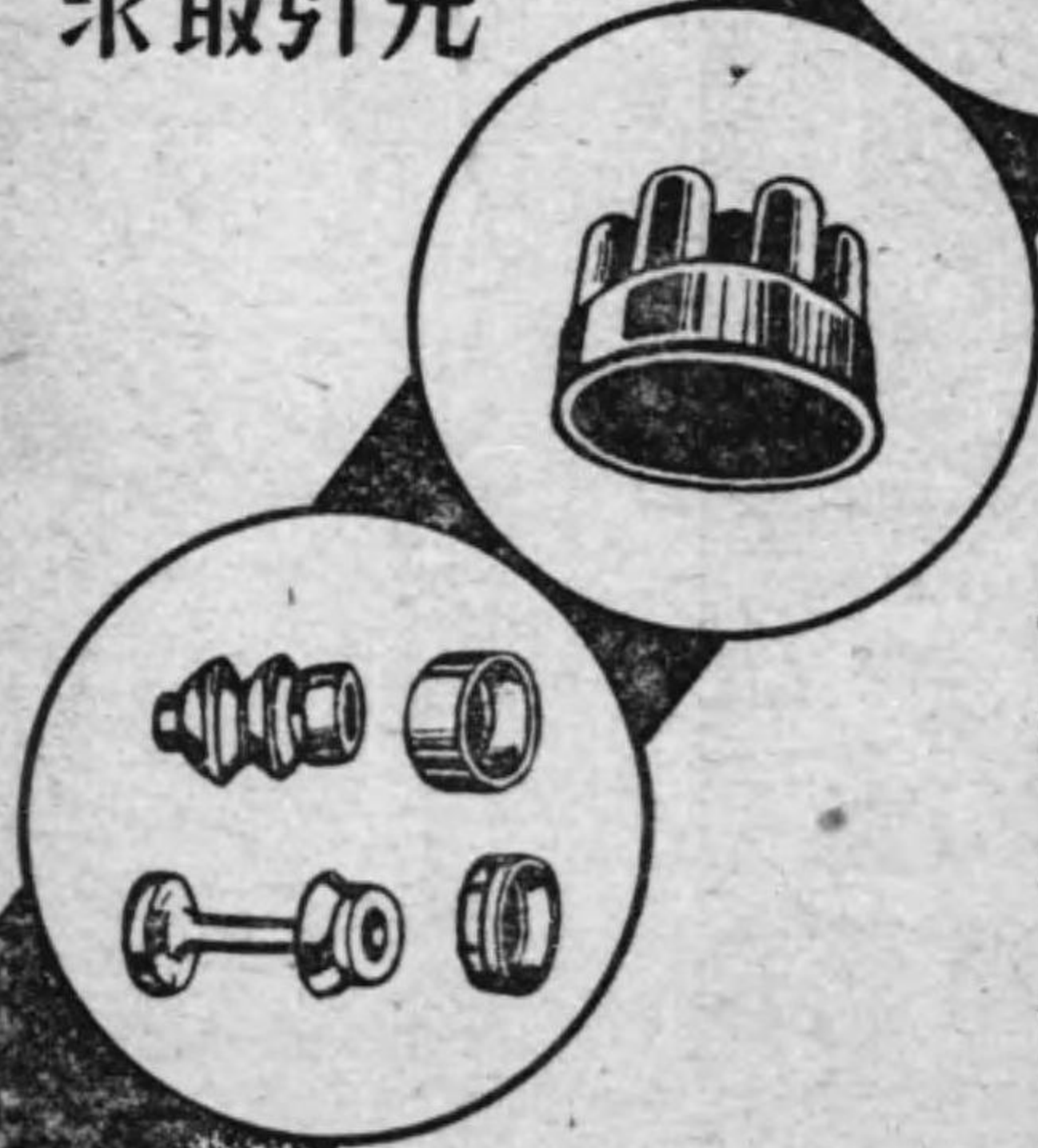
櫻井製作所

東京市深川区永代一丁目四・電話深川(64)1785番

弊店の信條

- ★ 誠実なる取引
- ★ 薄利多売
- ★ 出荷の迅速

先取引求

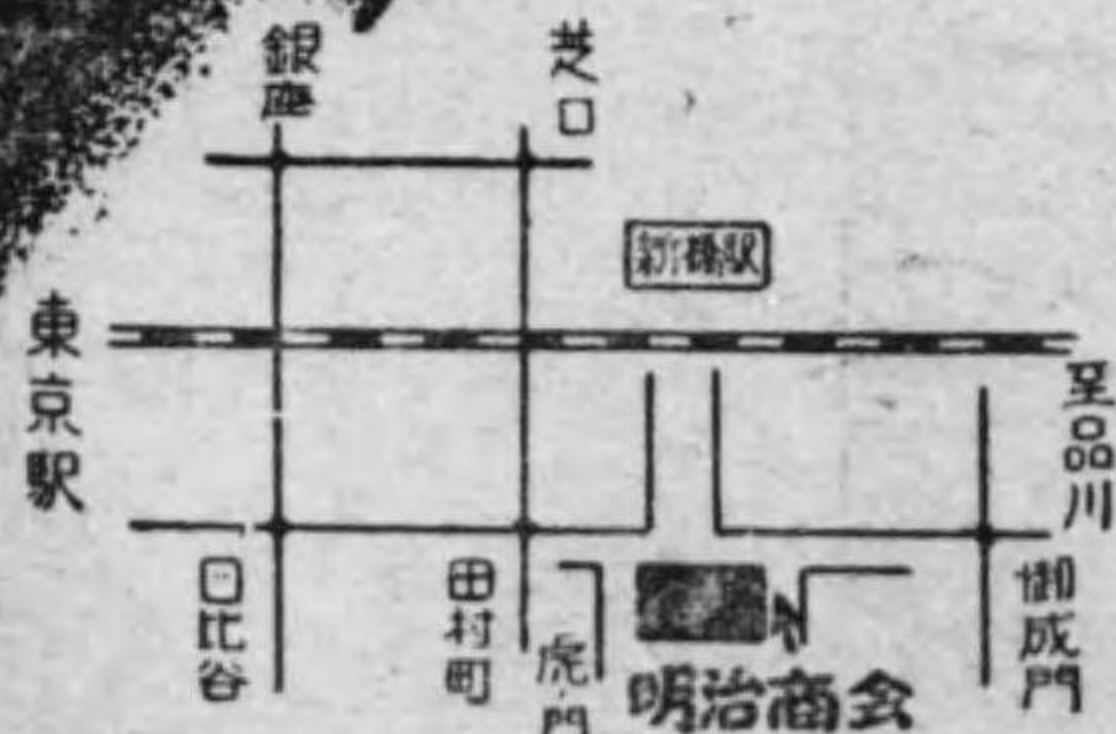


◎主要取扱品◎
 アートライトピストン
 ダイヤクロムバルブ及ピン
 エチソン電気部品
 油圧式制動器部品
 ワーナークラツチ
 ノエシラング

元 賣 發

會社 資 明 治 商 會

東京市芝區田村町二ノ四
 電話銀座(57) { 4093番
 6610番



内容本位の優良参考書

獨習者・研究者
受験者・必讀書

門馬 最新高速チーゼル 機関	定價送料
孝吉	3.50 21
自動車 自動車 工場 ノート	1.50 10
工學社 新知識	
門馬 圖解 代用燃料車の理論と取扱法	近日發行
孝吉 説明	
奥泉 最新知識 一般自動車講義	5.00 33
少佐 圖解本位	
同 最新 自動車電気装置講義	3.80 21
同 最新 摸範自動車教科書	3.50 33
同 最新式自動車圖解全集	1.80 21
淺野 圖解 新V型フォード自動車詳解	1.50 15
清治 本位	
同 最新 ダットサン 自動車 取扱法	1.20 15
同 最新 各種 自動三輪車詳解	1.50 10
同 最新 オートバイ 故障修理法	1.80 15
同 最新 自動三輪車	
奥泉 全國標準 問題と答案の書方	1.70 12
少佐	
同 最も要領 最新 自動車操縦法	1.00 06
同 を得たる 最新	
鈴木 英和 最新自動車用語解説	.80 06
且美 對譯	
奥泉 圖解本位最新 オートバイ全書	2.80 21
少佐 獨習用新	
門馬 實用 自動車の調整と修理	2.00 15
孝吉	
小山 圖解 自動車 故障 修理法 改訂	4.00 21
誠一 説明 發見	
警視 現行關係法規全集	ポケット 4.00 06
廳令 自動車	カナ付
全國 自動車取締法規全集	各册定價不同
現行	

特十 著 治 清 野 淺

最新自動車教科書

版組新最

試直覺學
 驗くえび
 合役易易
 格立いい
 本つ三系
 位の實統
 の例式的
 内說說說
 容明明明

實初讀解
 物學みり
 教者良易
 授向い
 同の對圖
 標照解
 の準式と
 圖用記表
 解語述

最新機構の詳細説明新運轉法早わかり、本
 書にて勉強すれば新型各種自動車
 直ぐ理解され免許證を容易に得られる

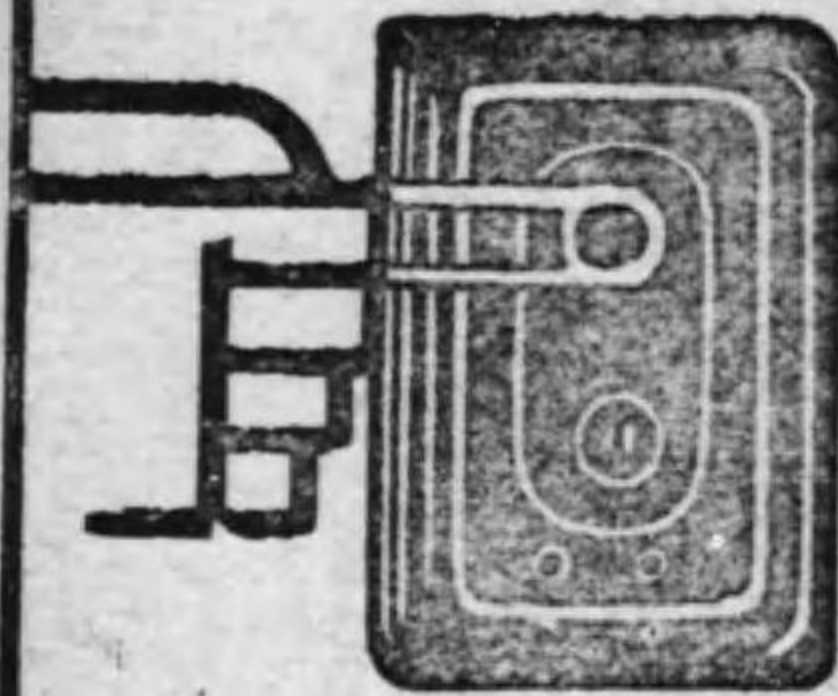
（見本進呈）
 送料 定價 詳細
 海外 内地 金解
 廿廿 廿廿 四
 四一 一四 六
 錢錢 錢圓 〇
 本 入

（自動車参考書目錄進呈）
 （工學書目錄進呈）
 東京芝三田一ノ二
徳文堂書店
 振替東京 34160番
 電話三田 3591番

ポケット、カナ付 各地方別分册
 （關東六縣及警視廳）70（奥羽六縣及北海道）60
 （中部九縣）60（近畿七縣）50（中國四國九縣）50
 （九州七縣及沖縄）60以上六册 送料各6錢

三宅電気開閉器

220V・100V
M型-15AP
(型録進呈)



自動車電機一般
マゲネット
電気ドリル
小型モートル
ナショナル蓄電池
修理責任
總代理店

三宅電気工業所

東京市浅草区七軒町十番地
電話浅草(84) 4819・5297
振替東京 47769
分工場 東京市浅草区七軒町九番地

シリンダーボーリング

各種スリーブ 迅速・正確

新興ホーリング工場

第一工場 東京市足立区梅田町一五二〇
電話足立 二九五七番
第二工場 東京市浅草区千束町一ノ一三八
電話根岸(87)三五五四番

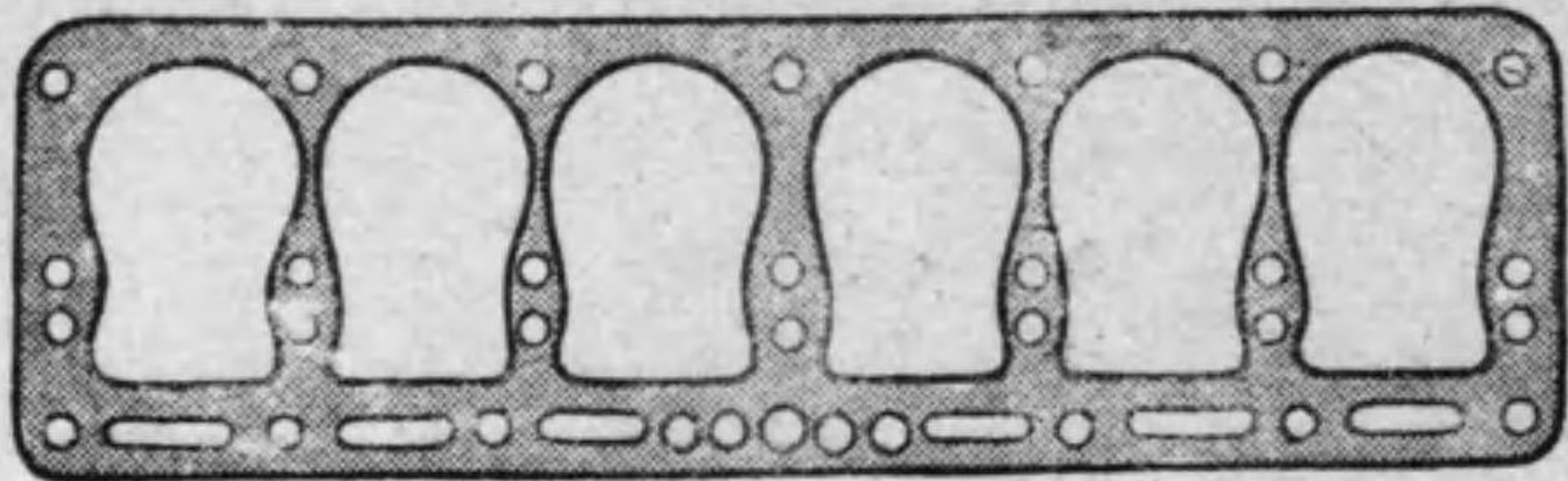
各種中古自動車販賣
内容充實、最古之歴史

東京自動車常設市場

細川 騎 義

東京市赤坂區溜池町三〇番地
電話赤坂(48)一二七二番

新工場落成



營業品目

自動車、飛行機、石油發動機用
ガスケット、パッキン、製作
ベルモイド、オイルシート
コルクシート、バンダーシート
自動車内燃機關部分品
拔型製作、プレス工業

東京ガスケット合名會社

東京市蒲田區萩中町三八九ノ一
電話羽田 七四八番

世界的大発見

アイコクエクス

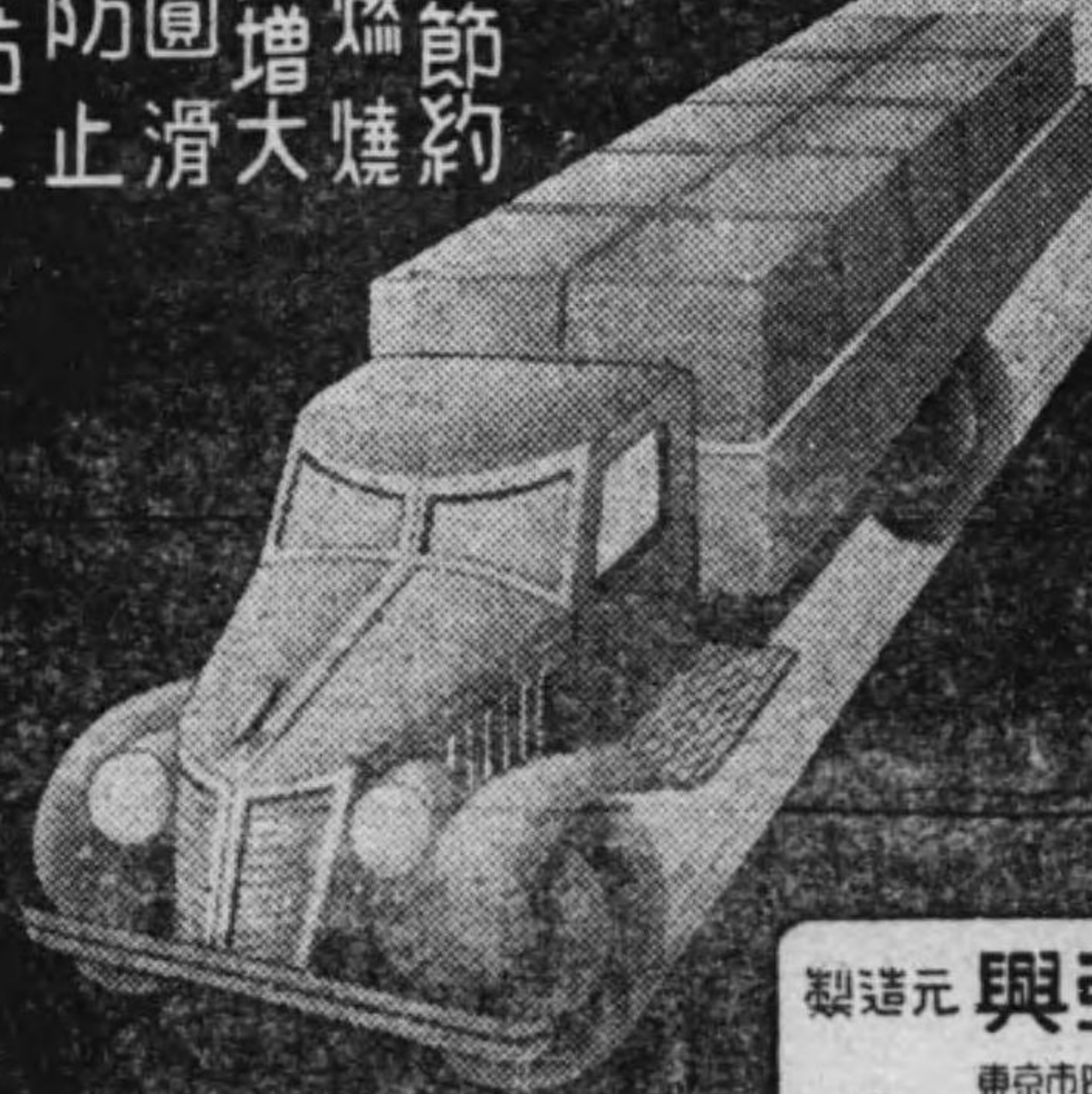
絶対他に追従を許さぬ

ガソリン強化燃料

燃料消費節約
三割適確保証

六大特長

- 一 燃料油節約
- 二 完全燃焼
- 三 爆發力増大
- 四 回轉圓滑
- 五 煤煙防止
- 六 磨滅防止



製造元 興亜化学工業所

東京市四谷区新宿一七(武シートビル)
電話四谷 七三三一番

印子印フ



標商録登

各種ニッパ一並ニ國防色塗料

大陸塗料工業株式会社

塗料工場
及營業所

東京市蒲田區西六郷町二ノ三九

製作工場

電話蒲田四九七五・五九四四番
振替口座東京二六一三三七番

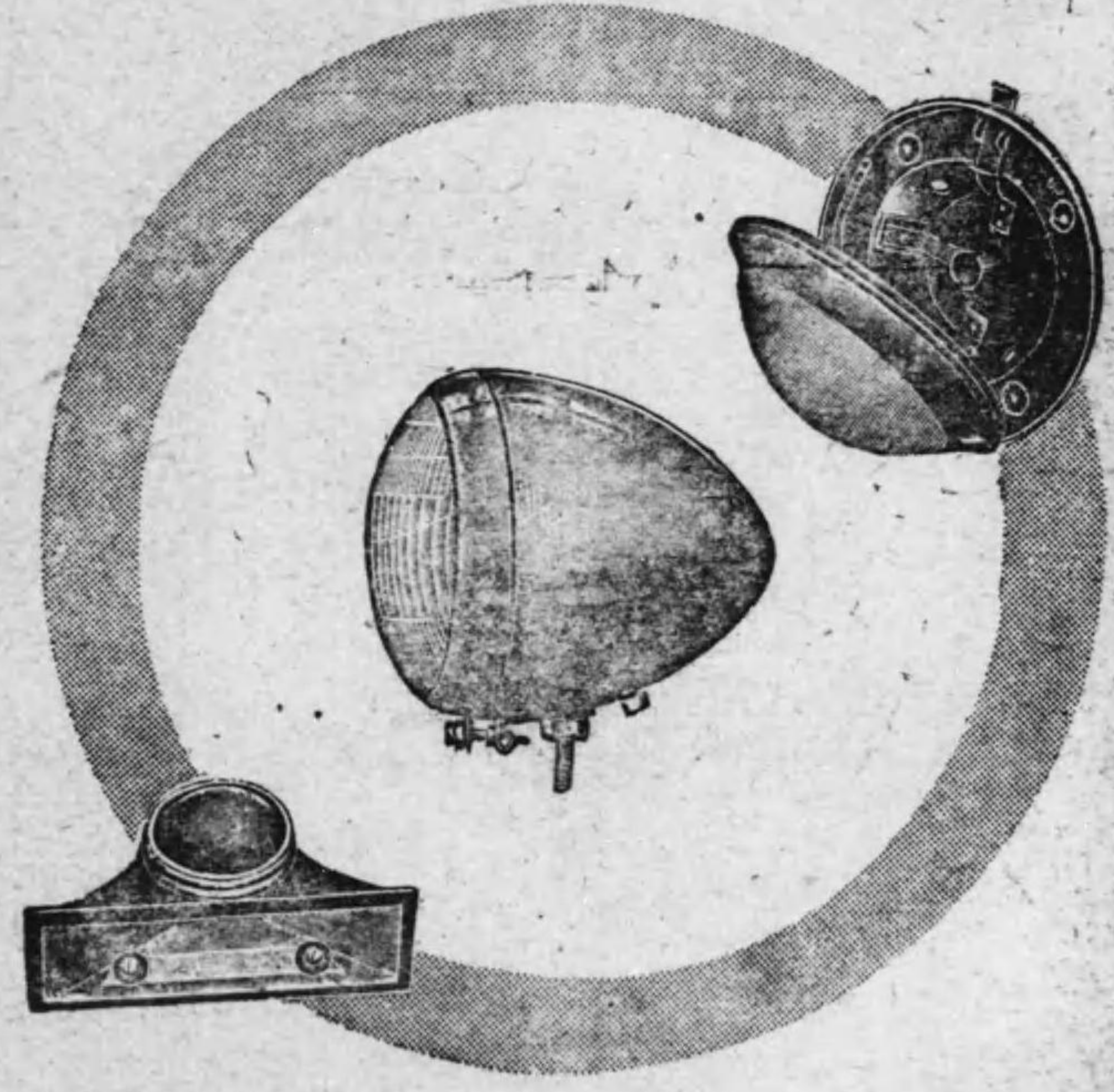
東京之都

廣…五二

ボデー金具
部分品製作



自動車用
照明燈類



株式會社 石川ランプ製作所

東京市深川區清澄町二丁目四番地

電話本所 (73) 3434・6216・9381

振替口座東京一〇〇一七九番

商工省
認定 特殊鋼協議會指定特約店

東京ハガネ商組合員

三馬場特鋼商會

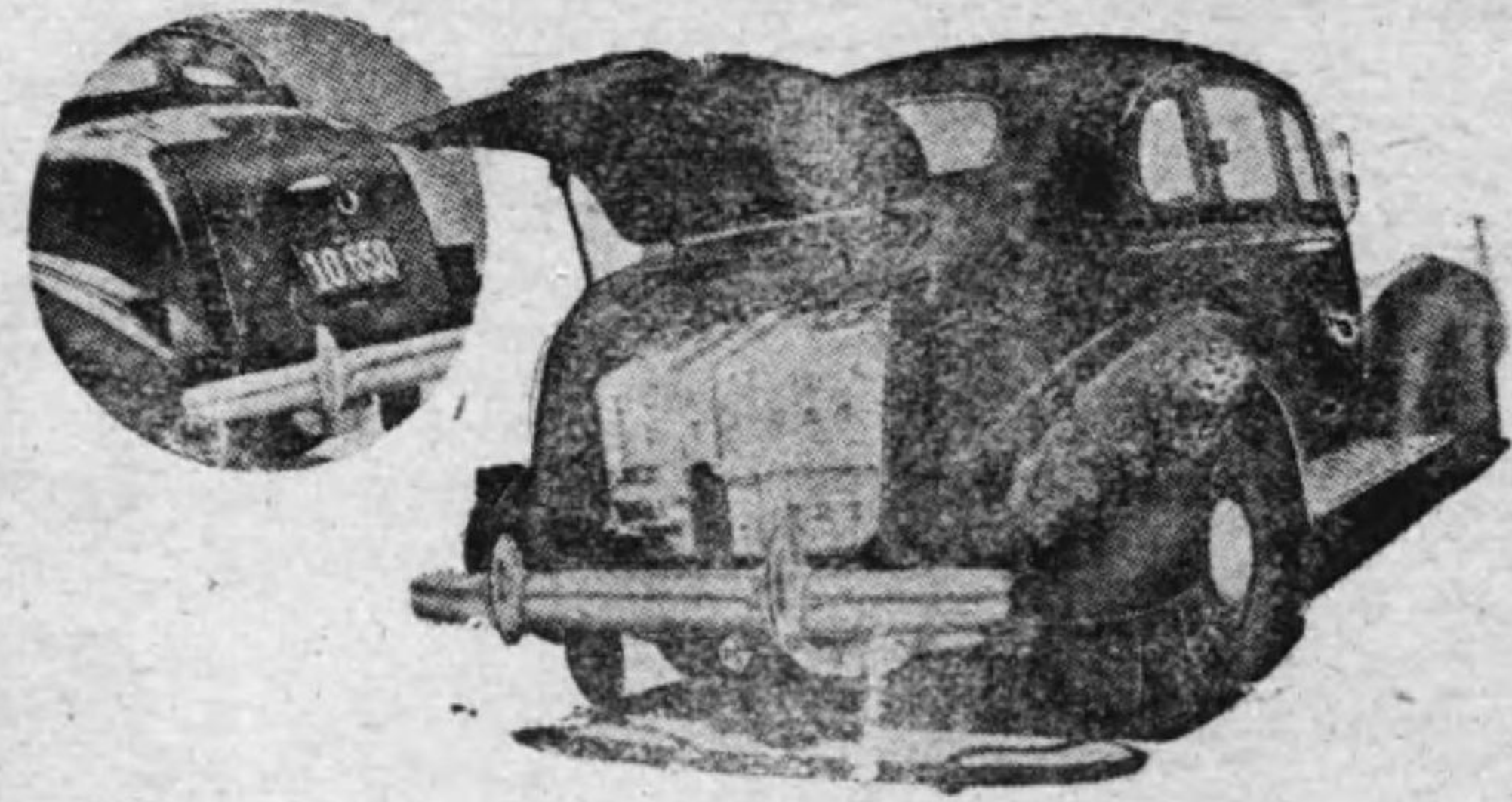
馬場榮一

東京市京橋區京橋一丁目四番地 山中ビル
電話京橋 (56) 直 一三九〇・四〇五五・五五六九番
通 四三三七番
振替口座東京一六〇六〇〇番
倉庫 東京市芝區沙留五番地

ミウラ式木炭瓦斯發生機

商工省性能試験合格奨励金附

「バスにトラックに乗用車に」
完璧に達せるミウラ式



東洋一手販賣

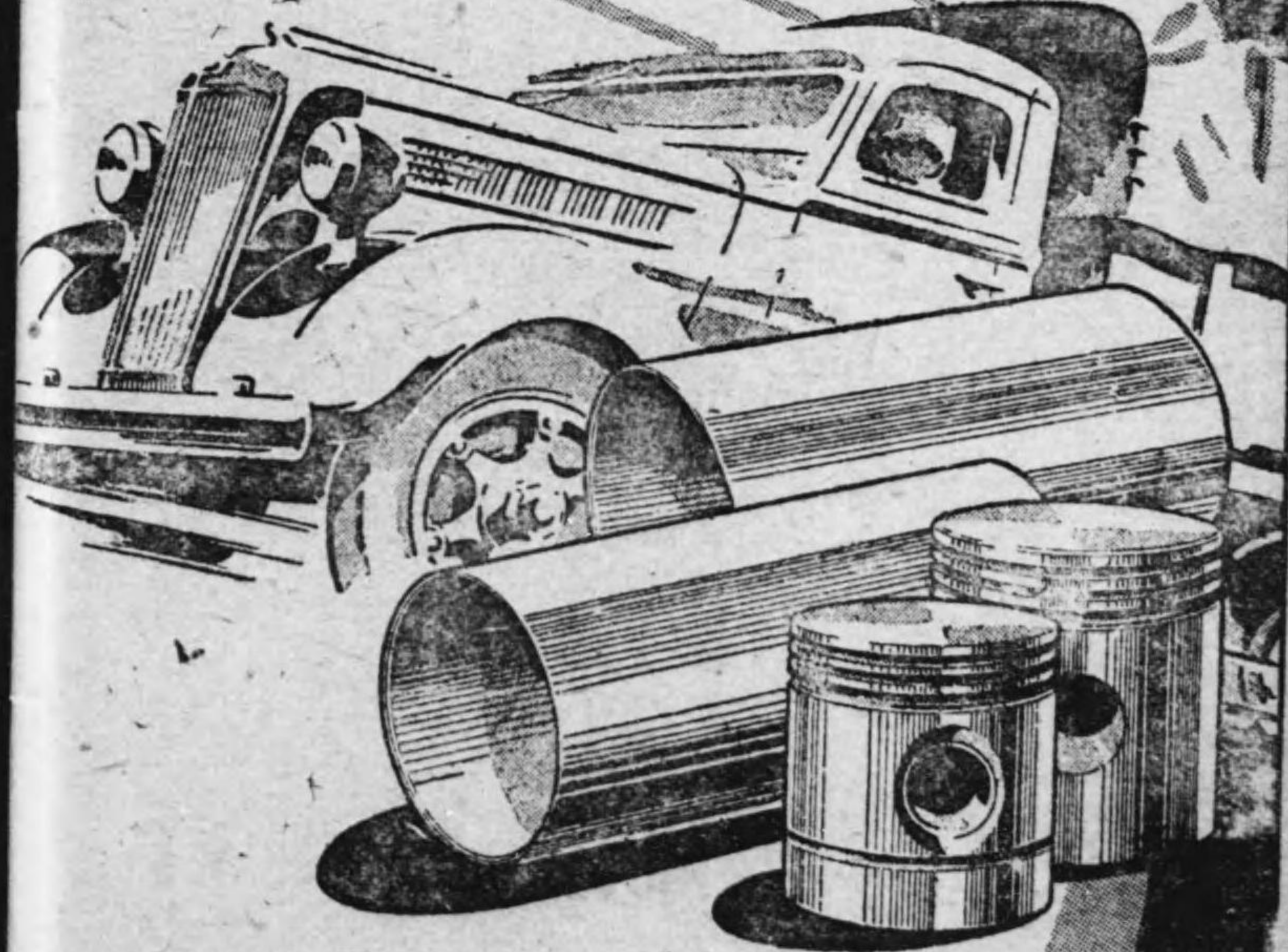
東洋自動車株式会社

東京市赤坂區田町七丁目二番地

電話赤坂(48) 4165・2277番

PISTON & CYLINDER LINER

自動車用 鑄造品 精密鑄造
シリンダー シリンダーヘッド
輕合金 可鍛鑄鐵 錳鋼
商工省優良認定工場



泉自動車工業株式会社

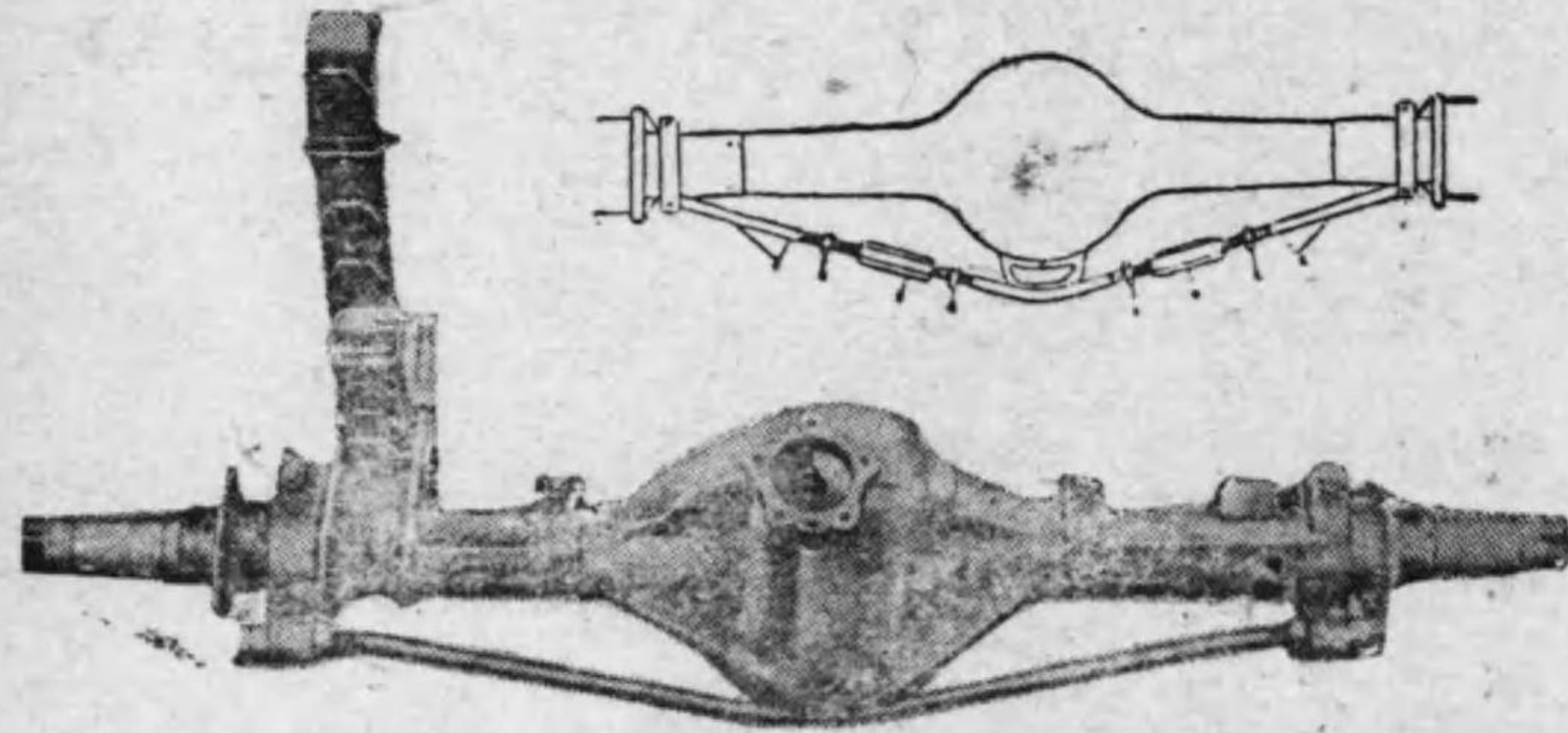
東京營業所 横濱支店 大宮工場
東京市赤坂區田町六丁目三番地 電話赤坂(48) 4446
横濱市中區櫻木町七丁目三十七番地 電話本局(2) 4276
埼玉縣大宮町三橋(新國道) 電話大宮 326番 398番

自動車鍛工品一式 製作販賣

最新型補強器

デフレンシヤル サツポーター
取付圖

シボレー用ターンバックル兩ネジ之圖



橋本工業所

東京市京橋區月島東仲通二の一

電話京橋(56)二〇六〇番
振替東京一三八八〇七番

自動車部分品・用品
製作並に卸販賣
自動車用スプリング
ドロップフオーチ製品

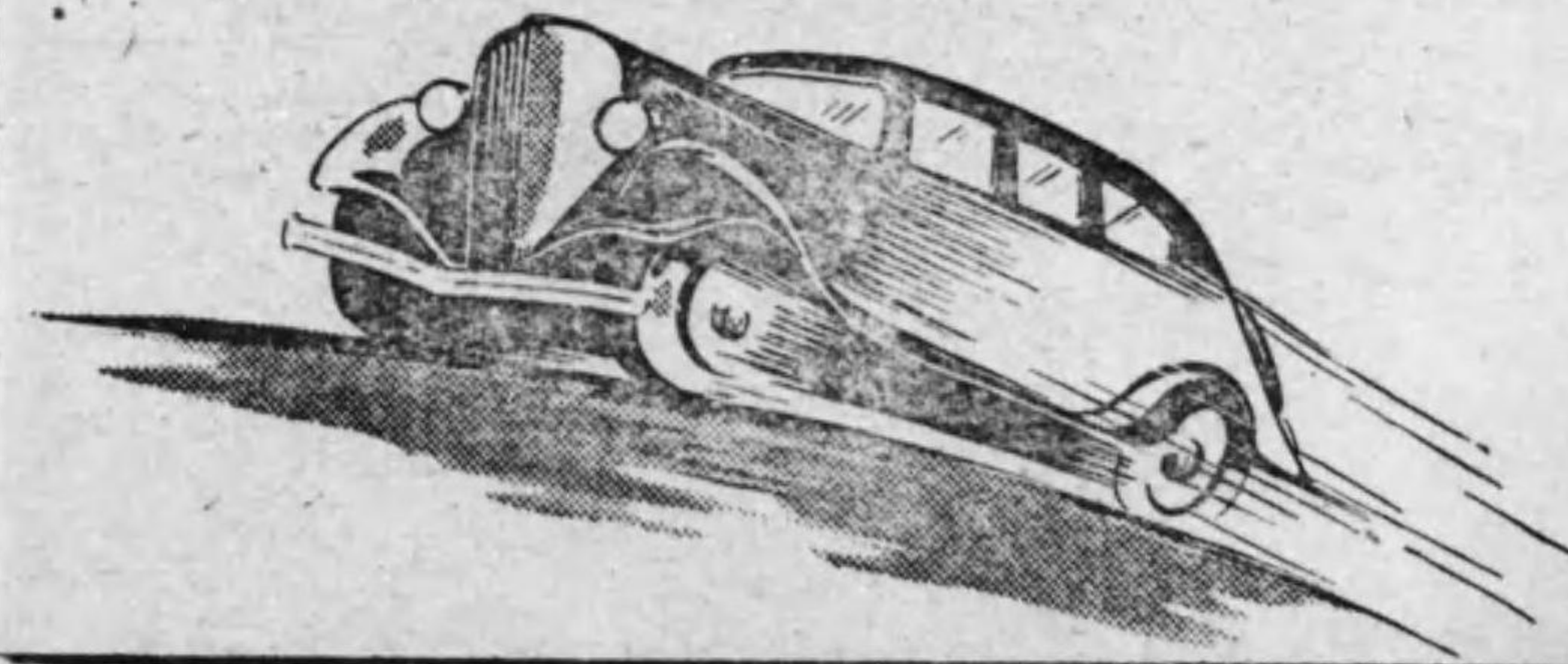


GBW

AUTOMOTIVE EQUIPMENT

BALL AND ROLLER BEARINGS

FOR CHEVROLET AND FORD



ゼネラルベアリング製造所

東京市深川區常盤町壹丁目九番地 電話 所九五二四

代理店

京都 大澤商店・神戸 奥村商店

專賣特許航空機用摩擦板

定指省軍海
定認品良優省工商



◎ 目品造製 ◎

ミツバシヤス 印ブレキライニング
セミフレロードー印ブレキライニング
クロロス・ワボン・テーブ
自動車・戦車・起重機・捲上機・浚渫船
各種機械用制動帶
摩擦板類外一般石綿製品

ミツバシヤス
三泰石綿工業株式會社

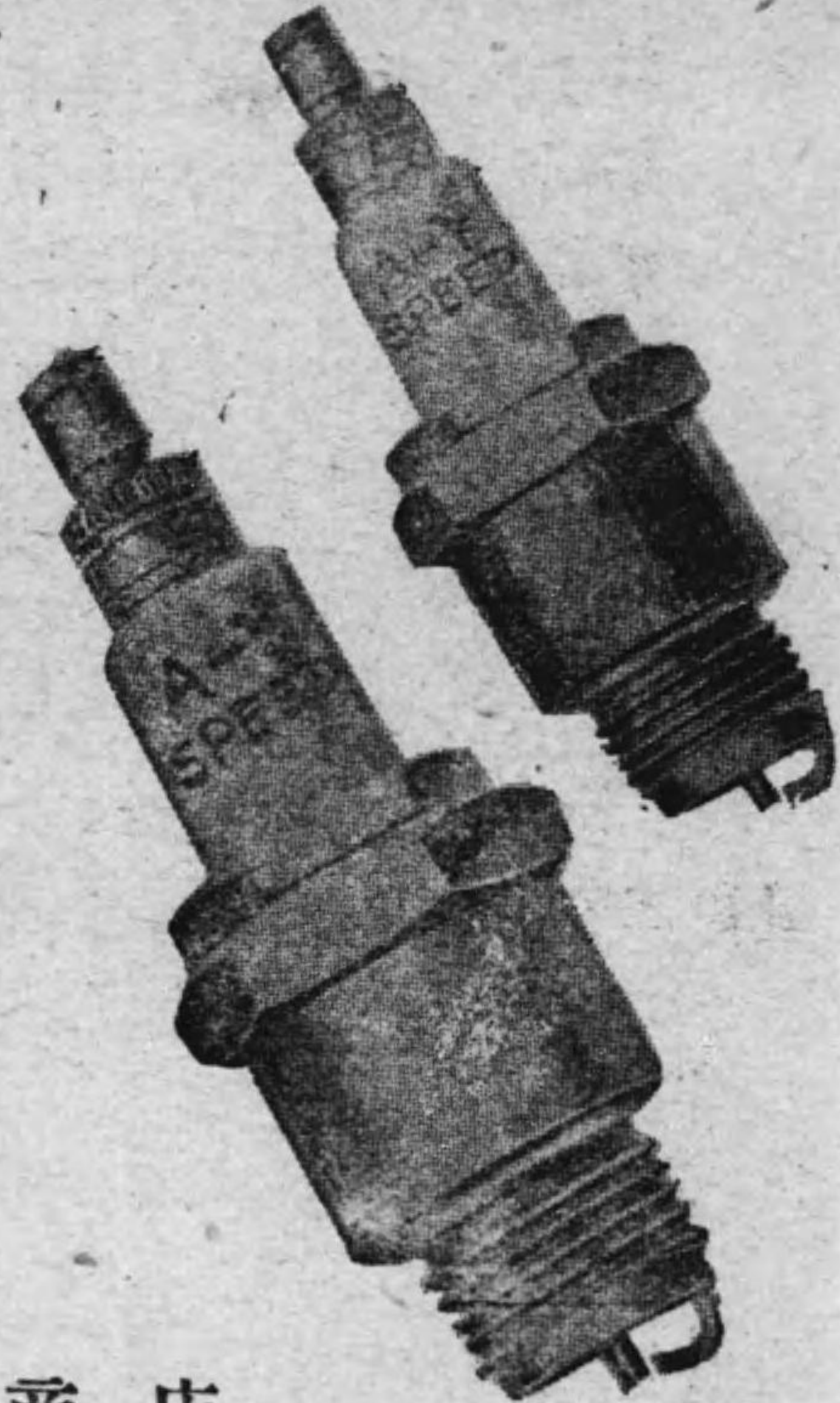
營業所

東京市京橋區木挽町七丁目二番地
電話銀座(57)一八四五・七四八六

本社工場

東京市葛飾區本町一丁目九八番地
電話本 田一九二・七三八

**A Y
SPEED
SPARK
PLUGS**



五十嵐商店

東京市京橋區銀座西五丁目

電話銀座(57) 〇五三六番
四三八一番

二葉商會

大阪市西淀川區浦江北二丁目四六

電話福島(45) 〇四九四番
四五九一番

製造元
會社 **大空社**

名古屋市東區矢田町二ノ段
電話千種二〇二番

ライスター・プリムス・ダッチ・ファン・ゴ・メ・バート

DP
CR

ピストン・リング・ブキパーツ
部分品製作販賣

八洲工業商會

東京市赤坂区溜池町三十番地
電話・赤坂(48) 0613-0614-0851

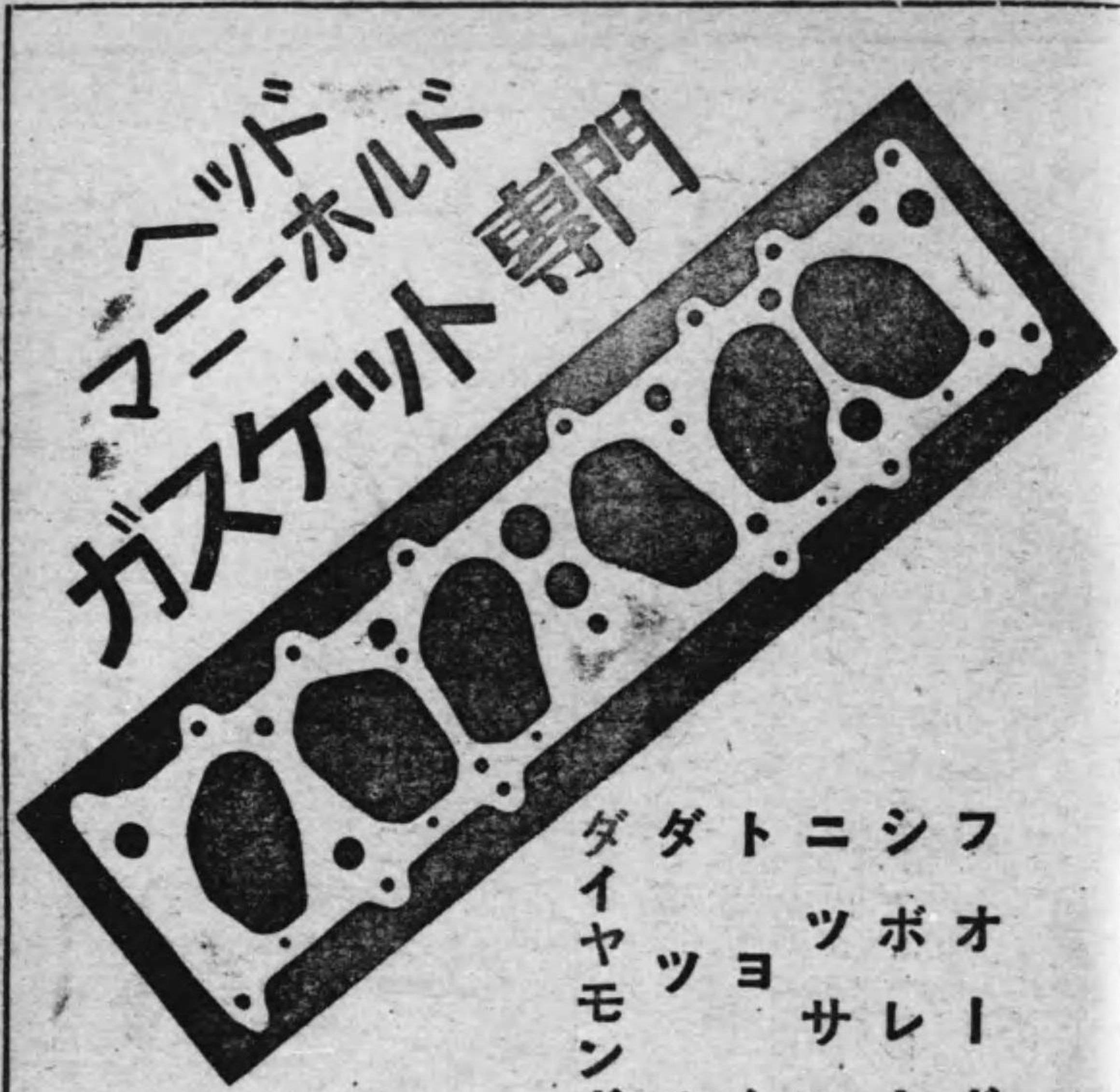


各種自動車用
ランプ販売

東京市日本橋区室町二丁目十二

東亜工業所

電話日本橋(24)五〇九二番
工場栃木縣足利郡小俣町
電話小俣二番

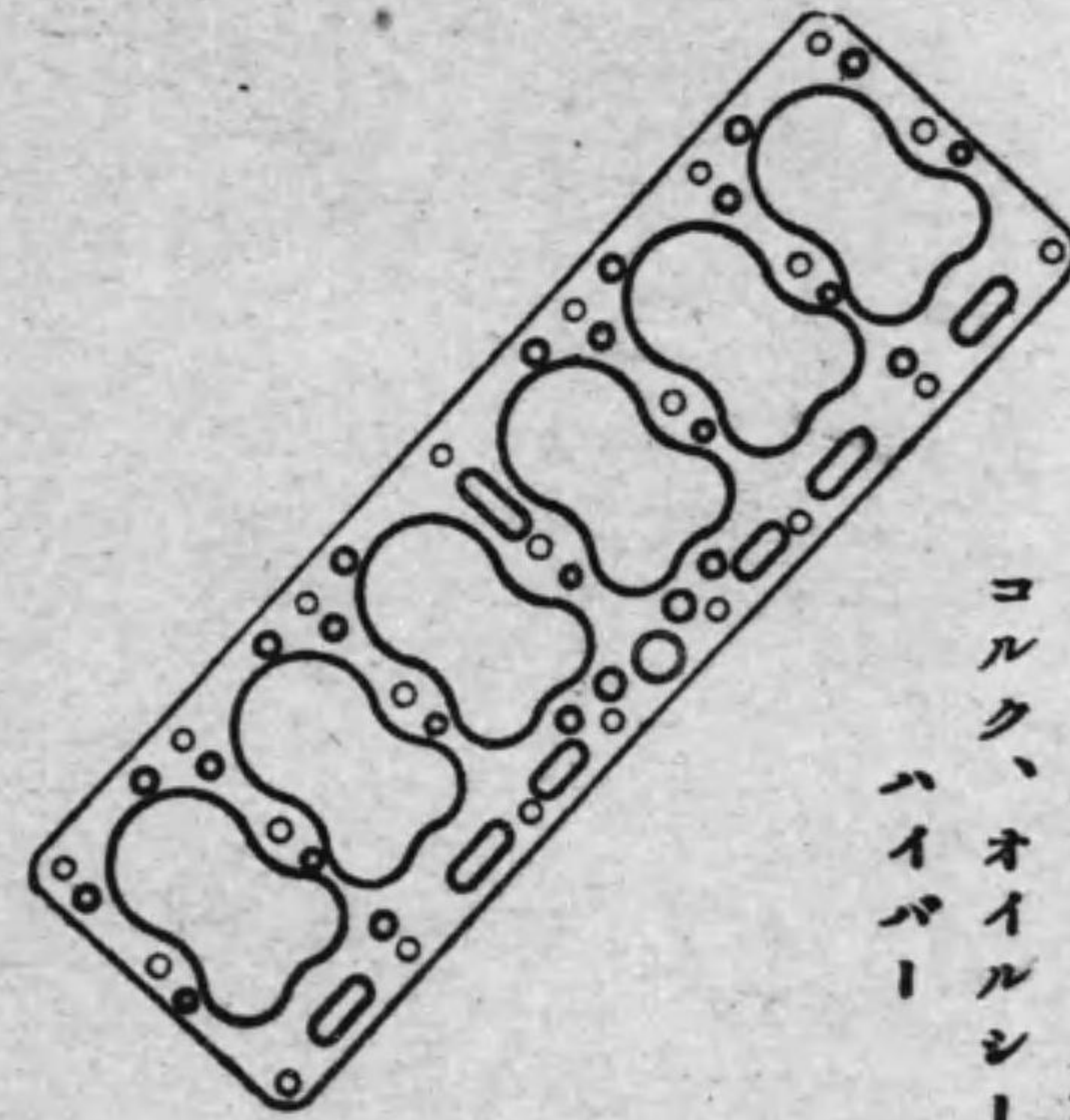


フオード
シボレー
ニッサン
トヨタ
ダイマツチ
ダイヤモンド

日本ビクターパッキング

東京・芝・高輪北町 電話高輪4888

ガスケット 専門



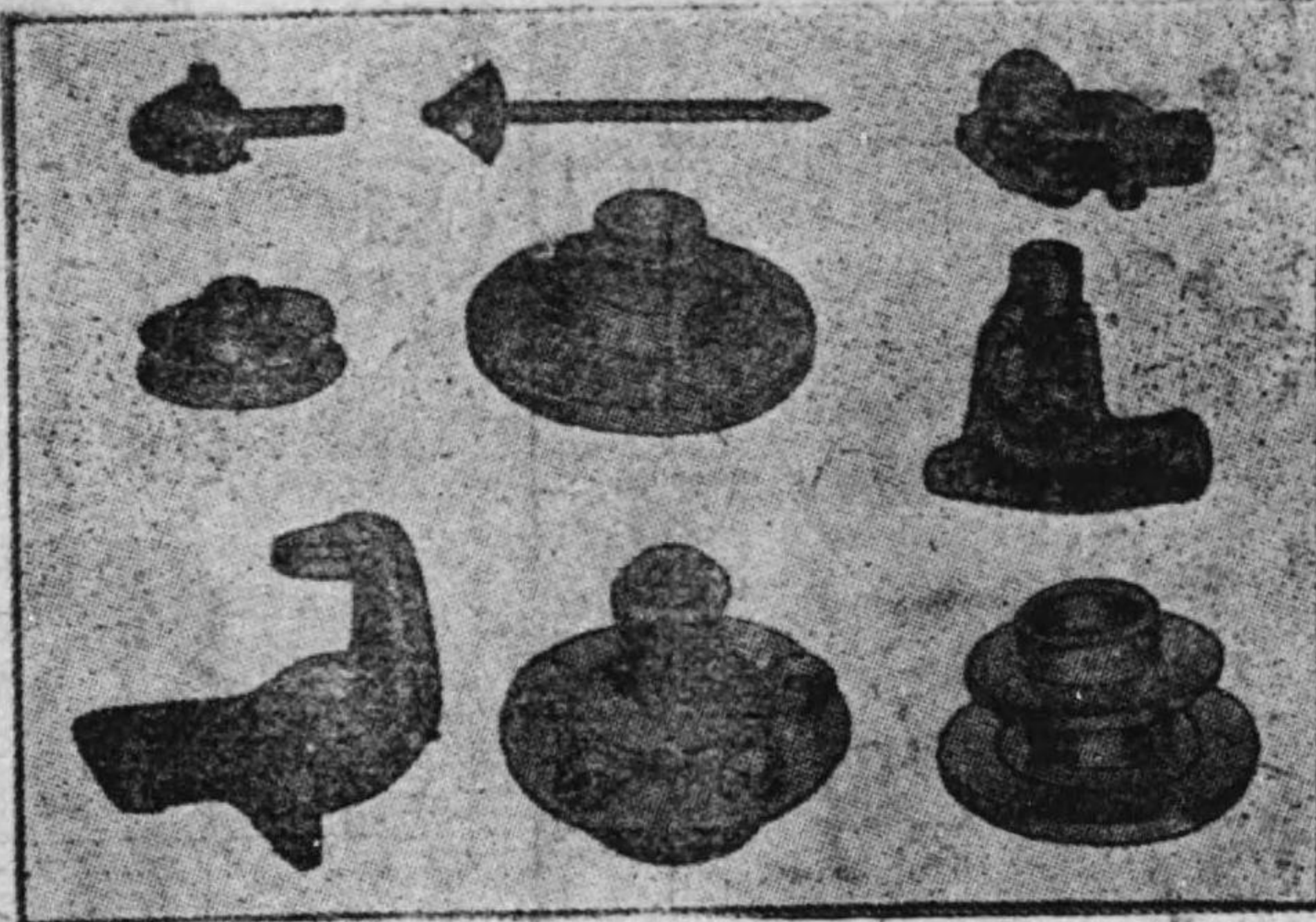
航空機、自動車、
各種内燃機
専用
特殊ガスケット
パッキング製作
コルク、オイルシート
ハイパー

釘宮ガスケット製作所

釘宮完次

、営業所 東京市品川区北品川二ノ一〇一
電話高輪(44)三五九八番
分工場 東京市荏原区上神明

自動車部品製作



輸出代理店
 ヘック商会 自動車部
 リーベルマン商会 自動車部

製作—輸出
 加藤製鋼 所: 関東總代理店
 東武電線 營業所

田中自動車部品製作所

東京市麴町区内幸町二丁目五
 リーベルマン商会四階
 電話銀座(57) 6316・6317・6318・6319

徽 賞 メ 賞 賞 賞
 章 牌 牌 牌 牌
 カ ヲ ヲ ヲ ヲ
 ヲ ヲ ヲ ヲ
 バ ヲ ヲ ヲ
 ヲ ヲ ヲ ヲ
 門 帽 金 製
 標 章 銀 作
 プ レ 器 卸
 ト
 (カ タ ロ グ 進 呈)

自動車用二意報國
 表彰徽章 マーク
 一個参拾錢 二個貳拾錢

一般表靴用徽章
 一個壹圓也

一般精勤用徽章
 一個壹圓也

ニッサン

バックル二個壹圓以上

其の他
 十二支用バックル
 其の人の天賦に備
 はる性格を常に活
 用して天賦の幸福
 を得べし
 此の除是非
 一個貳圓也最高級品

日産自動車販賣株式会社 御用
 日本フォード自動車株式会社

日本徽章製作所地方部

瀧 澤 春 雄

東京神田須田町一ノ一〇
 電話神田(25) 三五〇四番
 振替東京二八七七八番

各種自動車賣買

神田橋自動車商會

販賣部

鶴野定助

東京市神田區錦町一丁目十一番地
(電車通り神田橋—美土代町間)
電話 神田(25)二六八三番

自動車
オートバイ
電気パーツ



-----ラ印電機パーツ代理店

株式会社

柳澤商店

東京市芝區新橋四ノ三〇
電話 芝(43)三六二七番

フオールド
シボレー
V8フォード
解體部分品
販賣

東京市中野區榮町通二丁目二番地

(東京高等學校通り)

山本商店

電話中野(38)四六七〇番
振替東京一八五八六番

東京タクシー株式会社
 東京合同タクシー株式会社
 帝都タクシー株式会社

(イロハ順)

飯島式補助スプリング
 製作發賣元

飯島製作所

東京市世田ヶ谷區上馬町一丁目七八〇番地

電話世田谷二六一〇番

ニッタン
 トヨトサ
 タットサ
 フオード
 シボレー

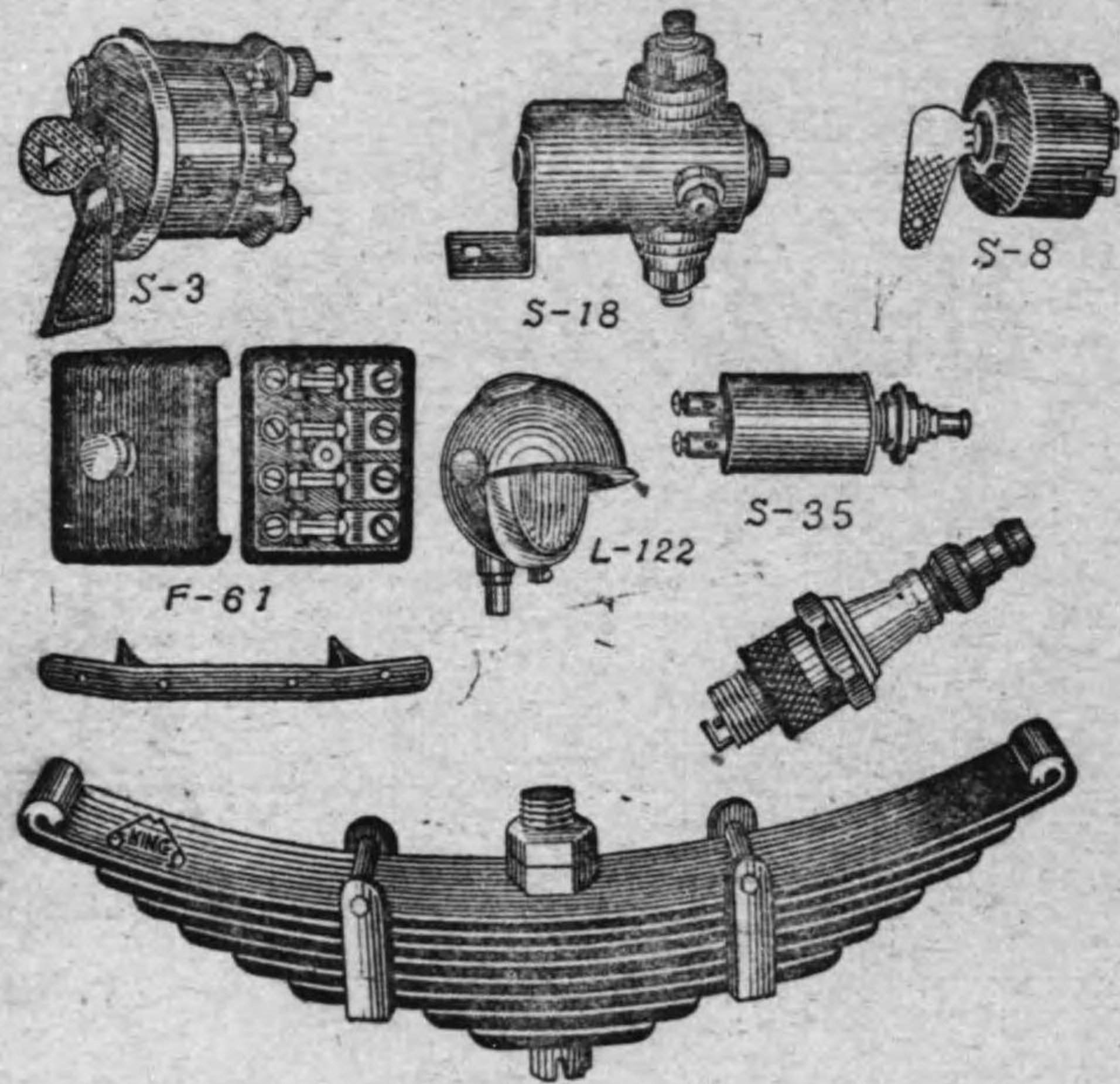
自動車部分品並ニ純正
 部分品 内外諸油販賣

近江屋商店

東京市品川區北品川三丁目二〇七番地

電話高輪(44)四四〇四番

富士主要製品



各種自動車及内燃機關用
部分品製作卸商

富士商會

東京市京橋區築地二丁目三番地

電話築地(55)1846番
振替口座東京119888番

工場東京市品川區東品川四丁目
電話高輪(44)2800・2900番

關西ペイント株式會社
帝國塗料株式會社
大東京塗料株式會社
三共化學製品所

代理店

印塗料製造發賣元

川柳商店

東京市芝區金杉四丁目二十二番地
電話三田(45)三四五三番
振替口座東京二六一六番
工場東京市葛飾區堀切

ト
ラ
ッ
ク
乗
車
用
合
乗
車
幌
張
内
塗
酸
素
並
に
修
繕

板橋ボデー製作所

島袋 伸正

工場板橋町丁目六一番地
自宅板橋町丁目一三五番地
電話板橋一三三五番

池袋乗合自動車株式會社
中仙道合自動車株式會社
東都合自動車株式會社
鳩ヶ谷乗合自動車株式會社
御用工場

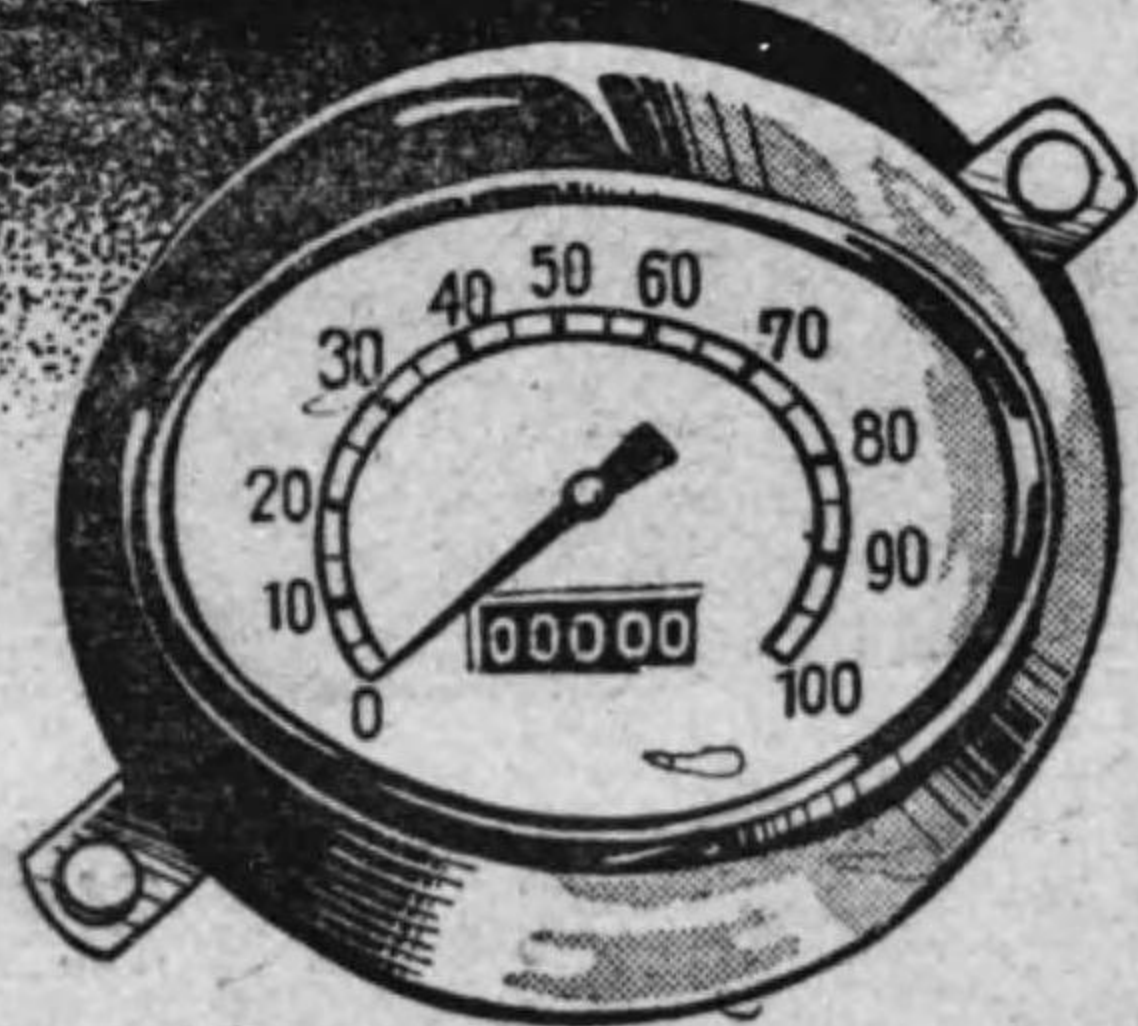
自動車用及 自動三輪車用

速度計・電流計
油壓計・溫度計
燃料計・回轉計

其他各種計器類

スターター スキツチ・スキツチ ボックス

製造販賣



商工省優良品認定

株式會社 有信商會

本社 東京市京橋區銀座貳丁目參番地
電話京橋(50)一九九三・七三一五番
工場 東京市蒲田區下丸子町一五四番地
電話蒲田三八〇三番・五一〇九番
支店 大阪市西區薩摩堀東之町四〇番地
電話新町(53)三三五六番・三三五七番

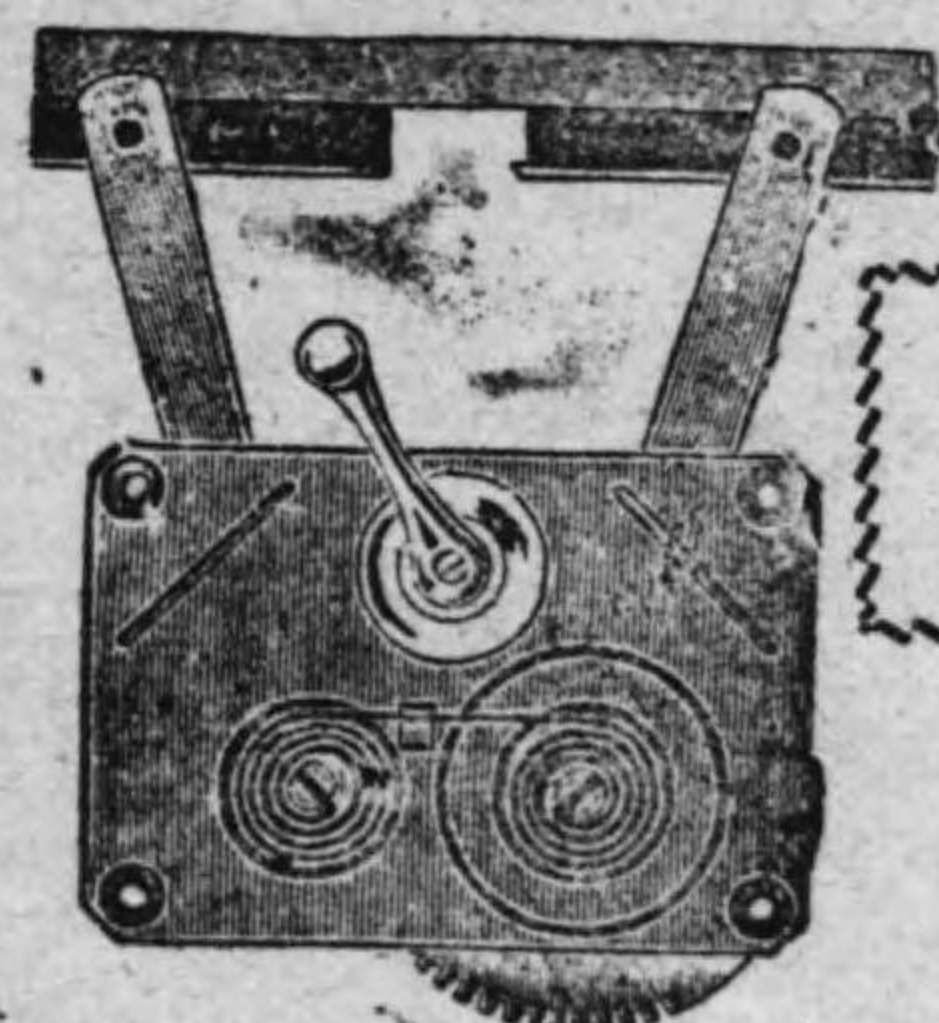
商工省認定優良品製造工場

東洋一の生産能力
機械設備充實
全國自動車部分品店ニアリ



日本ワイパー

レギュレーター



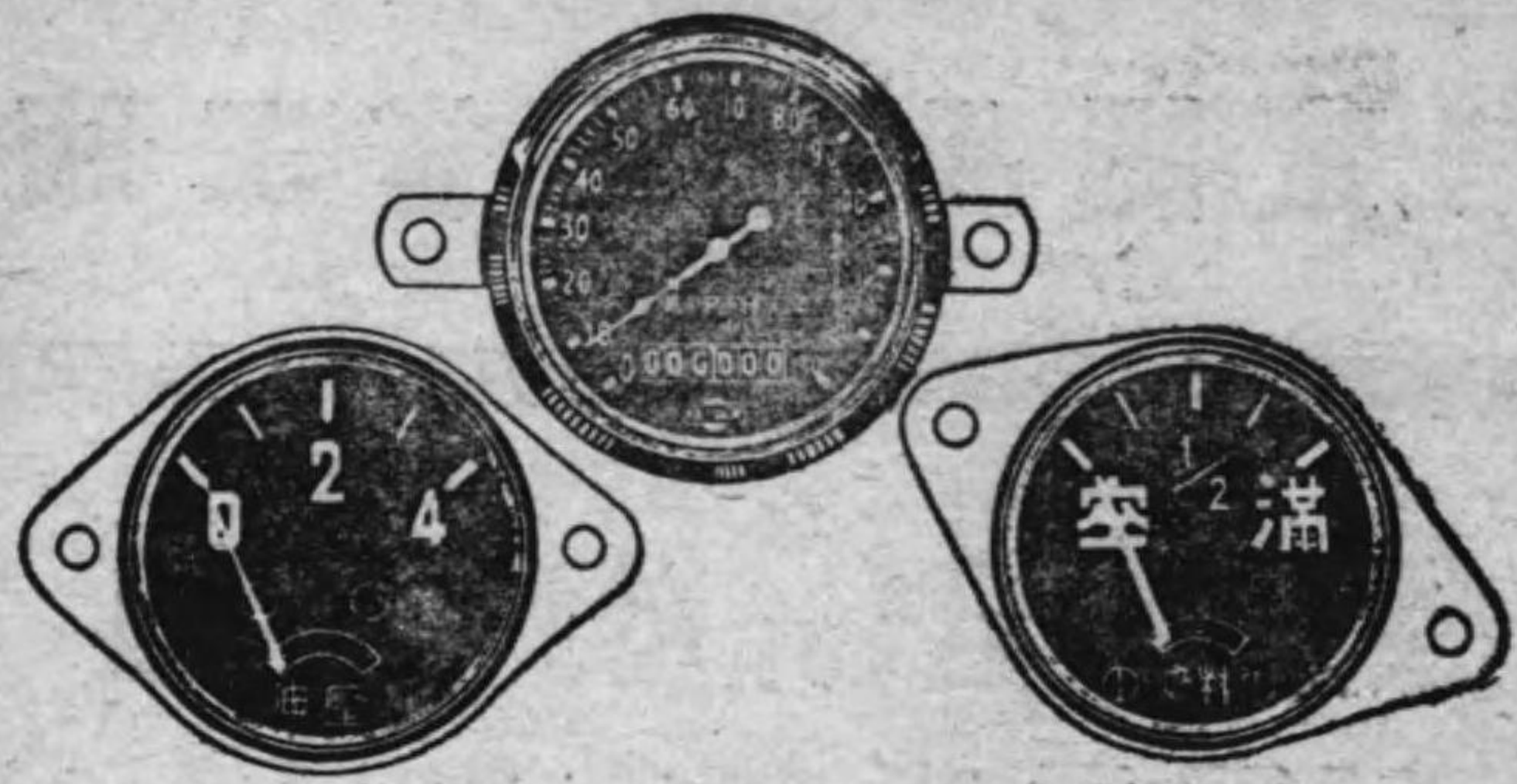
時代ハ國産品……
國産ノ王者

工場參觀歡迎!

日本ワイパーレギュレーター株式會社

專務取締役 小林光榮

本社 東京市麴町區有樂町二丁目二
電話銀座(57)二二三四番
工場 東京市蒲田區今泉町二二四番
電話蒲田五二五七番



商工省優良品認定工場
 優良國産
 自動車用計器類一式
 (商工省優良賞受賞)
 (生産高東洋一)

◎計量器製作免許商◎

合資社 山尾商店

代表社員 山尾鹿太郎

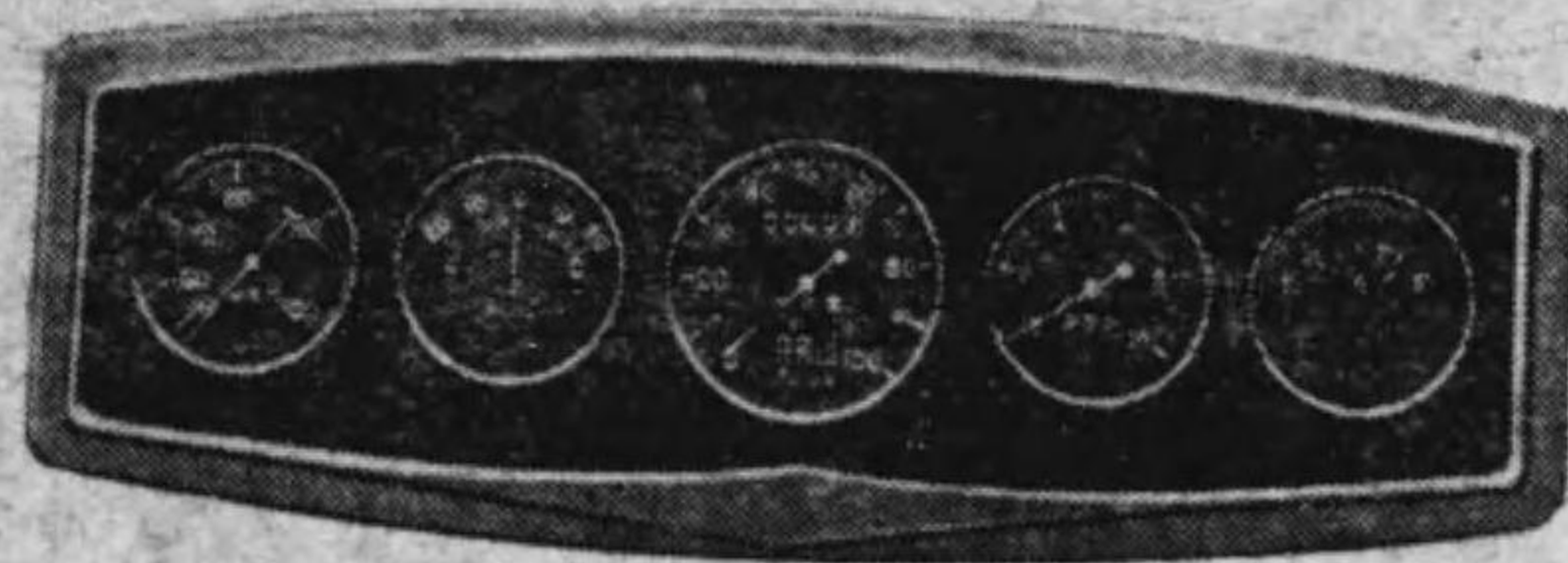
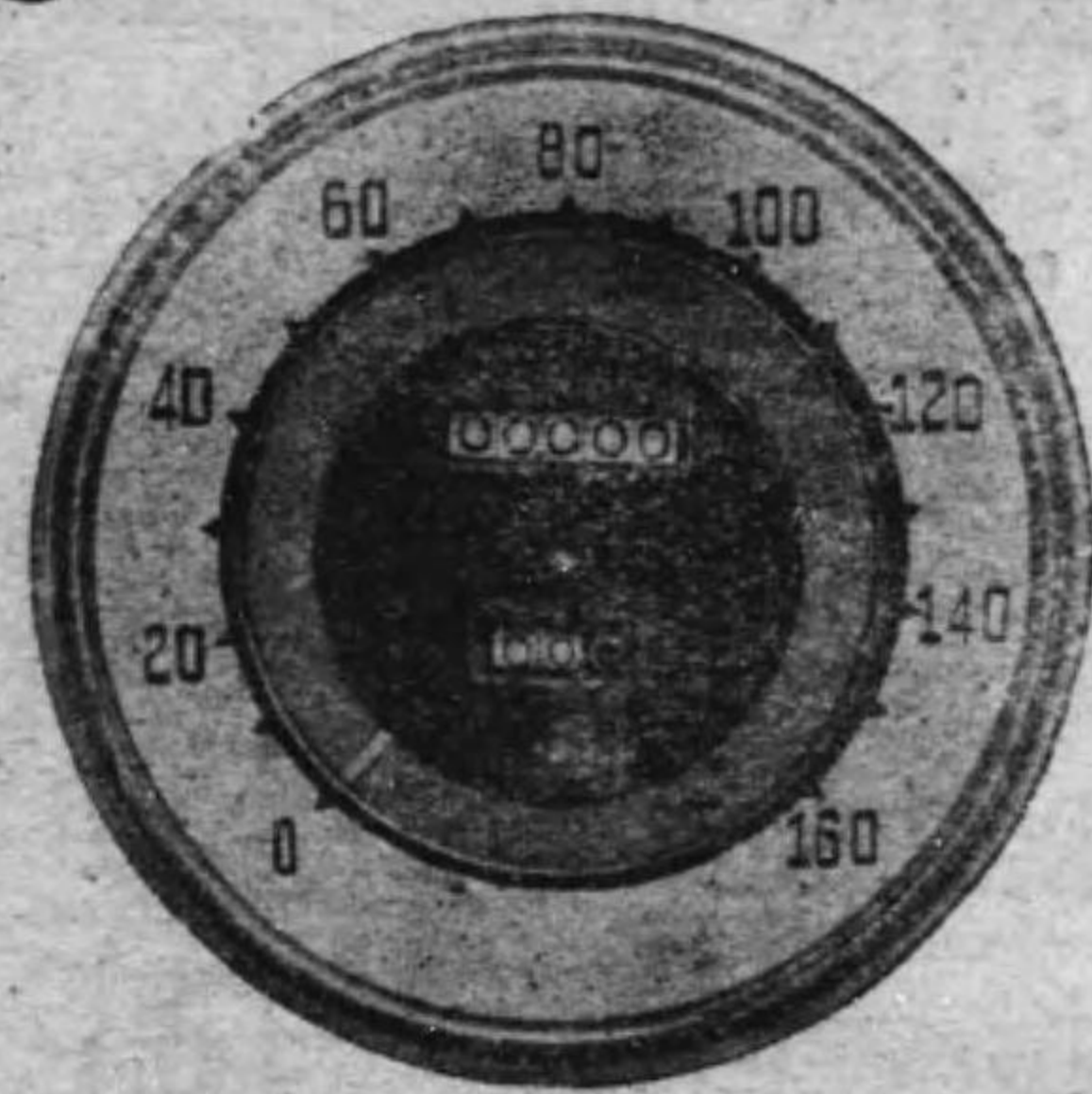
東京市下谷區御徒町二ノ二十六
 電話下谷 (83) 二九三五番
 八六一五番

工場 淀橋區百人町
 電話四谷八〇三六

同 小石川區駕籠町
 電話大塚七六二〇

同 板橋區志村
 電話赤羽 三〇三六九五

自動車用計器



株式會社

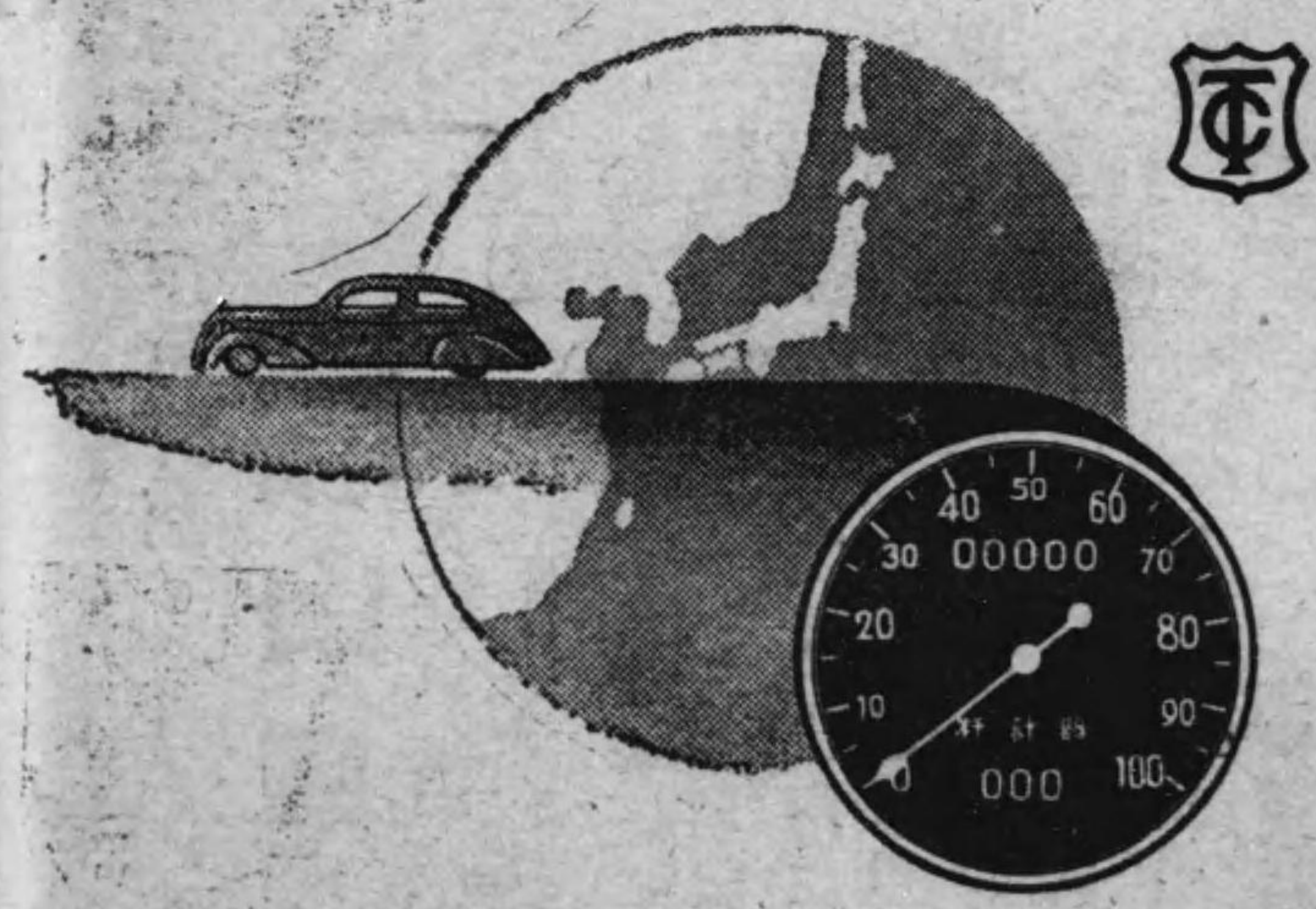
尾崎製作所

板橋區板橋町三丁目 自二六番地 至三〇番地

電話板橋 { 六〇一番 營業部
 六九五番 購買部
 六八九番 夜間部

定認品良優省工商

類器計用車動自
器示指向方洋東



社會式株計時洋東 會商洋東 會社 株式

電六……一五一—谷下話電 町門黒元野上區谷下市京東

廣……八〇

税金

自動車税の減免

國產自動車の使用獎勵方針に依り、自
動車税も昭和十三年度分より國產自動車の減税が断行された。更に昭和十四年度よりは木炭自動車の使用獎勵に依り國產木炭自動車の課税率は全國一齊に選減を

見た。尙自動車課税方法は馬力税の地方と乗車定員乃至は積載重量に依つて行ふ方法と二途あるが、之れは全國共通にして馬力税にすべしと云ふ聲が高い。更に自動車税を車輛税とせず、ガソリン消費税に還元すべしとの聲も高い。然しこの二説はまだ、實施に到らず單に國產自動車の減税が一つ實施れきただけである

東京府 昭和十四年度 自動車税額表 (單位一圓)

馬力別	外國車		國產車		木炭車		國產木炭車	
	一ヶ月	一二月月	一ヶ月	一二月月	一ヶ月	一二月月	一ヶ月	一二月月
十以下	六・八八	八二・六〇	五・五〇	六六・〇八	三・四四	四一・三〇	二・七五	三三・〇四
十五同	一二・九〇	一五五・七六	一〇・三八	一二四・六〇	六・四九	七七・八八	五・一九	六三・三〇
二十同	一九・〇七	二三八・九二	一五・二六	一八三・一二	九・五三	一一四・四六	七・六三	九一・五六
二十五同	二五・一七	三〇三・〇八	二〇・一三	二四一・六六	一二・五八	一五一・〇四	一〇・〇六	一二〇・八三
三十同	三三・二七	三七五・三四	二五・〇一	三〇〇・一八	一五・六三	一八七・六二	一二・五〇	一五〇・〇八
三十一以上	三七・三六	四四八・四〇	二九・八九	三五八・七三	一八・六八	二三四・二〇	一四・九四	一七九・三六
十以下	二・三四	二八・〇八	一・八七	二二・四六	一・一七	一四・〇四	〇・九三	一一・三三
十五同	三・六〇	四三・三〇	二・八八	三四・五六	一・八〇	二二・六〇	一・四四	一七・二八
二十同	四・八六	五八・三一	三・八八	四六・六四	二・四三	二九・一六	一・九四	二三・三三
二十五同	六・一二	七三・四四	四・八九	五八・七四	三・〇六	三六・七二	二・四四	二九・三六
三十同	七・三八	八八・五六	五・九〇	七〇・八四	三・六九	四四・六八	二・九五	三五・四三
三十一以上	八・六四	一〇三・六八	六・九一	八二・九四	四・三二	五一・八四	三・四五	四一・四六

〔二〕 普通營業乗用車

〔一〕 普通自家乗用車

税金

〔三〕普通自家貨物用車

月別	外国車	國産車	木炭車	國産木炭車
十以下	四・九一	五・九〇	三・九三	四・二〇
十五同	八・八五	一〇・二〇	七・〇八	八・四九
二十同	一二・七八	一五・四〇	一〇・三三	一二・七二
二十五同	一六・七一	二〇・六〇	一三・三七	一六・〇四
三十同	二〇・六五	二四・七〇	一六・五二	一九・三三
三十一以上	二四・五八	二九・〇〇	一九・六六	二三・〇〇
十以下	二・三四	二・八〇	一・八七	二・三四
十五同	〇・四二	一・〇四	二・七三	一・七二
二十同	四・五〇	五・〇〇	三・六〇	三・二八
二十五同	五・五八	六・〇〇	四・四六	三・九〇
三十同	六・六六	七・九二	五・三三	四・五二
三十一以上	七・七四	九・七八	六・一九	五・一八
十以下	二・五二	三・〇二	二・〇一	二・四八
十五同	三・九六	四・五三	三・一五	三・八〇
二十同	五・四〇	六・八〇	四・三三	五・一八
二十五同	六・八三	八・二〇	五・四七	六・五八
三十同	八・三一	九・九三	六・六二	七・九八
三十一以上	九・七二	一二・六四	七・七七	九・三〇
十以下	一・〇九	一・〇四	一・〇四	一・二六
十五同	二・〇九	二・〇四	一・〇四	一・九八
二十同	三・〇九	三・〇四	一・〇四	二・七〇
二十五同	四・〇九	四・〇四	一・〇四	三・四二
三十同	五・〇九	五・〇四	一・〇四	四・一四
三十一以上	六・〇九	六・〇四	一・〇四	四・八六
十以下	一・〇九	一・〇四	一・〇四	一・二六
十五同	二・〇九	二・〇四	一・〇四	一・九八
二十同	三・〇九	三・〇四	一・〇四	二・七〇
二十五同	四・〇九	四・〇四	一・〇四	三・四二
三十同	五・〇九	五・〇四	一・〇四	四・一四
三十一以上	六・〇九	六・〇四	一・〇四	四・八六
十以下	一・〇九	一・〇四	一・〇四	一・二六
十五同	二・〇九	二・〇四	一・〇四	一・九八
二十同	三・〇九	三・〇四	一・〇四	二・七〇
二十五同	四・〇九	四・〇四	一・〇四	三・四二
三十同	五・〇九	五・〇四	一・〇四	四・一四
三十一以上	六・〇九	六・〇四	一・〇四	四・八六

〔六〕特殊自動車

月別	外国車	國産車	木炭車	國産木炭車
一ヶ月	二・六二	二・〇九	一・〇四	一・〇四
六ヶ月	一五・八六	一二・六八	七・九三	六・三四
十二ヶ月	一一・七二	三・五六	一五・八〇	一二・六八

〔註〕

一、計算方法に依り本表より五、六錢の差数あることあり
 二、税額は本税及附加税を加算せるものなり

全國府縣別自動車税額表 (昭和十年度現行)

府縣	家用		營業用		其他	
	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物
北海道	九〇・〇〇〇	十人以上未滿三〇・〇〇〇 二十人以上四〇・〇〇〇	見たるもの 見たるもの 同上區別 なきもの 別なきもの	乘用 貨物	乘用 貨物	乘用 貨物
青森	五人以上乗迄五・〇〇〇 以上一人を増す 毎に五圓を増課す	五人以上乗迄四・〇〇〇 以上一人を増す 毎に三圓を増課す	乘用 貨物	乘用 貨物	乘用 貨物	乘用 貨物
茨城、石川、福井、島根、福岡は期税を山梨は月税を年額に換算す						

京都	滋賀	三重
三人乗迄(1000) 以上一人を増 す毎に十二圓を 増課	一人に付(1000) は一人に付(1000) 圓を増課す	小型乗(1000) 三人乗(1000) 四人乗(1000) 以上八圓を 増課
三人乗迄(1000) 以上一人を増 す毎に十二圓を 増課	一人に付(1000) は一人に付(1000) 圓を増課す	小型乗(1000) 三人乗(1000) 四人乗(1000) 以上八圓を 増課
側車、後車 オートバイ	側車、後車 オートバイ	側車、後車 オートバイ
五〇八疋迄 以上一〇八疋 以下五〇八疋 を以て増課す	千疋迄(1000) 以上千疋を 以て増課す	千疋迄(1000) 以上千疋を 以て増課す

依の型も體動て動す圓す
課自のを車小車特を毎
率動はなの型に殊増に
に車小寸形自し自課二

愛知	静岡	岐阜	長野
三人乗迄(1000) 五人乗迄(1000) 以上一人を増 す毎に十五圓を 増課	三人乗迄(1000) 五人乗迄(1000) 以上一人を増 す毎に十五圓を 増課	三人乗迄(1000) 五人乗迄(1000) 以上一人を増 す毎に十五圓を 増課	二人乗迄(1000) 以上一人を増 す毎に六圓を 増課
三人乗迄(1000) 五人乗迄(1000) 以上一人を増 す毎に十五圓を 増課	三人乗迄(1000) 五人乗迄(1000) 以上一人を増 す毎に十五圓を 増課	三人乗迄(1000) 五人乗迄(1000) 以上一人を増 す毎に十五圓を 増課	二人乗迄(1000) 以上一人を増 す毎に六圓を 増課
側車、後車 オートバイ	側車、後車 オートバイ	側車、後車 オートバイ	側車、後車 オートバイ
千疋迄(1000) 以上千疋を 以て増課す	千疋迄(1000) 以上千疋を 以て増課す	千疋迄(1000) 以上千疋を 以て増課す	千疋迄(1000) 以上千疋を 以て増課す

はす機間て、輪に又甲
其も關ののを依はは
のとの補のに當り軌
他乙な明區しむ運道

官城	秋田	山形	福島
五人迄 五〇〇〇〇 六人迄 七〇〇〇〇 以上一人を増す 毎に三圓を増課す	一馬力 四・一〇〇	二人乗以下 三〇〇〇〇 三人乗以上 四〇〇〇〇 五人乗以上 六〇〇〇〇 八人乗以上 八〇〇〇〇	十馬力未満 三〇〇〇〇 十八馬力未満 三〇〇〇〇 二十馬力未満 三〇〇〇〇 二十六馬力未満 四〇〇〇〇
五人迄 八〇〇〇〇 六人迄 一〇〇〇〇〇 以上一人を増す 毎に三圓を増課す	一馬力三〇〇〇	二人乗以下 三〇〇〇〇 三人乗以上 四〇〇〇〇 五人乗以上 五〇〇〇〇 八人乗以上 六〇〇〇〇	十馬力未満 三〇〇〇〇 十八馬力未満 三〇〇〇〇 二十馬力未満 三〇〇〇〇 二十六馬力未満 四〇〇〇〇
自動三輪車 二〇〇〇〇 自動四輪車 三〇〇〇〇 其の他の三輪車以上 三〇〇〇〇	特殊自動車 二〇〇〇〇 靈樞車 三〇〇〇〇	靈樞車 三〇〇〇〇 自動三輪車 一五〇〇〇 自動四輪車 二〇〇〇〇 自動五輪車 三〇〇〇〇 自動六輪車 四〇〇〇〇 自動七輪車 五〇〇〇〇 自動八輪車 六〇〇〇〇 自動九輪車 七〇〇〇〇 自動十輪車 八〇〇〇〇 自動十一輪車 九〇〇〇〇 自動十二輪車 一〇〇〇〇〇	貨物運搬用 一五〇〇〇 同附屬車 三〇〇〇〇 靈樞車 三〇〇〇〇 特殊車 二〇〇〇〇 小型車 一五〇〇〇
半噸迄 三〇〇〇〇 一噸迄 四〇〇〇〇 以上 五〇〇〇〇	自家用一馬力 三・三〇〇 營業用一馬力 一・六〇〇	其定期 四〇〇〇〇 其他 四〇〇〇〇	自家用一噸迄 八・〇〇〇 以上半噸迄 増す 毎に一五圓を増課す 營業用一噸迄 増す 毎に一〇圓を増課す
		乗合に非ざる營業用車は自家用とす	定員は運手助手共

茨城	栃木	群馬	埼玉
二十六馬力以上 五・五〇〇 外定員一人に付 九・〇〇〇	四人乗迄 五・〇〇〇 五人以上 七・五〇〇	九・〇〇〇	五人乗迄 一〇・〇〇〇 一人を増す毎に 十圓を増課す
五人乗迄 四〇〇〇〇 以上一人を増す 毎に三圓を増課す	二人乗迄 三〇〇〇〇 三人乗迄 四〇〇〇〇 四人乗迄 五〇〇〇〇 五人乗迄 六〇〇〇〇 六人以上 七〇〇〇〇 七人以上 八〇〇〇〇 八人以上 九〇〇〇〇 九人以上 一〇〇〇〇〇 十人以上 一〇〇〇〇〇	五人乗迄 四・〇〇〇 六人以上 五・〇〇〇 七人以上 六・〇〇〇 八人以上 七・〇〇〇 九人以上 八・〇〇〇 十人以上 九・〇〇〇	五人乗迄 五・〇〇〇 一人を増す毎に 三圓を増課す
貨物運搬用 一五〇〇〇 同附屬車 三〇〇〇〇 靈樞車 三〇〇〇〇 特殊車 二〇〇〇〇 小型車 一五〇〇〇	靈樞車 三〇〇〇〇 自動三輪車 一五〇〇〇 自動四輪車 二〇〇〇〇 自動五輪車 三〇〇〇〇 自動六輪車 四〇〇〇〇 自動七輪車 五〇〇〇〇 自動八輪車 六〇〇〇〇 自動九輪車 七〇〇〇〇 自動十輪車 八〇〇〇〇 自動十一輪車 九〇〇〇〇 自動十二輪車 一〇〇〇〇〇	特殊自動車 二〇〇〇〇 靈樞車 三〇〇〇〇	特殊自動車 二〇〇〇〇 靈樞車 三〇〇〇〇
以上半噸を増す 毎に一〇圓を増課す	半噸迄 三・〇〇〇 一噸迄 四・〇〇〇 以上 六・〇〇〇	一噸未満 三・〇〇〇 一噸以上 七・〇〇〇	一噸迄 二・五〇〇 半噸を増す毎に 五圓を増課す

主要國自動車輸入關稅率

(商工省調査)

英吉利

自動車、自動自転車、自動三輪車、自動三輪車、自動三輪車の部分品を含む

一般稅率 從價 三分の一 特惠稅率 從價 九分之二

亞米利加合衆國

(一)貨物自動車にして、價格一千弗又は一トネを越ゆるもの、貨物自動車又は乗合自動車、シャシーにして價格二千五百弗又は二トネを越ゆるもの又は乗合自動車ボデー十人以上の乗客を運搬するもの完成と否とに依らず

從價 二五%

(二)他の自動車及シャシー、ボデー、自動自転車、完成と否とに依らず

從價 一〇%

(三)部分品(タイヤ及硝子製品又主要部の硝子製のものを除く)にして(一)及(二)に使用するもの、完成と否とに依らず

從價 二五%

(四)タキシーメーター完成と否とに依らず

從價 八五%

獨逸

(一)重量二千二百瓩又は以下の自動車
(二)重量二千二百瓩以上三千二百瓩迄の自動車
(三)三千二百瓩以上の自動車

從量 七五口麻
同 四〇口麻
同 三〇口麻

佛蘭西

△自動車(附屬品、部分品、ソリッドタイヤを使用すべき重貨自動車の鑄鐵或は鑄鋼の車輪も含む)

從量 100瓩、フラン 六〇

△シャシー

從價 四五%

△ボデー(貨物、乗用、重量に關せず)

從價 四五%

△自動車用リム(鐵、鋼製、重量に關せず)

從價 四五%

伊太利

發動機の如何に不拘車體を有し又は有せざる自動車

(一)人を運搬するもの 單位 稅率(利山)

(2)一千二百瓩を越ゆるもの キンタール 二、三五〇

(3)一千二百瓩を越ゆるもの 同 二、七五〇

(4)一千八百瓩を越ゆるもの 同 二、三五〇

自動車用車體及其の部分品 同 一、八七〇

(1)人を運搬するもの 同 一、五三〇

(2)其他 同 一、七六〇

(3)一千二百瓩を越ゆるもの 同 二、三五〇

(4)一千八百瓩を越ゆるもの 同 一、八七〇

自動車用可燃性發動機 同 一、一五〇

(1)百瓩迄のもの 同 一、〇一〇

(2)百瓩を越え二百瓩迄のもの 同 一、七六〇

別掲なき自動車部分品

(一)發動機、運轉機及操縱器の部分品

同 同 三、〇〇一

(2)加工せざるもの

同 同 一、八〇〇

(3)加工せざるもの

同 同 一、三〇〇

(4)加工せざるもの

同 同 一、四〇〇

(5)加工したるもの

同 同 一、一〇〇

(6)加工したるもの

同 同 一、一〇〇

(7)加工したるもの

同 同 一、一〇〇

(8)加工したるもの

同 同 一、一〇〇

(9)加工したるもの

同 同 一、一〇〇

(10)加工したるもの

同 同 一、一〇〇

(11)加工したるもの

同 同 一、一〇〇

(12)加工したるもの

同 同 一、一〇〇

(13)加工したるもの

同 同 一、一〇〇

(14)加工したるもの

同 同 一、一〇〇

(15)加工したるもの

同 同 一、一〇〇

(16)加工したるもの

同 同 一、一〇〇

(17)加工したるもの

同 同 一、一〇〇

モーター、パワー、及車體に關しては本稅率は別々に包裝せられたる場合にのみ適用あり、然らざる場合に於ては三割を課せらるべし

加奈陀

完成車及シャシー

中間稅率 一割 一般稅率 三割

產出國に於ける小賣價格(一、二〇〇弗以上、一、〇〇〇弗以下のもの)

從價 三〇%

同一、一〇〇弗以下のもの

同 一七・五%

他の總てのもの、シャシーをも含む

同 三〇%

自動車用エンジン及コンプリートパーツ

同 二七・五%

貨物車及乗合車用エンジン

同 二七・五%

中間稅率

一割稅率

ホーン、デベトリピスター、オイルポンプ、オイルタンク、ガスケット(金)

無稅

バキエムタンク、ステアリング

無稅

キーロック、自動ラヂオエーター

無稅

シツター、アムメーター

無稅

トップ、ホキール、ボデー

無稅

自動自転車及サイドカー及部々品

無稅

備考 以上總て三割三分三厘の附加稅を加す、中間稅は特惠稅に同じ。

無稅

軸「フレーム」「ラヂエーター」「プロベリング、シヤフト

無稅

(註)前輪、後輪、前「スプリング」後「スプリング」前車軸後車

無稅

(一)自動自転車

同 三〇%

(二)其他(註)

同 三〇%

(註)前輪、後輪、前「スプリング」後「スプリング」前車軸後車

無稅

軸「フレーム」「ラヂエーター」「プロベリング、シヤフト

無稅

警視廳課税馬力算定表

本課税馬力は内閣資源局制定法に依り昭和五年警視廳告示第五十九號並に東京府々税賦課規則に基き算定す賦課規則第十一條の二、自動車の課税標準たる馬力は左の各號に依り之を算定す但し一馬力未満の端數を生じたる時は切捨つるものとす

- 一、内燃原動機を備ふる自動車にして、四「サイクル」のものは氣筒の口徑(吋)の自乗に氣筒數を乗じ二・五除したるもの、二「サイクル」のものは氣筒數の口徑(吋)の自乗を三倍し之に氣筒數を乗じ五除したるを以て其の馬力とす
- 二、蒸氣機關を備ふる自動車は氣筒の口徑(吋)の自乗を四倍し之に氣筒數を乗じ二・五除したるものを以て其の馬力とす
- 三、電氣機關を備ふる自動車は蓄電池電槽の數を十除したるものを以て其の馬力とす。即ち
 - 一、内燃原動機
 - A、四サイクル機關(一般自動車)

$$HP = \frac{ND^2}{2.5} (H)$$
 但しミリサイズの場合

$$HP = \frac{ND^2}{1613}$$

B、二サイクル機關
(一般自動車)
 $HP = \frac{3ND^2}{5}$

二、蒸氣機關
 $HP = \frac{4ND^2}{2.5}$

三、電氣機關
 $HP = \frac{D}{10}$

但し HP: 馬力 N: 氣筒數 D: 氣筒の口徑(吋)

道路損傷負擔金徵收區別一覽表

道路損傷負擔金は全國を次の北海道以下九區に分ち之れを徵收(昭和十年から)して居る。即ち

- 北海道、(一)東北區「青森、山形、福島」(二)關東區「茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川」(三)北陸區「富山、石川、福井」(四)東山區「長野、岐阜」(五)東海區「静岡、愛知、三重」(六)近畿區「滋賀、大阪、奈良、和歌山」(七)中國區「鳥取、島根、岡山、廣島、山口」

(八)四國區「徳島、香川、愛媛、高知」
(九)九州區「佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿兒島」尙この収入金は府、縣、市、町村の收入となり、この収入は道路改修費に充てられることになつて居る。

世界各國の自動車税策

(商工省工務局調査)

第一、各國に於ける自動車税

(一) 日本

道府縣に於ける自動車税は其の課税標準區々にして其の儘比較對照すること困難なるを以て假にフォードV8三〇馬力の乗用車(乗客五人乗)及貨物車(一噸半積)に對する北海道、三府及び神奈川縣外三縣に於ける地方税(市町村附加税は詳ならざるを以て之を含ましめざるも其の税額は相當額となる見込みなり)を摘記すれば左表の通なり。

道府縣	フォードV8 (乗客五人乗)	フォードV8 (一噸半積)
北海道	六〇圓	五〇圓
東京府	七二・五	三六・五
京都府	六五	三三
大阪府	六六	三三
神奈川縣	六七	三三
愛知縣	一五〇	六〇

(四) 獨逸

一九三五年一月二十八日の自動車税法第二次改正法第三條に基きて廢せられたる自動車税法の解釋に關する告示(一九三五年三月二十三日)に依れば自動車税率は概ね左の如し。

- 一、税の基礎
 - (1) 液體燃料を使用する二輪車又は三輪車及乗用車(バスを除く)は氣筒容積に依り税を算出す
 - (2) 其の他の自動車は重量に依り税を算出す
- 二、税率

自重(キログラム)	年額	氣筒容積(立方センチメーター)	年額
自重一、四〇〇キログラム以下	一・五	一〇〇以下	一・五
自重一、四〇〇キログラムを越ゆるもの	五	一〇〇以上	五

兵車縣 一〇〇 五〇 一三〇 〇
福岡縣 一〇〇 六〇 三三 〇
(昭和九年現在)
(備考) 東京市に於ける府本税、市附加税等の總額を示せば次の如し(但し昭和十年度のもの)

自動車名	府本税	市附加税	市附加税	市附加税	總額
フォードV8 (乗客五人乗)	三三〇	五〇	六六〇	一五〇	一一三〇
フォードV8 (貨物)	二二〇	五〇	六六〇	一五〇	一一三〇
乗用車	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	八二四
貨物車	三〇五	三〇五	三〇五	三〇五	一二六〇
乗台車	七・九	七・九	七・九	七・九	三一・六

(一) 北米合衆國
課税方法は四十八州に涉り相當複雑なる状態に在りと雖も便宜上其の大概を示せば平均凡そ左の如し。

乗用車	家用	營業用
家用	一〇・六	一七・三
營業用	一七・三	二六・五
貨物車	三〇・五	三六・六
乗台車	七・九	七・九

する。

佛國 此國に於ては一九三四年中馬力及重量に由る課税法を廢止し改めて燃料一〇〇立につき五十法の税金が現在唯一の自動車課税にして強ひて詮索すれば右の外に僅少の登録料があるのみなり、右の課税額は一米制につき四十三鎊に相當す

英國 過去三十年間一馬力當り一磅(此の馬力計算法は日本と同様なり)を續行し來りたるも本年一月一日より英國政府は之を變更して四分の三磅(十五志)に減減せり、依てフォードV8車(三十馬力一臺一ヶ年の課税は二磅半乃ち年約三百九十圓也となる

北米合衆國 此の國は現在走行車輛二千五百萬臺を超居り、その課税方法は四十八州に涉り相當複雑なる状態にあるとは雖も大體平均自家用乗用車壹臺年十弗二千八仙にして自家用貨物車は二十二弗〇五仙に當る其他の詳細は左記の通りなり

- 一、契約運輸車(トラック)、郵便車、新聞車 用下受等
- 二、一般運輸業用トラック
- 三、タクシー
- 四、契約バス

年 卍

二〇五
七四・四一
一七・七三
四七・四

五、公衆用バス

大體右に反映するが如く課税標準を道路面の使用重量に當り向少の附加的登録料あるも自家用車壹臺に對する最も高價なる最初の一年間の總課税額は直接間接を通じて平均二十六弗二千五仙(九十四圓)也

ガソリン税は全國を通じて課せられつゝあり而して一ガロン三乃至六、五仙なり

一九三四年米國政府は自動車より實に十二億弗の巨額を徴せり、此は如なる膨大の道路改修計畫をも支辨し得るものにして同政府は左の如くに表示し居れり

- 一、州登録税
 - 二、州ガソリン税
 - 三、全國的州税
 - 四、個人所得税、市税及郡税
- 合計 每臺
- 三三、九六、〇〇〇弗
六、一〇、〇〇〇弗
三、一五、〇〇〇弗
七〇、〇〇〇、〇〇〇弗
一、一〇〇、一〇〇、〇〇〇弗
- 四、四
一七、七三
四七、四

自動車税發動機燃料税と國家收入

(一九三八年)

單位	發動機燃料税	國家總收入	國家總收入に對する%
イ 百 萬 磅	八八	一、〇〇〇(イ)	八・八
ロ 百 萬 磅	五、四三	五三、七八(ロ)	一〇・五
ハ 百 萬 磅	八七五(ハ)	一六、五〇一	五・三
ニ 百 萬 磅	一、五七六(ニ)	二〇、五九七(ホ)	七・七
ヘ 百 萬 磅	七〇	七三九	九・五
ホ 百 萬 磅	一、〇〇三	一一、三九三(ロ)	八・九
ヘ 百 萬 磅	二〇(ヘ)	五三七	一四・九
ニ 百 萬 磅	一七(ニ)	一、四四九(ホ)	八・一
ヘ 百 萬 磅	八六(ヘ)	五四五(ホ)	一五・八
ニ 百 萬 磅	三(ニ)	五七三(ホ)	五・四

右(イ)は豫算年度一九三八―一九三九年(ロ)推定(ハ)イム税を含む(ニ)一九三七年(ホ)豫算年度一九三七年―一九三八年(ヘ)登録料を含む

保 險

自動車保険の種類

現在本邦に行はれてゐる自動車保険は次の如く分類することが出来る

△車輛保険の衝突、墜落、晒覆、シ災、盗難又は陸上運送刀、送機關の衝突、脱線、晒覆、沈没に因る被保険自動車自體の損害に對する 險

△人畜賠償保險 被保険自動車の衝突 故に因り被保険自動車外に在りたる人畜を死傷せし場合被害者に支拂ひたる損害賠償金額補の保險

△物件賠償保險 被保険自動車の衝突事故に因り被保険自動車外に在りたる他人の財物に損害を與へたる場合に被害者に支拂ひたる損害賠償金額補の保險

△綜合保險 上記の各場合に對する保險を綜合した保險

本邦主要自動車保險會社

- ▽大日本自動車保險會社 東京市丸ノ内郵船ビル七階
- ▽東京海上火災保險會社

- ▽三菱海上保險會社 同丸ノ内一ノ六東京海上ビル
- ▽日本海上火災保險會社 同丸ノ内一ノ六、八重ビル
- ▽東京火災保險會社 同丸ノ内永樂ビル
- ▽帝國海上火災保險會社 同麹町區大手町永樂ビル

- ▽大正海上火災保險會社 同日本橋三井ビル
- ▽大阪海上火災保險會社 同麹町區内幸町(東京支店)
- ▽神戸海上運送保險會社 同日本橋區江戶橋一(東京支店)
- ▽共同火災保險會社 同京橋區銀座八
- ▽明治火災保險會社 同丸ノ内海上ビル新館
- ▽大連火災保險會社 關東州大連市
- 同昭和十三年十月左の六社が自動車保險事業の營業が免許された。日本火災、横濱火災海上、日、火災海上、豐國火災、帝國火災扶桑海上火災

自動車保險率一覽

種契類約	擔保すべき危險	填補方法	除外危險
總擔保	前記車輛擔保及賠償擔保を包括したるもの自動車………本條件に依てのみ引受く		其他
保擔賠償	被保險自動車の新突事故に因り被害者に支拂ひたる損害賠償金額を填補す イ、被保險自動車外に在りたる人畜を死傷せしめたる場合 ロ、被保險自動車外に在りたる他人の財物に損害を與へたる場合	保險金額を限度とし被保險者の支拂へる賠償金の四分の三を填補す	(一)戦争 (二)地震 (三)噴火 (四)雷 (五)火災 (六)海嘯 (七)原因不明 (八)はにに (九)伴に (十)害に
保擔輛車	自動車の新突事故に因り被保險自動車自體に生ずべき損害を填補す	每件損害額五圓を超過する場合は限り其超過額を填補す	同(一)戦争 同(二)地震 同(三)噴火 同(四)雷 同(五)火災 同(六)海嘯 同(七)原因不明 同(八)はにに 同(九)伴に 同(十)害に

特約擔保保險料
免責金額除外又は減少(但自家用乗用車に限る)

イ、除外の場合………
ロ、金二十五圓に減少の場合………
車輻保險料の二割増
一割増

自動車保險料

車種	種類	保險金額											
		1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500		
自家用乗用車	總賠償額	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	増加以上
	總賠償額	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	増加以上
	總賠償額	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	増加以上
自家用貨物車	總賠償額	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	増加以上
	總賠償額	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	増加以上
	總賠償額	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	増加以上
營業用貨物車	總賠償額	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	増加以上
	總賠償額	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	増加以上
	總賠償額	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	増加以上

(總括擔保に限る)

自動自轉車保險料

自動自轉車	種類	保險金額											
		1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500		
單車	總賠償額	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	増加以上
	總賠償額	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	増加以上
	總賠償額	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	増加以上
リヤカー	總賠償額	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	増加以上
	總賠償額	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	増加以上
	總賠償額	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	増加以上
サイドカー	總賠償額	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	増加以上
	總賠償額	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	増加以上
	總賠償額	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	増加以上
免狀不要三輪車	總賠償額	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	増加以上
	總賠償額	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	増加以上
	總賠償額	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	増加以上

(保險期間一ケ年) 單位圓

自動車保險約款

保險約款は各保險會社によつて種々異なるがその一例としての約款を示せば次の通りである

第一條 自動車普通保險約款例

第一條 特約なき限り當會社は偶然なる事故により保險目的たる自動車(自動車自轉車を含む)に付き生ずることあるべき左の損害に對してのみ填補の責に任ずるものとす

- 一、院上運送(港灣及湖上を除く)中の危険例へば汽車の脱線、衝突、河船の顛覆又は沈没に起因する損害
- 二、火災(機關より發火したる場合を含む)に起因する直接損害
- 三、盜難(横領、被保險者の配偶者、親族若しくは家族が行ひたる盜難に因る損害を除く)
- 四、衝突、墜落、顛覆に起因する直接損害(但乗員の傷害を除く)
- 五、以上每件實損害額五十圓を超過する場合に限り其超過額を填補す
- 六、衝突に直接起因する被保險者賠償義務の損害金額の四分の三(但保險の目的に積載する人畜に生じたる損害賠償は之を除く)

第二條 當會社は左に掲ぐる損害を填補するの責に任ず

- 一、戰爭又は變亂、暴徒、一揆、同盟罷業に因りて生じたる損害
- 二、地震、噴火、雷火、海嘯に原因し又は之に隨伴して起りたる損害
- 三、保險契約者若しくは被保險者の惡意又は重大なる過失に因り生じたる損害
- 四、法令又は取締規則に違反して運轉せられたる間に生じたる損害
- 五、當會社の承認したる運轉手又は運轉すべき人以外の人に因りて運轉停止たる間に生じたる損害(但運轉停止中に生じたる損害を除く)
- 六、競争、練習若しくは試験の爲めに運轉せられたる間に生じたる損害
- 七、被保險者所有の被保險物以外の動産又は不動産に生じたる損害
- 八、膝掛、裝飾品、其他常備の附屬品と目すべからざるものに付き生じたる損害
- 九、遭難當時車上に在らざりし車體以外の保險目的に付き生じたる損害
- 十、原因の如何に拘らず「ダイヤ」に生じたる損害
- 十一、保險目的の性質、拒疵又は其自然消耗に因りて生じたる直接及間接の損害
- 十二、書面に依る當會社の承認を経ずして保險目的の用途及其使用の地域

第三條 變更したる以後に生じたる損害を被保險者に左の各項を履行すべし若し之に違背したるときは當會社は其義務違反に因りて生じたる損害の填補の責を免ることを得るものとす

- 一、被保險者又は其自動車に關する使用人は損害の防止に努むることを要す但防止に要したる費用は之は被保險物の損害と看做す
- 二、當會社が填補すべき損害生じたるときは被保險者は遅滞なく其日時、場所、損害の状況及證人たるべきものあるときは其住所氏名を報告すべし又衝突に困り他人の財産に損害を生じたる爲め賠償の請求を受けたるときは之に關する書類と共に直ちに之を當會社に傳達すべし
- 三、事故發生し保險目的の修繕を要する場合には被保險者に必要なる應急の假手當を施すの外本修繕に付ては當會社の認むる修繕者をして明細なる見積書を差出さしめ當會社の承認を経ることを要す但修繕所迄自分を以て運轉し能はざる保險目的の運搬費用は修繕費の一部と看做す
- 四、被保險者は當會社の承認を経ずして第三者に對し損害賠償義務の全部又は一部承認の行爲を爲すべからず又當會社に必要に應じ被保險者と協

議して賠償事件を處理することあるべし

五、賠償問題に付き訴訟を提起せられたるときは其應訟訴行爲に付ては必ず當會社の承認を経べし

第四條 被保險者は保險目的に付き常に適當なる掃除及修繕を加へ且必要なる用具を完備し完全に運轉し得る状態に在らしむることに注意すべし又々其運轉手にして不適當なる事情あるときは運轉なく之を變更すべし

被保險者は當會社が保險契約存続中何時にても保險目的の検査をなす事を承認し亦之を妨げざる可きものとす

被保險者が前二項の義務に違反したる場合は期間中と雖も當會社は二週間前の豫告を以て本契約を解除することを得べし

第五條 保險目的の損傷修繕は事故發生前の状態に復するを以て本證券に依る損害填補の限度として修繕施行已むを得ずして新調した部分の修繕費に對しては新製後使用一ヶ年以上のものに限り新舊交換費として其修繕費の三分の一を控除し填補額を決定するものとす

第六條 保險目的の損傷修繕に要する費用が本證券に記載せる保險價額を超過すべきときは被保險者は其事實を知りたるときより三十日以内に保險目的に關する一切の權利を當會社に移轉し全

損金の支拂を請求することを得

第七條 保險目的が盜難に罹りたる場合に於て保險金受領後六十日以内に發見せられたるときは被保險者は既に受取りたる保險金を當會社に拂戻し保險目的の返還を受くることを得但盜難に依り直接生じたる損傷の修繕費に對し填補の請求を妨げず

第八條 保險目的の全損金は保險目的の全損に歸したる時に於ける保險目的の時價を標準として之を決定す但時價が本證券に記載せる保險價額より高きときは保險價額に據るものとす

第九條 當會社が填補すべき金額は損害の防止、修繕其他名義の如何に拘はらず之を合算し保險金額を以て限度とす但第一條第五號に據る補填金は之を合算せず

第一條第五號に據り當會社を填補すべき金額は其他の補填金と合算せず獨立して表面記載の保險金額を限度として支拂ふべし、但此場合に於ても第十七條の適用を妨げず

第十條 保險金額が保險價額以内なる場合に於ては當會社の損害填補は保險金額の保險價額に對する割合に據るものとす

第十一條 保險目的の損傷若くは修繕費に關し被保險者と當會社との間に意見を異にするときは雙方の同意する一名

の鑑定人をして鑑定せしめ其決定に従ふものとす若し雙方の同意する一名の鑑定人を得難き場合は各一名の委員を選び兩委員の示談の結果に服従するものとす

第十二條 保險契約の無効、解除、失効又は當會社が既契約擔保の責に任ぜざる場合に於ても當會社は保險期間に對する保險料の金額を請求する權利を失はず又既に受取りたる保險料を返還せざるものとす、但當會社の責に歸す可き事由により無効の場合には保險料の全額を返還し當會社が當會社の責に歸す可き事由により被保險者と合意の上若くは第四條第三項により契約を解除したる場合には既に受取りたる解除後の未経過保險料は日割計算を以て之を返還するものとす

第十三條 保險目的の所有名義を變更したるときは其變更したる時より保險契約は當然其効力を失ふ但當會社より責任繼續の承認を得たるときは此限に非ず

前項の規定より保險契約が其効力を失ひたる場合に於て被保險者が運轉なく書面を以て其旨を當會社に通知し且既経過期間中異會社の填補すべき損害が發生せざりし場合に限り既に受取りたる解除後の未経過保險料は左記の通り之を拂戻すべし

一ヶ年契約の場合

- 一、契約期間経過日數 三十日未滿の場合 一ヶ年分保險料の 七割五分
- 二、同 九十日未滿の場合 同 五割
- 三、同 一百八十日未滿の場合 同 二割五分
- 一ヶ年未滿の契約の場合 同 二割五分
- 一、経過日數が契約日數の四分の一未滿の場合 同 二割五分
- 二、同 二分の一未滿の場合 同

第十四條

保險期間中保險目的が引續き運轉休止せらるゝ場合に於ては左記の條規に従ひ本契約期間満了後運轉休止間に對する保險料の拂戻を爲すべし但保險者は運轉の休止及び再始に先だち各面を以て其事實を豫め當會社に通知したることを要す

- 第一、保險契約期間中當會社の填補すべき損害が發生せざりしこと
- 第二、運轉休止の日數繼續して三十日以上に達したること
- 第三、毎三十日を二期として其期間に對する保險料の二分の一を拂戻すこと但三十日未滿に對しては拂戻を爲さず
- 第十五條 左の場合に於ては保險契約は無効とす

一、保險契約に關し保險契約者又は被保險者に詐欺の行爲ありたるとき

二、保險申込の時同一の目的に付き保險

契約者又は其他の者と他の保險者との間に締結したる保險契約が存在せることを知るに拘らず其旨を保險申込書に明記して當會社に申出でざるとき

- 第十六條 被保險者が本證券に依り損害の填補を受けんとするときは其損害金額を證明すべき書類を添へ請求書を當會社へ提出すべし
- 當會社は被保險者が前項の手續を完了したるときより三十日以内に保險金の支拂を爲すべし但當會社に於て取調の爲め特に時日を要する場合は此限にあらず、

第十七條 當會社が本證券に據り損害の填補を爲したるときは保險金額より填補金を控除し其殘額を以て殘餘の契約期間に對する

自動車災害保險制度要綱

(内務省社會局案)

第十八條 保險契約者又は當保險者は當會社の利益又は剩餘金の分配に與る權利を有せず

- 一、本保險は官營とし政府之を管掌す
- 二、保險加入者
 - 自動車の使用主は總て本保險に加入し政府と保險契約を締結せずして自動車を使用せる使用主に對しては罰則を適用するものとす。但し「ロードローラー」の如く速力の特に緩なる自動車の使用主は加入し、除外す(茲に自動車とは自動車取締令に所謂自動車を謂ふ、以下同じ)
- 三、保險事故
 - 保險事故は政府と保險契約の締結せられたる

る自動車交通事故に因る首傷、疾病又は之に因る死に与す。而して右の交通事故が被保險自動車に因り生じたると否とを問はざるも被害者の故意又は重大なる過失を因り生じたるとなるときは其の被害者又は其の遺族に對しては保險給付を支給せざるべく、又被害者の故意又は過失に因り生じたるときは其の第三者に求償す。尤も自動車の乗務員が重大なる過失に因り自ら傷害を受けたるときは業務上の傷害補償の原則に依り保險給付の一部を支給せざるに止む

四、保險給付

- (一) 療養費—政府の定むる所に依り算定したる療養費中五圓を超える部分
- (二) 障害手当金—負傷治療したるとき身體障害を残すときは其の程度に依り豫め定めたる標準に依り五百四十圓以下を支給す
- (三) 遺族手当金—死亡者が十二歳以上の男子なるとき三百五十圓
死亡者が十二歳以下の者なるとき百五十圓
- (四) 休業手当金—負傷者が他人の雇傭せられるるか又は然らざるも業として肉体的勞務に服するものなる場合療養の爲勞務に服すること能はざるときは八日以後の

支拂ふことを得

この場合會社は其の徴収した保險料を政府に納入すべく之に對し政府は一定の手續料を交付す

七、本保險と自動車の使用主又は乗務員の民事上の損害賠償責任との關係
被保險自動車の使用主又は乗務員は本保險の支給する給付の限度に於て民事上の損害賠償責任を免る

八、本保險と他の法令の規定に依る扶助との關係
他の法令の規定に依る扶助責任は本保險の支給する給付の限度に於て之を免るものとす

健康保險法(第四十八條の規定に依る場合を除くに依り保險給付を受くべき者に對しては政府は其の保險給付に相當する本保險の保險給付は之を支給せざるものとす

九、保險施設

政府は自動車の交通事故防止又は其の他本保險の目的の爲必要なる施設を爲すことを得

諸外國に於ける強制自動車保險

(全國産業團體聯合會調査)

近時自動車交通の發達に伴つて自動車に關す

保 險

休業中左の金額を支給す

十六歳以上の男子 一日に付五十錢

十六歳以上の女子 同 三十錢

十六歳未満の 同 二十錢

(五) 打切手當金 療養開始後一年を結過するも治癒せざるときは男子に在りては四百五十圓、女子に在りては三百圓を支給して療養費其他一切の支給を打切る

ことあるべし

五、保險料

保險料は自動車の使用主に於て之を納付すべきものとし、原則として毎年一年分を前納するものとす

保險料額は自動車の使用期間一年に付大體左の通なるも尙調査考究の上多少變更することあるべし

車の種別 車の用途別

普通自動車	特殊自動車	小利自動車
營業用乗車 (一定路線に依るもの)	營業用乗車 (一定路線に依るもの)	營業用乗車 (一定路線に依るもの)
貨物用	貨物用	貨物用
其他	其他	其他
其の他	其の他	其の他

政府の指定したる民間保險會社と本法に定むる以外の自動車に關する保險(本法に基く給付以外の償價保險又は車體保險)契約を締結するときは之等に關する保險料を會社に支拂ふ際同時に本法の保險料を會社に

保 險 料

東京、大阪、神奈川、兵庫	其の他の府縣
二十八圓	二十五圓
二十四圓	二十圓
二十圓	十八圓
十五圓	十二圓
十五圓	十二圓
十圓	八圓

る各種の保險の發生を見るに至つた、殊に自動車使用に因り第三者に蒙りたる生命並に財産上の損害の賠償目的とした自動車責任保險は米國の諸州を初めとして英國、丁抹及瑞西の諸國に之を見るのであるが責任保險は被保險者が事故に對する責任を有し且つ之れが裁判上確定したる後に於いてのみ補償するものなれば、幾多の不便を感じるに至り、從つて之れを労働者災害賠償法に倣つて賠償保險とすべしと主張する説もあるが未だ實現するに至らない。

以下米國諸州及英國に於ける現行保險制度の概要を紹介する。

米國諸州及英國に於ける保險法の梗概

一、マサチユセツ州強制自動車保險法

同州に於ては一九二五年強制自動車保險法を實施した、該法に據れば自動車を登録する條件として車輛主は州政府の指定する保險會社も被害者一人に對し最低五千弗、二人以上に對し一萬弗の責任保險を契約することを要する、然して額面五千弗以上の證券又は保證金を供託するか或は個人として其の額以上の資産を有することを證明することにより保險契約の義務が免除せられ

二、ニュージャージー州に於ける強制自動車保險法

マツチユセツ法の抗告部は契約の拒絶を困難ならしむるとの非難が聲が高いの、蓋し、ニュージャージー州に於ては此の抗告部を省略した保險法案が立法部に提出された然し契約の拒絶又は解約を無條件で認める事は弊害が少くないとの理由により斯る場合には特別危險保險委員の認定を経て、基

七

本料率より二〇%以内の高率を以て保険に加入せしむべきである云ふ修正案が提出せられた。然し右の法案は何れも通過するに至らなかつた。

三、カネチカット及ニュー・ハムプシャー兩州に於ける任意自動車保険法

強制自動車保険は一般車輛を一率に保険に加入せしめるから、前述し、如く注意深い車輛主の危険負擔に於て、不注意な車輛主をして自動車を使用せしめる結果となる此の缺點を匡正する爲め、E・C・ストーン氏は所謂「ストーン案」なるものを提唱するに至つた。

四、保險の加入は車輛主の任意に委ね、車輛主が加害者として訴へられたときは法廷では先づ第一に損害賠償能力の有無を取調べる、而して車輛主が保險其他の方法により賠償責任を果し得れば宜いが若し賠償責任を果し得れば宜いが若し賠償能力を有しない場合には判決せられた賠償額を清算するまで自動車の使用が禁止せられるのである。此の案は自動車の使用者に對して注意深い運転を促すこと保險加入の誘因み作ることにて於て特徴を有してゐるが賠償能力のない車輛主を事前に排除することに就いて何等の効果がないと云はれてゐる、カネチカット及びニュー・ハムプシャー兩州は一九

二七年此のストーン案を基本として任意保險法を制定した、即ちカネチカット法に據れば事故發生の毎自動車使用者は身體の傷害に對して最低一十弗、財産の損害に對しては最低千弗の賠償能力あることを證明するの必要あり、又ニュー・ハムプシャー法に身體傷害に對しては最高五千弗、財産損害に對しては最高千弗を證明するを要する、而して兩州政府とも右の保證として保險證券又は擔保證券を認め、加ふるにカネチカット州に於ては供託金の提供も許されてゐる但し所定期間内に右の證明をなさざる場合には直に自動車の登録を取り消され、車輛の使用を停止せられるものである

四、ニュー・ヨーク州及其他の州に於ける自動車賠償保險法案

今日一般に行はれてゐる保險は所謂責任保險であつて、事故に對する法律上の責任を有するに非ざれば損害を補償する必要はない、それ故に責任の所在に就ては屢々訴訟問題が起り、眞に救済の必要ある被害者は無資力にして申訴すること能はず、當然受け得る賠償をさへ受け得ない場合がある加之裁判の決定するまで可成りの長年月を必要とするのみならず、頗る煩雜な手数を要することは明かである。此の不合理を匡正する爲め、シンシナチ退職控訴院判事R・

のである。

定されは道路法に據れば旅客輸送した者に對して身體傷害に對して五百萬乃至五千弗、財産損害に對して五十萬乃至五千弗の強制保險を適用する、或は右相當額の公債證書の提出方を強してゐる

英國強制自動車保險法

英國に於ては一九三〇年道路交通法第一編「自動車の使用より生ずる第三者の危険に關する規定」並に之に基いて制定せられた一九三〇年自動車（第三者の危険）規則に於て、公共の保護を目的とする強制自動車車傷害保險を規定してゐる。即ち該保險法に據れば自動車使用者は第三者に對して生ずることあるべき損害を填補する爲め、保險證券又は擔保證明を豫め取得するに非ざれば自動車の使用を禁ぜられる。而して所定の保險證券又は擔保證明を取得せざる場合には違反者は五十磅以下の罰金若しくは三箇月以下の禁錮に處せられ、又は之れを併科せられる加之前記の處罰を受けた者は有罪判決を受けた日より十一箇月運轉の免許を停止せられ、裁判所は適當と認むるときは一箇月より一箇年の資格喪失期間を命じ得

一九〇九年の保險會社法に據り

S・マルクス氏は在來、責任保險を廢し、勞働者災害扶助法に依つて賠償保險制度を提唱するに至つた、此の案に據れば自動車使用者は州基金に加入し、通常一定價の積立をなして、事故發生の場合には其の責任者の何人たる問はず、直に被害者が損害の程度に應じて賠償を受けることになる若し被害者其の補償額以上の賠償を受けようとするれば、加害者を相手取つて外に賠償請求訴訟を提起することになる

該案の特徴は所謂無過失損害賠償の理論を取り入れてあつて、無資力被害者を保護すると共に加害者たる自動車使用者を應訴の義務から免除するにある乍ら、運用上虚偽の賠償請求をせられることが最も恐れられてゐる點である、大體右と同様の法案が先年來、ニュー・ヨーク州を初め其他の數州立法部に於て討議されたが、未だその通過を見るに至らない。

斯くの如くニュー・ヨーク州に於ては賠償保險法は未だ實施せられないが一九三九年の交通法で自動車使用者の責任を規定してゐる。即ち事故を起した者は身體傷害に對しては五千弗乃至一萬弗、財産損害に對しては千弗の範圍内に於て其の判決に従はざる時、又は交通法に違反して有罪の判決を受けた者は爾後自動車の株有及び運轉を禁

るものなることを要する。而して擔保的目的、被保險者其他の條件に就ては保險證券の場合と大體同一であるが、特に保險金額に關して法定限度がある。即ち營業車に對しては最低二萬五千磅其他に對しては最低五千磅と規定してゐる

六、強制保險制度に對する賛否の要點

強制保險に對する反對は一つは自動車使用者側より唱へられ、他は保險業者側より唱へられる。

使用者側の反對論は主として保險料率が高くなると云ふこと、保險に加入するだけの資力のない者は自動車を使することが不可能となると云ふ點である。之れに對する強制保險の擁護論者は高率保險料は政府の監督權の發動によつて是正し得ると云ふのである。

保險業者よりの反對論者の好まない危険率の多いものをも保險しなければならぬと云ふこと、不注意な使用者をして益々無責任な運轉を爲さしめ、傾向を助長し交通事故を決して減少せしめないと云ふのである。之に對して擁護論者は危險な使用者には特別の高率保險料を課し、事故頻發の使用者には運轉を禁止することが出來ると云ふ。又強制保險が事故を減少せしめないと云ふ反對論に對しては保險事故を減少せしめるが目的でなく、損害の賠償を確保するのが目的であると主張し

てゐる。
我が國に於て藤岡敏氏(元警視廳交通課長)は保險の技術的な詳細事項は之れを専門家に一任すると附言して強制保險を次の如く主張してゐる。即ち(一)強制することに依つて保險料率を引上ず(二)不當に自動車使用の自由を制限せず(三)しかも一般公衆を損害賠償に於て實損害の額まで救済し(四)且つ自動車使用の注意深い運轉に關する刺戟となる様な方法があれば之を採用し、其の加入を合理的に強制すべきであると信ずると。

強制保險を實施せる

英國の車例

第一 自動車輻の使用に付すべき傷害責任保險

(一)道路上に於ける自動車輻使用の適法條件道路上に於て自動車輻を使用するに際し第三者に傷害を與ふることになり、車輛使用者は損害賠償の責任を負ふ場合が生じるであらうが道路交通法に於ては斯かる責任を填補すべき保險證券又は擔保を豫め取得することを以て道路上に於ける自動車輻使用の適法條件としてゐる

これは自動車輻の使用に際し、一般道路使用者旅客其の他の公衆の死傷を惹起せしむる事故發生した場合、當該車輛の所有者、運轉手

等事故發生に實ある車輛使用關係者の無資力に因、侵害される懼ある可き一般公衆の利益を保護する主旨なのである。故に保險を付する必要がある車輛と雖、道路以外の場所で使用の場合には保險を付する必要がないのである(二)保險證券又は擔保の取得を必要とする車輛
保險證券又は擔保の取得を適法條件とする自動車輻は道路交通法第一編第二條に定むる左記六種であつて、牽引用又は旅客若しくは貨物の輸送用等車輛の用途に付ては何等問題とならない。

一、重動力車

機械動力車輛にして積載物(水、燃料、蓄電池及推進の目的に使用せられる其の他の器具車修繕器具及修繕機械を除く)の輸送を爲す構造を有せず且自重十一噸半以上のもの。
【註】道路輕壓機の如き之に該當する

二、動力車

前記の同一構造の車輛にして自重七噸四分の一以上十一噸半以下のもの

三、牽引自動車

前記動力車と同一構造の車輛にして自重十噸四分の一以下のもの

四、重自動車

機械動力車輛にして積載物又は旅客輸送

を爲す構造を有し且自重二噸半以上のもの。

五、自動車

前記自動車と同一構造の車輛(自動車自轉車及び傷病車に非ざるもの)にして且左記自重を有するもの、

(イ)左に掲ぐる車輛は三噸以下。

一、旅客其の手荷物のみを輸送を爲す構造を有するもの。

二、運轉手を除き旅客八名以下を輸送するもの。

三、成規形式のタイヤを裝置せるもの

(ロ)其の他の車輛は二噸半以下。

六、自動自轉車

機械動力車輛(傷病車に非ざるもの)にして四輪以下の車輛を有し且自重八ハンドロッド・ウェイト以下のもの。

茲に注意すべきは自動自轉車を擧げてゐる點である。道路交通法に於ては自動自轉車は他の動力車輛と同様に之を現行するに必要を認め其の運轉に關しても他種車輛同様運轉免許證を必要として故に傷害扶助責任保險に關しても他種車輛と何等差別する所なく保險證券又は擔保の取得を適用上の條件としたのである(三)保險證券又は擔保の取得を必要とせざる車輛

(イ)傷病車、軌道車及無軌條電車

一、傷病車

自重五ハンドレット・ウェイト以下の自動車輻にして、身體上の缺陷ある者の使用の爲特殊の構造を有するものは傷病者が之を使用するときは保險を必要としない。

二、軌道車及無軌條電車

軌道車及無軌條電車は原則として保險を必要としない、但し斯かる車輛の運行を許可又は規定する特別法令の別段の定めある場合は此の限でない。

(ロ)自動車輻の適法使用條件の原則に對する例外

保險證券又は擔保の取得を適法使用條件とする前記六車種に屬する自動車輻にして之等の取得を免除されてゐる場がある。左に掲ぐる自動車輻が之である。

- 一、地方當局の所有する車輛
茲に地方當局とは洲、州市及州區の參事會、倫敦市普通參事會及首都參事會並に斯かる參事會の代表者を以て構成せられる聯合參事會又は聯合委員會を謂ふ。
- 二、警察當局の所有する車輛
- 三、首都警察區 於ける財産受託管理人の有する車輛

(四)罰則

(イ)自動車輻使用條件違反に對する處罰

自動車輻使用の所定の保險證券又は擔保を取得せず又は其の無効なる場合には違法として、違反者は五十磅以下の罰金若しくは三箇月以下の禁錮に處せられ又は之を併科せられる。

(ロ)處罰を受けた者は、有罪判決を受けたる日より十二箇月間運轉免許證を所持又は取得する資格を喪失せしむるときは、十二箇月より長期の資格喪失期間を命じ得る。而して此の自動車輻の使用條件に關する違反は自動車輻の運轉に關する犯罪に依り運轉免許證の所持又は取得の資格を喪失した場合と同様に取扱はれる。即ち

一、裁判所は有罪と決定せられたる者に服すべき有罪判決及資格喪失の詳細を犯罪者の所持する免許證に裏書きすべ

きことを命ずることを要する【六條

(一)ノ(ロ)】

一、前記資格喪失期間中の効力を停止せられる。而して停止期間中は無効である。

三、前記資格喪失者は、有罪判決の日より六箇月を経過したる後は、判決裁判所に資格喪失の解除を申請し得る。

裁判所が該申請に基いて解除を命ずる場合には従前申請人の所持せる免許證に命令事項を裏書きする。申請が却下せられた場合は、更に三箇月を経過せざれば同様の申請を爲し得ない。

四、資格喪失者は資格期間内に免許證の申請を爲し若し之を取得したる場合又は道路上に於て、自動車輻の運轉を爲したる場合(但し資格喪失が特定の種別の車輛の運轉に限られたるとき、他の種別の車輛運轉した場合は差支へない)には略式處分に依り六箇月以下の禁錮若しくは五十磅以下の罰金に處し又は之を併科する。而して資格喪失者の取得した免許證は無効である。

(ハ)自動車輻使用條件違反に對する出訴期間

自動車輻の使用條件違反に關する訴訟は左記期間中何れか長きに從て提起し得

(C) 張せられ犯罪の行
より六箇月以内

(D) 犯罪の行はれたることを
知りたるは、箇月以内又は犯罪の行はれ
たる日より一箇年以内。

第一 保険証券

券の發行者(保險者)

第九 九年保險會社法(道路交通法第
一部修正)に定むる保險業者
の發行したることを要する。即ち自動
車責任保險に、保險者たるには、前記法律
に定むる一定の條件に型き、自動車輻保險業
務を行ふ特許を受けた保險業者たることを要
するのである。

(二) 保險契約者

保險契約者は道路上に於て使用せんとする自
動車輛を所有者若し管理人又は直接車輛を使
用する者の内何れであつても、支へない。

(三) 被保險者

前述の保險契約者と同様、車輛の使用に關係
を有する者が被保險者たり得るのであつて、
多若は數名又は一團のへであつても差支は
ないが、必ず保險証券中に定むることを要する

(四) 保險の目的

道路上に於ける自動車 の使用に因り、第三

者死傷せしめた場合に生ずる責任を以て保
險の目的とする

(イ) 第三者の責義

茲に第三者とは、道路使用者たる一般公
衆並に旅客として、自動車輻に依り輸送
せられる者を謂ふ。而して旅客として輸
送せられる者とは乗合自動車に乗客及報
酬の爲の爲め自動車輻に依り輸送せられ
る者を指す。故に左記責任は填補しない
のである

一、旅客以外の者即ち報償行為に因るに
非ずして自動車輻に依り輸送せられる
者(例へば自家用車輛に乗車せる者)
の輸送中に於ける又は死乗降中に於け
る死傷に對する責任。

二、被保險者の雇傭中に於ける義務上の
死傷に對する責任。

被保險者が茲に謂ふ第三者で無いこと
とは云ふ迄もないことであるが以下の
如き場合も生じ得るから特に規定した
ものと解せられる即ち被保險者は多く
場合直接車輛を運轉する者で他人の雇
傭せられる者が多い而して車輛所持
者の責任に歸すべき自動車輻の車輛上
の缺點に依り事故發生し爲に使用人た
る當該車輛の運轉手の死を惹起した如
場合に於て所有者は其の使用人たる運

轉手に對して賠償の責任を負ふことが
あらうが本保險証券を以ては斯かる場
合に於ける使用人の利益は労働者補償
法に依つて既に保障せられ(る所)
あるから本保險証券を以て再度保障す
る必要はない。

(ロ) 法定項目以外の契約上の責任

道路交通法に定むる保險証券を以つてし
ては保險契約當時者間の契約に依り法定
保險條項以外の責任を填補し得ないこれ
強制保險の性質上當然である。

(ハ) 填補責任を惹起せしめる事故は保險
に定める自動車輻に關して發生したこと
を要する即ち保險契約締結の際豫め保險
に付すべき自動車輻を保險証券に定め置
くことを要する此の場合一若しくは夫れ
以上の車輛に付單にその種別を定むる
に止めても補はない而して保險証券の有
効期間中は證券中に定めた車輛を之と同
一種別のものと替へても補償請求權には
何の影響を及ぼさずとの判例が爲されて
ゐる。

(ニ) 保險証券に附すべき一定の無効條件

保險証券に型き請求權を生ずべき事故發生
したる後或る特定事項を爲し或は之を爲す
ことを怠りたる時は保險証券に型き何等
の責任を生ぜず又は發生したる責任が消滅

するべきことを規定する條件は無効である。

(六) 假保險証券

假保險証券と同効力を有するものといは
れる。

(七) 保險證明書

(イ) 保險契約の効力發生要件
保險者は保險を付した者に對しては保險
証券の發行條件細目其の他別段に定めた
事項を記載した成規の保險證明書なるも
のを交付する此の交付を受けない間は保
險証券は其の効力を生じない但し例外の
場合を規定し得る

(ロ) 保險證明書の記載事項
一、特定の一又は夫れ以上の自動車輻に
付保險を締結した場合に於ける保險證
明書の記載事項及其形式は左の如くで
ある。

一九三〇年道路交通法
證明書第 號 保險証券第 號
(任意)

一、保險ニ付セラレタル車輛ノ査證票
及登録番號

二、保險所持人ノ氏名

三、保險契約効力ノ發生時期

四、同 終期

五、運轉資者(數名ヲ特定シ又ハ或
ル階級ヲ特定スルモ可ナリ)

六、車輛ノ使用制限事項

本證明書ノ關スル保險証券ハ一九三〇年
道路交通法第二編ノ規定ニ基キ發行致セ
シ事ヲ茲ニ證明仕候也

特許保險者署名

一、特定車輛に付保險を締結せるに非ざ

一九三〇年道路交通法
假保險證明書

本假保險証券ハ一九三〇年道路交通法第
二編ノ規定ニ基キ發行タル事ヲ茲ニ證明
仕候也

特許保險者署名

る場合には前掲記載事項(一)に代ふ
るに次の事項を以つてする他は總て同
様である。

従業員

自動車運転免許証交付 試験制度の動向

一、就業免許の廢止

就業免許は圓タクやバスを運轉營業するため、特に普通免許以外に必要なものであったが、昭和十三年九月一杯で廢止され、昭和八年（就業制度新設の年）以前の制度へ還つた。百人中合格者四、五名と云ふ難關の就業免許試験であつたに、所持者は愛着の情に堪えぬであらうが、之れも事變前一時代の紀念となつて終つたわけである。

二、繼續免許の廢止

それと同時に五ヶ年毎に行はれて來た繼續免許試験制度も昭和十三年九月一杯で廢止され、運轉免許證は無期限のものとなつた。即ち繼續法規試験の苦痛は之れで解消と云ふ形である。

三、五ヶ年毎の檢閲制度

免許證の權利は無期限にはなつたがそのまゝ放置したのではズル／＼になると云ふので、今後は五ヶ年經過した後三ヶ

月以内に、一度交付を受けた地方長官へ出頭して、その免許證を檢閲してもらはう制度が新しく出來た。

四、出征者に對する取扱

出征中のものに對しては「支那事變特別取扱」となつて、免許證上如何なる事故を發生して居やうと、それは全く自然發生の類で歸還後に於て色々と便宜を計つて貰ひ得る制度になつて居る。臺灣等では、出征期間を總て「考慮しない」とになつて居る。

従つて何やかやと色々の手續は、歸還後探られればそれで普通と同様に済む。但しその際、本人が出征中であつたことを證明するものが必要である。例へば軍隊手帳（出征期間を記入したもの）又は部隊長の證明書が必要である。即ち出征期間が明示されれば宜しい。此の證明はどうしても必要である。

五、構造試験の呼稱改正

試験制度が色々變り、筆記試験の方の所謂構造試験は、従來は「自動車の構造及び取扱ひ法の大要に付試験を行ふ」

と云ふ規則で、之れを稱して構造試験と呼んで居たが、昭和十三年十月から右の規定中「構造」の二字が削除されて「自動車取扱法の大要につき」と云ふことになつた。今日では一般的に「構造」試験と呼んでは居るけれども、實際は「自動車取扱法要旨試験」と云ふべきのものとなつたわけである。

六、法規試験問題の動向

法規試験は従前通りであるが、前述した如く、就業免許制度の廢止によつて、就業試験に出題された事業關係の法規試験問題中、その一部が普通免許試験にも出題される様になつたことだけは、變化と云へば變化である。然し牛を馬に乗りかへた問題の数は少く、又問題の内容にしても就業活潑な時代とは打つてかはつて、全くしよげたものである。

七、志願者の増加と年齢

免許志願者數（註—數字の發表は避く）は、今日ではむしろ事變前より多い。事變の聲を聞いて少しは減少した様であつたが、今日ではかへつて勢力を得て盛り返して來た形である。

運轉免許をとれば、技術者になる。競争に必要な技術者になる。さすれば色々問題が當然起つて來る。考へ様によつ

ては、志願者が減少する様である。然し之れは支那や英國の話で、我日本では、反動的に志願者が増して来た。自動車界と云ふ國家的に見て餘りにも小さな世界ではあるが、この小さな世界からのぞいても、日本人の大精神の躍動の實相を知り得て心強い。然し一方、小型自動車は製造を制限して居る關係上、その方の志願者数は幾分低下した。

八、學科試驗實地試驗合格者

受験者の合格率は従前と少しも相違する所がない。實地試験は百人中二十五人内外合格するから、合格率二割五分。學科第一回試験では百人中三十五人内外で合格率三割五分。學科再試験では百人中五十人乃至六十人合格で合格率まで五割五分と云ふ所である。

九、實地試驗用車輛

實地試驗用車は多く木炭車を使用して居るため、受験者の多くは殆んど其の経験なく、まごついて居る。然しそれにしても段々馴れて来て居る事は頼もしい。受験車輛の指定は、警視廳に於て「乗用車」及び「貨物車」の二つに分れ、ニツサンとかトヨタと云ふ車名の指定は許されなくなつた。従つて貨物車と云つても何種の車があてられるか、試験當日にならなければ知る由もない有様で、その點、練習上相當の苦心が要る様になつたことは従前より少し難點と云へやう。

一〇、國民登錄制度

昭和十四年から國民技能登録制が實施されたため、運轉免許の交付(普通でも小型でも同じ)を受ければ十四日以内に國民登録の申請を行はねばならない。

省營自動車從事員採用試驗制度

省營バスの運轉手並車掌採用規定は、昭和十年六月一日に發令實施された。省營自動車運轉手採用規定 A 採用資格 1、志願者の年齢は二十年以上三十

- 2、高等小學卒業又は之と同等以上の學歷を有する者
3、自動車運轉手免許證(普通免許)を有する者
4、二年以上自動車運轉經驗ある者
5、採用試験前三ヶ月以内まで自動車の運轉操縦に従事し居りたる者

B 採用試験

- 1、筆記試験
國語(講讀、解釋、書取、作文)
算術(整數、小數、諸等數、分數)
地理(日本地理)
法規(自動車及交通法令)
自動車構造及取扱方法

2、技術試験(運轉技能)

以上の試験の内國語、算術及地理は高等小學卒業程度、法規及構造は各府縣に於て施行する運轉免許試験の程度である。省營自動車々々採用規定

A 採用資格

- 1、志願者の年齢は十六年以上二十五年以下の男子又は女子
2、中學校又は高等女學校第三學年修業以上の學力ある者

B 採用試験

國語(講讀、解釋、書取、作文)
算術(整數、小數、諸等數、分數)

比例、歩合算)
2、人物考査(メンタルテスト)

右の試験の内、筆記試験は中學校又は高等女學校第三學年修業程度である。

全國自動車運轉免許者數

(昭和十二年十二月末日現在)

Table with columns for prefectures (e.g., 北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 新潟, 富山, 石川, 福井, 山梨, 長野) and rows for license types (普通免許, 特殊免許, 小型免許) and a total row (合計). It also includes a section for '省營自動車運轉手採用規定' with columns for '採用資格' and '採用試験'.

宮崎
鹿兒島

從業員
一、六七五
二、一一五

三八五
三二三

一、二二六
一、四一七

三、二六八
三、八四五

沖繩
計 一三七、二〇一

三三八
一六、三〇五

二
三三〇、一一四

一七七
五八三、六〇

五二七

昭和十一年 全國運輸免許志願者數

免許者數と免許取消

道	普通	特別	小型	取消
北海道	一、八四三	一、四二二	一、八五九	二五
青森	一、六一二	二二	二二四	一
岩手	六七七	三九	二九二	一
宮城	四一〇	三三	四一九	一
秋田	三七五	二八	二八一	一
山形	四四一	三三	四六三	一
福島	七七五	二八	八八七	一
茨城	九六八	一〇五	八三三	一
栃木	八一九	一〇五	八八七	一
群馬	一、六一二	一〇五	九八六	一
千葉	一、五五二	一〇五	一、二四五	一
東京	二、二六二	一〇五	一、九八七	一
神奈川	二、五七五	一〇五	一、九八七	一
新潟	三、四三一	一〇五	一、九八七	一
富山	九二四	一〇五	一、九八七	一
石川	三五六	一〇五	一、九八七	一
福井	九七九	一〇五	一、九八七	一
山梨	五七九	一〇五	一、九八七	一
長野	七〇八	一〇五	一、九八七	一
岐阜	二二七	一〇五	一、九八七	一
愛知	一、二二七	一〇五	一、九八七	一
三重	一、八一六	一〇五	一、九八七	一
滋賀	八、四〇六	一〇五	一、九八七	一
京都	二、三三二	一〇五	一、九八七	一
大阪	九、九四一	一〇五	一、九八七	一
兵庫	二、一八一	一〇五	一、九八七	一
奈良	八、九八	一〇五	一、九八七	一
和歌山	三、三五一	一〇五	一、九八七	一
鳥取	三、三五一	一〇五	一、九八七	一
島根	三、三五一	一〇五	一、九八七	一
岡山	七、九四	一〇五	一、九八七	一
広島	二、〇五九	一〇五	一、九八七	一
山口	六、九七	一〇五	一、九八七	一
徳島	五、五九	一〇五	一、九八七	一
香川	五、八六	一〇五	一、九八七	一
愛媛	六、六九	一〇五	一、九八七	一
高知	五、九八	一〇五	一、九八七	一
福岡	四、五三	一〇五	一、九八七	一
佐賀	六、九四	一〇五	一、九八七	一
長崎	一、四一	一〇五	一、九八七	一
熊本	四、八〇	一〇五	一、九八七	一
大分	六、八八	一〇五	一、九八七	一
宮崎	九、六〇	一〇五	一、九八七	一
鹿兒島	一、七五	一〇五	一、九八七	一
計	一、三三、二〇一	一、三三、二〇一	一、三三、二〇一	一、三三、二〇一

道	普通	特別	小型	取消
北海道	一、二二七	四〇	一、一八八	一
青森	一、二二七	七四	九一〇	一
岩手	一、八一六	五八三	二、二四九	一
宮城	八、四〇六	二、五七五	一〇、八二六	一
秋田	二、三三二	七九六	三、三三一	一
山形	二、九四一	二、六六	三、九八	一
福島	九、二三一	一、七三三	一〇、九八	一
茨城	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
栃木	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
群馬	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
千葉	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
東京	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
神奈川	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
新潟	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
富山	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
石川	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
福井	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
山梨	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
長野	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
岐阜	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
愛知	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
三重	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
滋賀	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
京都	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
大阪	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
兵庫	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
奈良	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
和歌山	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
鳥取	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
島根	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
岡山	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
広島	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
山口	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
徳島	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
香川	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
愛媛	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
高知	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
福岡	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
佐賀	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
長崎	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
熊本	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
大分	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
宮崎	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
鹿兒島	二、一八一	一、五三三	三、九八	一
計	一、三三、二〇一	一、三三、二〇一	一、三三、二〇一	一、三三、二〇一

昭和十一年中の災害扶助法施行調

治癒したる者										遺害をりし者		遺害をりし者			
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
第十	第九	第八	第七	第六	第五	第四	第三	第二	第一	令表の	令表の	第一	第二	第一	第二
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男

二四 七〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇

治癒せしりし者		死亡		未治のため翌年へ繰越し		前年比増減	
同	同	同	同	同	同	同	同
第十	第九	第十	第九	第十	第九	第十	第九
級	級	級	級	級	級	級	級
女	女	女	女	女	女	女	女
男	男	男	男	男	男	男	男
計	計	計	計	計	計	計	計
三	一	三	一	三	一	三	一
九	七	九	七	九	七	九	七
一	一	一	一	一	一	一	一
五	五	五	五	五	五	五	五
三	三	三	三	三	三	三	三
一	一	一	一	一	一	一	一
九	九	九	九	九	九	九	九
三	三	三	三	三	三	三	三
一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一
三	三	三	三	三	三	三	三
一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一

七

府縣別貨物自動車事業者数

山	福	石	富	新	神	東	千	埼	群	栃	茨	福	山	秋	宮	岩	青	北	廳			
梨	井	川	山	潟	川	京	葉	玉	馬	木	城	岡	形	田	城	手	森	道	縣			
二	二	三	二	五	七	一	六	六	五	三	五	三	二	一	四	二	二	七	一			
八	二	一	五	二	八	七	六	九	五	二	六	一	三	五	〇	〇	〇	一	一			
四	三	五	二	八	七	六	九	五	二	六	一	三	五	〇	〇	〇	一	一	一			
長	佐	福	高	愛	香	德	山	廣	岡	島	島	和	奈	兵	大	京	滋	三	愛	靜	岐	長
崎	賀	岡	知	媛	川	島	口	島	山	根	取	山	良	庫	阪	都	賀	重	知	岡	阜	野
一	二	六	二	三	二	二	三	六	三	八	二	一	三	三	七	五	六	三	九	七	五	六
八	〇	四	四	一	四	六	三	〇	二	〇	四	二	三	三	七	三	九	四	八	三	二	六
一	四	四	四	一	四	六	三	〇	二	〇	四	二	三	三	七	三	九	四	八	三	二	六
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

計 九四、一七一 二六、九〇五 三九四 五、八六三 三、六三八 九一〇四、四六一 九九、七六七 一六六 二〇三 二四 五 四 九三 九三 六 二六、五四八 二、五九一 一、八三八 三、二四

使用労働者百人以上	男	一、七六三	五	三、七〇〇	六、〇三三	一、二六四
五百人未満の事業	女	五七三	二	四〇三	四、九二八	
使用労働者百人以上	男	一、一〇一	二	二七三	五、七九	三、九五三
上千人未満の事業	女	二〇一	二	一六八	六、八三	
使用労働者千人以上	男	一、三、六八三	二	一、四、二五二	三、六八七	三、四八三
の事業	女	五四三	二	二五二	六、八七	五、四八三
合計						

十四歳未満	男	一	七	七	七	七
十四歳以上十六歳未満	男	一六〇	一〇二	七	三六三	七三四
十六歳以上三十一歳	男	四五九	二五八	七八七	三、六一三	一、八〇六
計		三、一七九	一、三六〇	七九四	三、九八三	一、八〇八
十四歳未満	女	一	一	一	三六	三七
十四歳以上十六歳未満	女	三三	五	二	一、一六五	一、二五三
十六歳以上三十一歳	女	四四八	二九	二九	一、三、七〇三	一七、〇二六
計		一、四八〇	四一	四一	一、四、九〇四	一八、三〇六
合計		三、四、一九九	八三五	四六、八八七	一、八三一	一〇八、九七〇

備考 △印は責任保険不加入工事の労働者数を示す

労働者災害扶助法令

要旨

(註)全文は附録法規集欄にあり

△土木建築工事交通事業運輸業等に使用せらるる労働者が其の仕事の間に怪我をしたり病氣になつたり又は死んだ時には事業主が扶助することになる

△扶助の種類は大體怪我や病の療養費仕事を休んだ時の休業扶助料、怪我や病氣が治つて身置に故障を残した場合其の程度に應ずる障害扶助料である併し自分の重大な過失のために怪我をした場合には休業扶助料を給せられぬことがある

△死亡した場合には遺族扶助料と葬祭料が給せらる

△怪我や病氣の療養がながびき一年以上経過しても治らない時は打切扶助料を給して扶助を打ち切り他の扶助をしないことがある

△怪我が治つて重い不具になつた者又は打切扶助料を受けた者扶助を受けた日より十五日以内、自己、郷里に歸る場合には事業主は必要なる旅費を負擔することになつて

従業員

因る

△詳しいことは下記について承知して、いふ所、保安課に聞合せのこと

第一適用事業の範囲(法一、令二)

一、土石砂礫を採取する事業にして動力若しくは火薬を用ひ若しくは地下に於て作業を爲すもの又は當時十人以上の労働者を使用するもの

二、土木建築工事にして左の一に該当するもの

(イ) 國道、府縣市、町村又は左、公共團體の直轄工事

(一) 府縣組、市村組合、町村組合、市町村内の區、學區並町村制を施行せざる地に於ける町村に準すべきもの及其の組合

(二) 水利組合、聯合會北海道土工組合

(三) 耕地整理組合及土地區劃整理並に其の聯合會

(ロ) 鐵道、軌道若しくは索道の運輸事業又は水道電、若しくは瓦斯の事業を營む者か

其の事業の爲にする直營工事

(ハ) 其の他の工事にして左の各號の一に該当する規、の工事但し軒高九米未満の築面積三百三十平方米未満の木造

建築の工事を除く

建築の工事を除く

(一) 使用労働者延人員千人以上のもの

(二) 講員に依るものにして講員金額一萬圓以上のもの

(三) 火輪、動力(一馬力以下の電動力を除く)に依り運轉する機械若しくは運搬の用に供する軌道を用ふるものにして使用労働者延人員三百人以上のもの

(四) 地上十米以上若しくは地下三米以上に於て作業を爲すものにして使用労働者延人員三百人以上のもの

三、鐵道、軌道若しくは索道の運輸事業又は一定の路線に依る自動車運轉事業

四、船舶より若しくは船舶への貨物の積載の事業、岸壁波止、停車場若しくは倉庫に於ける貨物取扱の事業又は工場、鑛山若しくは土石砂礫を採取する場所に於ける貨物積載の事業にして動力に依る起重機、昇降機其の他の揚車機を用ふるもの又は當時十人以上の労働者を使用するもの

第一扶助の要件 (令第三)

労働者が業務上負傷し若しくは左記各號の一に該当する疾病に罹り又は之に因り死亡したること

一、百傷に因り發したる疾病

二、

三、

四、

五、

六、

七、

八、

九、

十、

十一、

- 二、異物に因る眼疾患、重量物體の取扱に因る腫膜炎其の他災害に因る疾病
- 三、毒性、劇性又は刺激性物品に因る血腫中毒症又は皮膚若は粉塵の障害
- 四、氣壓の急激なる變化に因る疾病
- 五、有害なる光線に因る眼疾
- 六、其の他内務大臣の指定する疾病

第三 扶助の種類及程度

- (イ)療養、負傷、疾病の療養又は療養費の支給 (令四)
- (ロ)休業扶助料療養の爲勞務に服することとはざるに因り賃金を受けざるときはときは其の療養中(一日に付)標準賃金の百分の六十
- 病院に收各したる場合本人に依り生計を維持する者なきとき(一日に付)標準賃金の百分の二十
- 但し石の休業扶助料は日々に雇入れらる者又は使用期間の定なく勞務供給契約に基き使用せらるる者にして繼續使用せらるること十日未満のものに付ては事故發生の日より算し三日間は之を支給することを要せず(令五七、一〇)
- (ハ)障害扶助料 負傷疾病治療したる時に於て身體障害存するときは其の障害の程度に應じ(標準賃金二十日分より五百四十日分迄十四級の區別あり)障害扶助

- 料を支給すべし 令六、七、一〇)
- (二)遺族扶助料 標準賃金三百六十日分(令八、一〇)
- (ホ)葬祭料 標準賃金三十日分(其の金額三十圓に満たざるときは三十圓)(令九)
- (ヘ)打切扶助料 療養開始後一年を経過するも負傷又は疾病治療せざる時(標準賃金五百四十日分)(令一一)
- (ト)歸郷旅費 標準賃金百八十日以上の上の障害扶助料又は打切扶助料を受ける者扶助を受けた日より十五日内歸郷する場合に於ては事業主は其の必要なる旅費を負擔すべし(令一二)

第四 標準賃銀

- 前掲扶助料及葬祭料算出の基礎とすべき標準賃金は左の金額とす
- 一、適用事業第一號(ハ)の土木建築工事に使用せらるる者は一日に付十六歳未満の者は四十錢、十六歳以上の女子は六十錢其の他は一圓
- 内務大臣は業務の種類又は地域を限り前項の金額を増加又は減少することを得
- 二、自動車營業者の場合には従業員の事故直前三ヶ月間の平均所得に依るものと見て差支ない
- 三、適用事業第四號の仕立業に在りては前

月中繼續使用せられたる同種労働者の就業不就業を問はず其の月の一日當りの平均收入

- 四、其の他の一般日傭労働者は當該事業にける事故發生の日に於ける當該事業に使用せられたる同種労働者の平均賃金の三分の二
- 五、其の他の一般常傭労働者は事故發生前(賃金締切日ある場合に於ては直前賃金締切日以前)三月間(雇入後二月に滿ちざるときは其の期間)に於ける賃金總額を其の期間の日數を以て除したる金額但し其の金額は上計賃金總額を該期間中に於て賃金を受けたる日數を以て除したる金額の百分の六十を下ることを得ず

右の規定に依り標準賃金を算出すること不適當なる場合に於ては事業主は地方長官の認可を受け別段の標準賃金を定むることを得

第五 扶助の制限

労働者大なる過失に因り負傷し又は疾病に罹り且事業主其の事實に付地方長官の認定を受けたるときは休業扶助料及障害扶助料は之を支給することを要せず

第六 扶助方法

療養費用及休業扶助料は毎月一回以上之を支給すべし但し本人より申出あるときは毎

自動車従業員待遇

自動車従業員の被傭主との待遇特に給與等は他の工場又は技術、一定の勞力等に依る報酬などは異り實に千差萬別である例へば同じくバスの運轉者にしてもその勤務會社の組織又は規定に依つて又はその勤務状態に依つて異り、最もその差のあるのは流し圓タク等の運轉者の收入で、細然たる被傭、又は同層營業等に依る流しにはその側人の稼ぎ高に依つて非常に多くの差額が生じてくるのである今自動車従業員の 額を示せば左の如くである

(男) 運轉者

- △乗合自動車運轉、△ハイヤー運轉、△トラック運轉、△自家用車運轉、△スピーヤー(紹介所等に籍を置く者)

- △特殊自動車運轉、△小型自動車運轉

(女) 車掌

- △各種乗合自動車
- (男) 技術者
- △自動車修繕工(バス會社、又は民間の自動車修繕業に携はる)
- △自動車部分製作、組立等の工場労働者その他に右の 自動車事業經營上必要な貴人

月一回以上之を支給すべし
 障害扶助料は労働者の負傷又は疾病の治療務運轉なく之を支給すべし但し事業主が従来の賃金を支給して引續き雇傭する場合に於て本人の承諾ありたるときは雇傭期間内内障害扶助料の支給を延期することを得(但本書の規定は適用事業第一號(ハ)の土木建築工事に適用なし)
 遺 扶助料 葬祭料は労働者の死亡後遺帶なく之を支給すべし
 事業主地方長官の許可を受けたるときは前二項の規定に拘らず遺族扶助料を數回に分割して支給することを得
 (遺族扶助料受給者の順位は下場法令の規定と同順位なり)
 第七 扶助責任者たる事業主
 原則 事業主とは労働者を使用して事業を爲す者を謂ふ
 特別 (一)適用事業第一號(ハ)の土木建築工事の全部又は一部が數次の請負に依りて爲さるる場合に於ては元請負人其の請負ひたる工事に付事業主とす
 前項の場合に於て元請負人が書面に依る契約を以て下請負人をして扶助を引受けしめたるときは其の下請負人も亦其の請負ひたる工事に付事業主とす此の場合に於ては二以下の下請負人をして同一の工

事に付重復して柱助を引受けしむることを得ず

- (二)適用事業第一號又は第四號の事業が専ら同一の注文者も亦其の事業に付事業主とす
- 以上(一)及(二)の場合に於ては事業主が重複して存在し而して此の場合元長官人又は注文者たる事業主は保證債務者の有すると同様な催告の抗辯權は之を有せず(一)を有し第一次責任者たる地位を有す

第八 保險

適用事業第一號の(ハ)の土木建築工事に於ける事業主の扶助、責任は總て政府に於て保險するものとす但し七日迄の休養扶助料及十圓迄の療養費は保險せず事業主の單獨負擔とす
 保險料は總て事業主の負擔とす
 保險料は原則として扶助を爲したる事業主に支拂ふも便宜上療養費は醫師に其の他の保險金は直接労働者に受取方を委任し扶助に代ふるも差支なし

事業主
住所
氏名
以上

が従業員として包含されるが、右のうち運轉者と車掌及技術者の給與態を調査すれば概略次の如くである

△被備運轉手の給料制分布

被備運轉手の給料を觀察するにタクシー營業に於ては運轉手の技術と勤務状態は營業

Table showing salary distribution for taxi drivers (被備運轉手) across different categories like total number, monthly, daily, and combined, with columns for '実数' (Actual Number) and '比' (Ratio).

本調査に於ては月給と日給とを別にし五種類に付き其の分布状況を觀察せり

收入、車輪保全に重大なる影響を及ぼすものにして營業主にとつてはそれだけに重要視されるものである、其の待遇法として現在行はれて居る運轉手の給料法は

一、固定給のみを支給する方法、月給或は日給制

二、收入額の或歩合を支給する方法、歩合制

三、最低固定給を定め、其上本人の稼高の或歩合を奨励として支給する方法、月給或は日給歩合制

以上の三種を通常とす

て最高固定給の日給制三七一人(二九八%)といふ比較的高率を示して居る月給歩合制は二(四人)一六、四%他は其の數僅少である

料制別に依る運轉手の平均月収を見るに次表の示す如く實物給與の有無に依つて非常に相違を來たし總平均は一人月収、給與なきもので五六圓二〇錢、給與有るもので四九圓五八錢を示して居る

Table showing average monthly income and salary distribution for taxi drivers, categorized by '一人平均' (Average per person) and '月給歩合' (Monthly percentage), with columns for '有' (Present) and '無' (Absent).

而して之を更に細かく給料種別に觀る時はハイヤーナガシ、兼用いづれも月給歩合のものが最高を占め、最低收入は月給制である、各營業種別を通じて最高收入は實物給與の無きものではハイヤーの月給歩合制で六四圓四〇錢、有るものもハイヤーの月給歩合制で五五圓七六錢であるが最低は前者に於てはナガシの月給制四四圓〇七である

恒久的運轉者 昭和九年 昭和十年 十月現在 稼高歩合(割) 一、五二二 一、五二二 固定給日給(圓) 〇、五一一、五一一、 月 收(圓) 〇、一一〇 五、一一〇 食費は水上中最高五十錢迄支給せる 臨時運轉者 昭和九年 稼高歩合(割) 一、一一二 日 給(圓) 一、一 食費は水上中より最高五十錢迄支出する事が一般に傭主間にも默認されて居る 圓タク助手 大阪府下に於ける圓タク助手の棲込み及び通勤の待遇状態は大略次の如きものである

大阪府方面タク運轉者待遇調査 大阪に於ける圓タク運轉者中恒久的運轉者と臨時運轉者の待遇は次の如きものである

バス従業員の待遇調べ

全國バス従業員給與状況を昭和十一年度興業費五萬圓以上、二七九業者に就て見るに下の表の如くなる。本表は鐵道統計資料より算出したものであるが、特に注意すべき點は、輸送員たる車掌と運轉者の間にはその待遇に相當の差異があり平均月收の三割乃至五割位多いものと見ればならぬ。之に反し車掌は普通年少の女子であり且つ短期の教習で執務出来る關係上、その給與は薄く、平均月收より約二、三割低い。

自動車運轉者として最も収入の多いタクシ―統制會社の運轉者に就て見ると、東京、大阪等に於ては月收百圓を越ゆるもの多く、平均百圓前後であるが固定給は一日一圓乃至二圓で、収入の過半が能率歩合、無事故手當、皆勤手當、愛車手當、ガソリン手當等で占めて居る。

興業費五萬圓以上、二七九業者のバス従業員給與額

Table with columns: 種別 (人員), 給料月額 (額), 諸給與月 (額), 一人平均月收 (圓). Rows include categories like 運送 (車掌), 技術, 從業員, etc., with specific data points for various companies and regions.

自動車従業員組合

- 東京: 日本交通運輸労働組合, 芝區三田四國町二ノ六, 東京乗合自動車中正會, 京橋區越前堀一ノ三, 日本交通労働總聯盟, 京橋區築地三ノ八築地ビル, 東京自動車労働組合, 京橋區越前堀一ノ三, 東京乗合自動車中正會, 下谷區北稻荷町四五西川ビル

日本自動車従業員組合

- 大阪: 大阪自動車交通労働組合, 大阪タクシ―従業員會, 京都: 京都運輸労働組合, 横濱市電氣局乗合自動車従業員組合, 神奈川: 横濱市電氣局乗合自動車従業員組合, 愛知: 中部交通労働組合, 東三愛國運轉者組合, 同: 渥電豊自愛國従業員組合, 同: 同

運轉者會

- 日本交通俱樂部 (神田區淡路町二ノ七小口ビル内), 警視廳管下自動車従業員組合 (東京市本所區兩國三丁目帝都交通全會内), 日本自動車従業員組合 (東京市本所區機川橋一丁目八), 鹿兒島縣自動車運轉者會 (事務所鹿兒島縣鹿野), 秋田縣 自動車運轉者會 (六年三月八日發會) (事務所 秋田縣本莊町), 京都自動車運轉者會 (京市竹屋町東洞院西入), 愛知自動車運轉者會 (名古屋市中區松元町一ノ七), 名古屋平和自動車従業員組合 (名古屋市中區大池町通り), 東洋自動車共濟相互組合 (大阪市西區立賣堀南通五丁目), 大阪聯合會大阪運輸労働組合 (大阪市西區櫻川町), 大阪市電局内共同闘争同盟 (大阪市港區朝汐橋), 大阪市電従業員自動車

高速度交通機関の 犯罪定型

交通事象發生の責任者に對する課地上の考
資料に資するため昭和五年六月以來之が犯罪
定型研究にあつて居た東京地方裁判所藤田
檢察の報告書を記載すれば次の如くなる

自動車の一部

- 1、判例上の注意義務に違反するもの
- 1、踏切通過の際における運轉者の前途注視及び徐行義務違反
- 2、運轉手は踏切通過の際助手から安全なる旨報告があつても尙且つこれを調査する義務があるが、之に違反するもの
- 3、前方一間半の位置に横断者を認めたる場合、注意義務に違反するもの
- 4、電車が停車して乗降客を整理して居る最中これを追越す場合の注意義務に違反するもの
- 5、電車と擦過の場合通行人に對する注意義務を怠るもの
- 6、電車と擦過の場合その降車客に對する注意義務を怠るもの
- 7、電車直前直後を横断するもの
- 8、道路狹隘にして衝突の危険ある場合の最後徐行義務に違反するもの
- 9、前方に一群の兒童があつてその一方が

横断すれば残りの者も之に做ふことあるをよつて危険發生を防止する義務があるがこれに違反するもの

- 10、發車の際車體検査を行ふ義務に違反して危険を發生するもの
- 11、道路狹隘にして見透し難き場所における最後徐行義務に違反するもの
- 12、前方注意の義務に違反するもの
- 1、法令上の注意義務に違反するもの
- 1、信號に服従すべき義務に違反するもの
- 2、方角轉換をなすに當り信號をなすべき義務に違反するもの
- 3、右折大廻の義務に違反するもの
- 4、大通り小通りの交叉點において小通りより大通りに向つて進行する場合の義務に違反するもの
- 5、制限外道路における操車義務に違反するもの
- 6、制限外の速度を出すもの
- 7、道路の交叉點、曲角、屈内角、坂路、隧道及び橋梁における警報並に徐行義務に違反するもの
- 8、進行中前車と相當の距離を保つべき義務に違反するもの
- 9、諸車を追越す場合の注意義務に違反するもの
- 10、牛馬又は牛馬車に近づきたる場合の徐

行停車及難議義務に違反するもの
11、進路を又したる場合相手車を右に見るものが進路を譲るべき義務に違反するもの

- 12、進路に關する義務に違反するもの
- 13、積載制限に違反するもの
- 14、酒氣喫煙難議をなすもの
- 15、難議又は交通頻繁なる道路に於て警笛又は徐行の義務に違反するもの
- 16、乗客が未だ降車を終らざるに發車するもの
- 17、諸車と競走又は並行するもの
- 18、安全地帯に侵入するもの
- 19、歩道に侵入するもの
- 三、條理上の注意義務に違反するもの
- 1、假睡するもの
- 2、退行手配を怠るもの
- 3、停車前に乗客を降すもの
- 4、信號を無視するもの
- 5、所謂ハンドルをとられるもの
- 6、ハンドルによつてのみ事故を避けんとし急停車の措置を遅れるもの
- 7、急停車を怠るもの
- 8、避讓不十分のもの

運轉手の待遇

(一人一ヶ月平均) (昭和十四年六月現在)

地域別	調査事業者數	固定給	歩合	手当	當	給與計	休業日數
大都市タクシー(個人)	三、四〇五	三三・七〇	三八・二二	四・四六	四・四六	七六・三八	五七
同(會社)	三三二	四二・七四	四〇・一一	四・四六	四・四六	七九・九八	五二
ハイヤー(個人)	一、〇四八	五四・七八	一三・九三	四・五三	四・五三	七三・二四	三七
同(會社)	九九	五二・五〇	一五・八五	九・七九	九・七九	七二・四	三二
都市(個人)	一、七三三	五三・三三	二〇・五	二・五五	二・五五	五八・八五	二八
同(會社)	三九	四六・三二	六・五三	四・四五	四・四五	五七・二九	三一
地方(個人)	四、七三四	五〇・九八	〇・八九	二・五九	二・五九	五四・四五	三一
同(會社)	八九三	四八・一八	三・二二	四・五五	四・五五	五五・九四	二八

従業員數

一 事業者平均	調査事業者數	事務員	運轉者	助手	其他	計
	一三、六八四	五、〇六九	四一、四五二	四、四九七	三、七〇	五四、三六七
	〇・四	〇・四	三・三	〇・四	〇・四	四・三

倫敦運輸局従業員數、給料及賃金

(自一九三四年至一九三八年)

従業員數	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
十萬車哩當従業員數	七五、四八八	七、五〇〇	七八、九六六	八一、七六五	八三、八三三
給料及賃金	一四、八七	一四・五	一四・四	一五・〇	一四・六
週給者一人當週給	一四、三二、二四九磅	一五、三三、一四八	一五、九〇、八六七	一六、四六、三四七	一六、七〇、九三七
其他給與金	三磅七志六片	三・一九・二	四・一・五	四・二・九	四・二・九
	五四〇、一三六磅	五六六、六三三	六〇〇、七九三	六四〇、九〇三	六八五、八〇三

從業員
總數 金額

一四、九三、七五磅

一五、七九、七七一

一六、五八、六六〇

一六、七七、三三〇

一七、三〇、七三九

貨物自動車業種別事業者數

(昭和十四年六月三十日現在) (鐵道省調)

事業種別	全國		六大都市	
	業者數	千分比	業者數	千分比
運輸事業 (イ)	一一二	四六	一	一
不定期事業 (ロ)	一七二	六八	一	一
小口事業 (ハ)	四六八	一八	一	一
貨切事業 (ニ)	二四、六〇七	九二七	七、四一七	九七八
小運送 (ホ)	一七一	六	四	一
計	二六、五四八	一、〇〇〇	七、五八一	一、〇〇〇

貨物自動車使用其他別
小運送業者數調

(昭和十三年度末調)

鐵道局	貨物自動車を使用する者	貨物自動車を使用する者
東京	八四七	五四六
名古屋	四二二	二五六
大阪	七二三	四三九
廣島	二〇一	一五一
門司	二〇三	一六二
新潟	一三八	一二四
仙臺	一三九	八二
計	二、八八五	一、八四六

教育機關

官立自動車學校及公立學校自動車科

現在官立の自動車學校としては東京市世田谷に陸軍自動車學校一校あるのみで他は皆公立又は私立である。陸軍自動車學校は全國各部隊より入學を許し、自動車に關する一切の教育、研究、試験、運用等に専任するものであるが入學兵の志願入校することは出来ない。

全國各中等學校には自動車學講座を設けてゐるものも尠くないが、運轉手養成の目的のものは少なく、總て自動車常識の涵養にとゞまつて居り其のうちに運轉手養成の目的を持つものとしては數校あるのみである。

自動車の急激な實用化は各種關係出版物の出現を促し、自動車學校等の正則な教育を受けることが大正時代に比して頗る少くなり、私立練習所等の安直な講義が

比較的迎へられてゐる。

官立
△陸軍自動車學校 東京市世田谷區世田谷町

公立
△市立第一實業學校(自動車科) 東京市芝區金杉濱町芝小學校内

△市内第四實業學校(自動車科) 東京市深川區

△京都市々役所内京都市立商工專修學校(夜學部)

△大津商業學校(自動車科) 大津市

△千葉中學校(自動車科) 千葉市

全國自動車學校及練習所 (公認及私立)

(昭和十四年十二月現在調査)

樺太
△日本ゼネラルモーター樺太自動車學校 豊原町樺太モーター商會内
北海道
△北海道自動車學校 小樽市綠町

教育機關

岐阜縣

△日本自動車學校 岐阜市外本莊沖ノ橋△岐阜自動車學校 岐阜縣前△昭和自動車學校 岐阜市松枝町

靜岡縣

△濱松自動車學校 濱松市上池川町

愛知縣

△東亞自動車學校第一校舎 名古屋市東區千種町今池 第二校舎市外天臺村△金城自動車學校 名古屋市東區英町△愛知自動車學校第一校舎 名古屋市西區江川端町三 第二校舎名古屋市外中田井△熱田自動車練習所 名古屋市熱田高城停留場(省線熱田驛下車北)△愛知自動車學校 名古屋市西區江川端町三 第一校舎名古屋市外中田井

三重縣

△伊勢自動車學校 津市八幡町△明星自動車學院 山形村△三重縣自動車練習所 安濃郡藤水村

京都府

△大京自動車學校 京都市上京町千本丸太町東入△塚本自動車學校 同所△栗津自動車練習所 京都市紫野御町

大阪府

△惡比須自動車講習所 西成區東田町△實費自動車講習所 天王寺大道四丁目△大阪自動車學校 津區市岡元町五丁目△大阪都島自動車學校 北區善源寺町五丁目△合同自動車學校 此花區江成町△松筒自動車專門校 東區谷町四丁目△ナニワ自動車學院 西淀川區浦上四丁目△日本ゼネラル・モーターズ・サービス學校 港區鶴町

兵庫縣

△正則自動車學院 神戸市林田區市民運動場正門前△須磨自動車講習所 林田區海運町四ノ二△鳴海自動車學院 林田區大通り五丁目 香川縣

△高松自動車學校 高松市西濱新町

自動車研究會並に俱樂部

△日本自動車協會 東京市芝區琴平町一番地木村ビル内△日本オートドライブ・俱樂部 東京市京橋區銀座六丁目△交詢社ビル内△稻岡自動車俱樂部 蒲田區蒲田町七二三永田方△慶應自動車俱樂部 東京市京橋區銀座六丁目△交詢ビル内△共立自動車同好會 神戸市海運町五ノ三〇ノ一△大日本國防自動車協會 大阪市大正區大寺前第四師團司令部△京都オ

1 ナードドライブ・アソシエーション 京都府保安課内△仙臺オートドライブ・クラブ 仙臺市△銀座自動車俱樂部 東京市京橋區銀座五丁目三ノ三△くさむら會女子自動車俱樂部 四谷區信濃町慶應醫院内△SS會 深川區新大橋一ノ四

日本自動車協會規約

第一章 總則

第一條 本協會はJ.A.A.日本自動車協會と稱す

第二條 本協會は本部を東京市に置き必要に應じ支部を各地に置く

第三條 本協會は自動車に関する學術技術製造使用の進歩發達を奨励し、其興味知識を普及し、兼て自動車所有者に對し日常の運轉使用に關する便宜を與ふるを目的とす

第二章 業務

第四條 本協會は第三條の目的を遂行するため左記事項を取扱ふ

- 一、交通事故の調査鑑定
一、交通事故の解決代理
一、運轉手の雇入、臨時派遣及身元擔持等の調査

第三章 會員

第六條 本協會は左の會員を以て組織す

- 一、正會員 自動車所有者
二、名譽會員 本協會の趣旨に賛し本協會に對し功勞あるもの
三、贊助會員 學識名望あり且自動車又は交通運輸に關し本協會の事業を贊助するもの

第七條 本協會會員は左の種別に應じ會費を釀出するものとす

正會員 自動車一輛に對し年額三十圓とす
終身正會員 一時金三百圓以上を納付せるものは終身正會員とす
名譽會員 會費を要せず
贊助會員 同 右
第八條 會員には會員章及自動車バッヂを交付す

第四章 役員

第九條 本協會に左の役員を置く
會長 一名
理事 三名
評議員 若干名
顧問 若干名
囑託辯護士 若干名
第十條 會長は會務を統督し本協會を代表す

諸學校自動車部

△早稻田大學體育會自動車部 東京市牛込區早稻田鶴卷町二八五△慶應義塾自動車部 東京市芝區三田△法政大學モーターズ部 東京市麴町區富士見町四ノ二△明治大學自動車部 東京市神田區神戶町三ノ八△上智大學自動車部 東京市神田區紀尾井町七△青山學院モーター部 東京市表合區綠ヶ丘二二△日本大學自動車部 東京市神田區三崎町△東洋大學モーター部 東京市小石川區原町△東京帝大モーター研究會 東京市本郷區龍岡町△東京工業大學モーター部 東京市目黒區大

岡山△立教大學自動車部 東京市豊島區池袋△中央大學モーター研究會 東京市神田區駿河臺△慈惠醫院モーター研究會 東京市芝區愛宕町△第一高等學校自動車研究會 東京市本郷區龍岡町△東京農大自動車部 澁谷區青山△武蔵野高等工科學校自動車研究 大森區北千束町△名高上モーター俱樂部 名古屋市鶴舞公園側△名古屋大モーター研究會 名古屋鶴舞公園側△大阪帝國大學自動車部 大阪市北區渡邊橋大阪商科大學自動車部 大阪天王寺區鳥の辻△關西大學自動車部 大阪府豐郡千里山△關西學院自動車部 神戸市上岡井△京都帝國大學自動車研究會 京都市上京區吉田△立命館大學自動車研究會 京都市上京區河原町廣小路△同志社大畧自動車部 京都市御所裏

東京學生自動車聯盟

規約

第一章 名 稱
 第一條 本聯盟は東京學生自動車聯盟と稱す
 第二章 目 的
 第二條 本聯盟は自動車を中心とし加盟校の體育精神の涵養並に學術的研究を目的とし併而その親睦を計る

第三章 事 業

第三條 本聯盟は第二條の目的を遂行せんが爲に左記の事業を行ふ
 一、競 技
 一、學術的研究並に發表
 一、その他適當と認めたる事業
 第四章 組織及び資格
 第四條 本聯盟は大學専門學校學生を以て組織す
 第五條 本聯盟に加盟せんとする場合は幹事會の決議を経ることを要す
 第五專 役員及び資格
 第六條 本聯盟に事務遂行の爲常任幹事及び幹事を置く
 一、常任幹事は正副當番校の幹事を以てす
 一、幹事は各加盟校の學生一名とし内一名は主將とす
 第七條 本聯盟の意志決定は幹事會の決議を以てす
 第八條 本聯盟の幹事會例會は毎年四月及九月に開催するものとす
 第六章 當 番 校
 第九條 本聯盟に正當番校副當番校を置き副當番校は次期の正當番校を以て充つ
 第十條 正當番校は本聯盟を代表し例會及び

必要ありたる時臨時幹事會を召集し幹事會の決議により本聯盟の事務を遂行す
 第十一條 副當番校は正當番校を補正するものとす
 第十二條 當番校の任期は次期例會迄とす
 第十三條 當番校は左記の順序を以てす法以上暫、應應、明治、專修、早稻田、立教

第七章 加盟校の義務

第十四條 本聯盟の加盟校以外の團體と競技ドライブその他の事を爲す場合は幹事會の承認を要す
 第八章 會 計
 第十五條 本聯盟經費は加盟金年額金一圓を以て充當支持す、尙必要ありたる場合は幹事會の決議を経て徵集するものとす
 第十六條 本聯盟の會計は正當番校之行ふ
 第十七條 會計報告は次期例會の際正當番校之行ふ
 第九章 事 務 所
 第十八條 本聯盟の事務所は正當番校の事務所に置く
 第十章 附 則
 第十九條 本聯盟の規約の変更附加及び削除を爲す場合は幹事會全員の可決を要す但し

無断缺席せる加盟校は費成と看做す

第二二條 細則は別に之を定む

加盟校

早稻田大學、慶應大學、明治大學、上智大學
 法政大學、專修大學、立教大學

關西學生自動車聯盟

規約

第一章 名 稱
 第一條 本聯盟は關西學生自動車聯盟（略稱K・S・L・A）と稱す
 第二章 目 的
 第一條 本聯盟は加盟團體を統轄し相互の利便親睦を圖り學生間に於ける自動車に關する研究を奨勵し以て之れが知識の普及發達を圖るを目的とす
 第三章 組 織
 第三條 本聯盟は關西に所在地を有する大學及び専門學校内の自動車研究團體を以て組織す
 第四條 團體の加盟は幹事會の承認を得るを要す
 第五條 本聯盟の責任は加盟團體連帯とす
 第六條 本聯盟には次の役員を置く

一、常務理事

二、理 事

三、幹 事

第七條 各團體の代表者を理事とす
 常務理事は理事の互選に依る
 常務理事は聯盟事務を統轄す
 第八條 各加盟團體は幹事三名以内宛選出する
 幹事は事務その他必要事項分擔處理す
 第九條 役員は任期は一年間とす
 但し常務理事は重任を許さす
 第四章 會 議
 第十條 總會は年一回春季に之を開き事業及會計報告をなし、その他重要事項を協議す
 臨時總會は幹事會の決議に依り適時之を開く
 第十一條 幹事會は必要に應じ庶務掛幹事を召集す
 第十三條 幹事會の決議は理事會の承認を要す
 第十四條 總會及幹事會の成立は加盟團體數の二分の一以上の出席を要す
 第五章 事 業
 第十五條 本聯盟は次の事業を行ふ
 一、自動車に關する研究
 二、講演會其他本聯盟の目的に適合する事業

第六章 會 計

第十六條 本聯盟の維持費は加盟團體の納入したる聯盟費其他を以てこれに充つ
 第十七條 各團體は加盟に際し聯盟基金として加盟金五圓を納入すべし
 第十八條 加盟團體は聯盟費として年額金五圓を年度始め又は加盟時に納入すべし
 第十九條 事業年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る
 第二十條 本聯盟事務所は大阪市北區東野田町九丁目大阪工業俱樂部内におく
 第二十一條 本規約の変更は總會の決議に依る
 第二十二條 細則は別にこれを定む

加盟校

大阪帝國大學、京都帝國大學、關西大學、關西學院、大阪商科大學、立命館大學

追 記

最近は小型自動車の普及發達につれて、これ等小型自動車を操縦する運轉者を専門に教育する機關が出来て來たのは注目すべきことである。全日本小型自動車協會にても協會の事業として小型自動車運轉者の専門練習場を設備して、新業界へ貢献してゐる、また小型目

動車の運轉者養成に一般の自動車學校乃至教習所練習所等にも、特にこれ等の希望に應じてゐる。

技備證明書發行認可 自動車學校並教習所

小型免許證交付に關して實地運轉の技備をテストする制度を設けて居る府縣中、大阪及東京に於ては民間自動車學校並に教習所に對し「小型自動車運轉技備證明書」發行の認可を與へて居るが、認可を受けて居るものは次の如くである。(尙認可自動車學校乃至自動車教習所發行の「技備證明書」を得れば當局の實地運轉のテストを受けずに小型免許の交付を受ける制度である)

- 大阪府
 - 一、全國小型自動車協會大阪支部練習所
 - 二、都島自動車學校
 - 三、松崎自動車專門學校
 - 四、浪花自動車練習所
 - 五、實費自動車講習所
 - 六、野村自動車學院
 - 七、大阪府職業課小型自動車練習所
- 東京府

- 一、洲崎自動車教習所
 - 二、溜池自動車教習所
 - 三、鈴木自動車教習所
 - 四、池袋自動車教習所
 - 五、尾久自動車教習所
 - 六、品川自動車教習所
 - 七、受驗自動車教習所
 - 八、西荻窪自動車教習所
 - 九、白鷺自動車教習所
 - 一〇、京王自動車教習所
 - 一一、千住自動車教習所
 - 一二、杉並自動車教習所
 - 一三、三田自動車教習所
 - 一四、佐々木自動車教習所
 - 一五、愛國自動車教習所
- (昭和十四年十二月現在)

運轉免許證所持者の 注意事項

- 一、免許證の交付を受ければ聯隊區司令官へ届出する
- 自動車運轉免許證を新に交付された時は、兵役關係(歸休兵、豫備兵、後備兵、第一補充兵、第二補充兵)にある者は、十四日以内に本籍地の市町村長を経て本籍地の聯隊區司令官へ届出しなくてはならない。

六
らない。届出書類は「自動車運轉免許證下附届」と「運轉免許證の寫」の二種である。

二、國民登錄令に依る職業能力の登錄をする。

自動車運轉免許證の交付を受ければ、國民登錄令に依つて厚生大臣に對してその旨を登録しなければならぬ。登録の申請は官營職業紹介所に對して行ひ、登録を終れば「職業能力申告手帳」を厚生大臣より下付される。

三、免許證記載事項に變動生じた場合は訂正を受ける。

運轉者が本籍、住所、氏名を變更した場合や地名地番に異動を生じた場合や兵役關係に異動を生じた場合は五日以内に地方長官へ届出で、免許證の記載事項を訂正して貰はなければならぬ。

四、免許證は五年毎に地方長官の検査を受ける。

運轉免許證には有効期間が無く、永久に所持者の權利となるが免許證を受けた日より五年毎に、その期間經過後三ヶ月以内に地方長官へ出頭して免許證の検査を受けねばならない。これは毎回五ヶ年經過毎に行ふ。

文

獻

自動車出版界展望

自動車交通運輸關係の書籍は各分野に亘り現在數多く出版刊行されて居るが、本邦に於ける自動車關係の出版物の初めは主として自動車運轉者養成の所謂受驗のから始まつた。この種の受驗關係出版物が一通り揃ふて後に一般外國車の取扱法を解説せる出版物が出現し、次に國産自動車工業の勃興につれて技術を手體とせる工作關係の専門書が多く現れるに到つた。夫と平行して自動車運輸關係が發達し、ために自動車の經營經濟關係のものが出現し現在の如く一般化されて居る實情である。

自動車發達の今日、本邦に於ても自動車學を講ずる出版物が多く出現して居るとは云へその内容の進歩斬新さは餘り求められない點は遺憾である。而も多く廣く讀まれて居るとは云ひ乍ら諸外國に比較してポピュライズされる程度はまだ一段違ひに低い。平易に説いた自動車教本が國民の一般の通讀書の地位までのしあげられる日の來らん事を切望す

る次第である

自動車・交通・運輸を主體とし又はこれを多く含む定期刊行物及び専門單行本にして現在出版及發行中のもの、調査は次の如くである

日刊新聞

- ▼日刊の工業新聞にして自動車欄の設けあるもの
 - 工業日日新聞(東京市京橋區築地三丁目八番地)
 - 日刊工業新聞(大阪市北區堂島濱通り五丁目)
 - 日本工業新聞(大阪市北區堂島濱通り四丁目)
 - 日蘭工業新聞(大阪市西區江戶堀北通り四丁目)
- ▼日刊にして自動車及交通を主體となすもの
 - 交通毎日新聞(大阪市北區堂島北町一七)
 - 運輸日報(東京市麴町區有樂町)
 - 交通日日新聞(東京市麴町區有樂町)
- ▼日刊の普通新聞にして自動車セクションの

設けあるもの

- 經濟時事新聞(東京市京橋區銀座)
- やまと新聞(東京市芝區田村町)
- 國民新聞(東京市京橋區銀座)

新聞及通信

- ▼日刊に非ずして自動車及交通運輸を主體とするもの
 - 交通新聞(東京市芝區新堀田町十九番地)
 - モーター(東京市赤坂區溜池町三三)
 - 西日本交通新聞社(福岡市渡邊通五丁目)
 - 九、自動車新聞(福岡市新瓦町その社)
 - 旬刊モーター(東京市赤坂區溜池町三三、極東書院)
 - 鐵道とバス時代(東京市目黒區三ノ五九)
 - 北海輪界タイムス(札幌市南大通り西九丁目)
 - 福岡朝日新聞(福岡市中州町)
 - 關西毎日新聞(京都府小橋橋上九)
 - 伊勢自動車受驗新聞(三重縣津市藤方三三、その社)
- 月刊雜誌
 - 朝鮮の自動車(京城市古市町一四朝鮮自動車協會聯合會)

臺灣自動車界(臺北市大正町一ノ五二その社)
 乗合自動車(東京市麹町區丸ノ内丸ビル三階日本乗合自動車協會)
 自動車時代(東京市麹町區二番町六ノ四國際自動車協會出版部)
 モーターファン(東京市赤坂區溜池町三四その社)
 スピード(東京市浦田區日本自動車學校出版部その社)
 労働時報(内務省社會局労働課)
 オートモビルエンヂニアリング(東京市芝區三田一丁目徳文堂)
 鐵道時報(東京市神田區前同時報局)
 鐵道公論(東京市芝區南佐久間町一ノ九その社)
 ヨコハマゴムニュース(横浜市鶴見區早安町横濱護謄製造株式會社)
 プリヂストン(久留米市日本足袋株式會社)
 石油時報(東京市麻布區龜土町その社)
 ヘッドライト(大崎市大正區鶴町一丁目日本ゼネラルモーターズ株式會社)
 ツバサニュース(東京市下谷區御徒町の社)
 岩手の保安(岩手縣警察部保安課)
 IJK(水戸市上北三ノ九茨城保安課内茨城自動車協會)

JAA(東京市芝區琴平町一日本自動車協會)
 鹿兒島自動車協會之報(鹿兒島市六日市一三その協會)
 新潟縣自動車協會之報(新潟縣廳内その協會)
 自動車記事(東京市世田ヶ谷區軍自動車電校高等官集會所)
 全國の自動車(麹町區並ノ内丸ビル六三九號室全國自動車聯合會)
 大交(大阪市北區梅田町大阪交通株式會社内共濟會)
 總和(東京市麹町區有樂町一ノ一三東京市電氣局)
 交通の友(東京市麹町區丸ノ内一ノ一鐵道圖書普及刊行會)
 交通と事業(東京市京橋區木挽町六ノ六タクシーの大坂(大阪市タクシー商業組合)
 鐵道軌道經營資料(東京市麹町區丸ノ内三ノ四社團法人鐵道同志會)
 汎交通(東京市麹町區丸ノ内三ノ四社團法人帝國鐵道協會)
 陸運(東京市澁谷區神宮道一ノ三六陸運研究所)
 交通研究(東京市牛込區早稲田大學交通政策學會)

鐵(大連市西通二一九大連都市交通株式會社社員會)
 日瀨自動車界(大阪市住吉區阿部野筋一ノ三三その社)
 交通時事(東京市目黒區中目黒一ノ八二五その社)
 交通時論(東京市目黒區鷹番町一五七その社)
 交通評論(東京市芝區琴平町四〇その社)
 内燃機關(東京市神田區神保町一ノ一〇山海堂出版部)
 陸士ニュース(東京市赤坂區溜池町二陸士内燃機株式會社)
 流線型(愛知縣名古屋市中區西川端町一ノ三三その社)
 クラタニュース(神奈川県横浜市神奈川區守屋町倉田重工業株式會社)
 ニッサングラフ(東京市麹町區丸ノ内一ノ一八日産自動車販賣株式會社)
 交通と産業經濟評論(東京市麹町區内幸町二ノ一〇その社)
 交通内外時報(東京市品川區品川五ノ一〇三三その社)
 交通時報(東京市京橋區橫町三ノ三三その社)

受 験 参 考 書

問題と解答(毎月發行)〇・八〇(東京市蒲田區仲六郷二ノ四東京モーター社)
 及び京橋區入舟町二ノ一自動車青年社)
 自動車試験合格の仕方(無料送呈)(東京市淀橋區淀橋五三六街頭社受驗會)
 免許證は斯くして得よ(池内伸次著)一・〇〇(東京市神田區神保町三番星)
 最近十ヶ年自動車試験問題と解答(埼玉縣川口市浦和自動車學校)
 京郊府自動車運轉免許試驗問答(名古屋市東區菱町金城自動車學校)
 自動車操縦合理的練習法(池内伸次著)一・〇〇(東京市神田區神保町三番星)
 小和免許の受け方(菊池洋四郎著)〇・三〇(東京市京橋區京橋一ノ二自動車雜誌社)
 ダットサン運轉術と免許の取り方(菊池洋四郎著)一・六〇(東京市京橋區入舟町二ノ一自動車青年社)
 自動車運轉者實地試験は斯くして満點合格(菊池洋四郎著)一・三〇(東京市京橋區入舟町二ノ一自動車青年社)
 實地試験の受け方と其練習法(受験モーター社編)一・四〇(東京市芝區三田一ノ一徳文堂書店)
 省營バス運轉技術員養成講義録(省營バス

研究會編)三卷・四円(東京市淀橋區淀橋五三六街頭社受驗會)
 省營バス從業員採用試験問題と正解集(省營バス研究會編)一冊一・八〇及一・七〇(東京市淀橋區淀橋五三六街頭社受驗會)
 自動車運轉者合格讀本(菊池洋四郎著)一・〇〇(東京市麹町區一番町六ノ四國際自動車協會出版部)
 カード式自動車運轉者試験問題と模範答案(構造の部・法規の部)各〇・七〇(東京市麹町區一番町六ノ四國際自動車協會出版部)
 木炭自動車取扱法(菊池洋四郎著)一・〇〇(東京市麹町區一番町六ノ四國際自動車協會出版部)
 自動車總覽上製一・五〇並製一・〇〇(東京市京橋區築地三ノ八築地ビル工業日日新聞社)
 全國乗合自動車業者名簿一・〇〇(東京市丸ノ内丸ビル内日本乗合自動車協會)
 自動車教科書(奥村市太郎著)一・一五〇(東京市麹町區一番町六ノ四國際自動車協會出版部)

最新自動車精解(赤坂 正善著)三・〇〇(東京市神田區錦町二丁目發公集會館)
 自動車講義五・八〇(東京市蒲田區萬田日本自動車學校)
 自動車寶典(重森文彦著)二・五〇(東京市芝區三田一丁目徳文堂)
 關東地方自動車道路路程一覽(地圖付)〇・三〇(同上發行)
 全國乗合自動車總覽一・〇〇〇(東京市芝區南佐久間町一ノ九鐵道公論社)
 一般自動車講義(奥泉欽次郎著)五・〇〇(東京市芝區白金三光町之自動車學校)
 自動車事故發見並に修理法(小山城一著)三・〇〇(東京市芝區三田二丁目一徳文堂)
 交通警察論(清金正藏著)二・五〇(廣島市獨樂町五十一交通研究社)
 ディゼルエンジン(片山清吉著)五・五〇(東京市芝區三田一丁目 徳文堂)
 滿洲國運輸交通史(菊池洋四郎著)三・〇〇(東京市京橋區築地三ノ八工業日日新聞社)
 シボレットトラック取扱説明書〇・二五シボレットスタンダードセダン取扱説明書〇・二五シボレットマスターセダン取扱

説明書〇・二五(以上全部東京市京橋區築地三丁目築地ビル内工業日新聞社)

自動車經營の理論と實際 一、五〇(東京市麹町區丸ノ内郵船ビル六階日本交通協會)

内然機關工學講座全十二卷(神田區駿河臺共立社發行)

自動車法規集(加藤八十八著)(名古屋東區万種町今池東亞自動車學校)

自動車法令輯覽(愛知縣交通安全協會)新自動車關係法規解説(荒井退造著)一、五〇(東京市神田區猿樂町一丁目六林山房)

自動車事業の經營(日本交通協會編)二、二〇(東京市丸ノ内郵船ビル六二六號室日本交通協會)

改正自動車取締令解説(増田甲子、小野寺季六、鹽原仙吉共著)一、八〇(東京市小石川區江戸川町六良普及會)

圖解説明自動車新精解(赤阪正喜著)三、八〇(大阪市西區中通一藤 崇文館)

新法令と自動車營業者(上塚弘、鈴木正一共著)二、〇〇(東京市神田區神保町一丁目三省堂)

自動車取締令規集(警察研究會編)〇・二二

〇(東京市小石川橋江戸川町一五良書會及會)

自動車事業實務指針(早川慎一、古谷善亮監輯)一、五〇(東京市日本橋區通二ノ二鐵道書院)

改正自動車取締法規全集(關東)奥羽、中部、近畿、中國、四國)各冊〇・四〇(東京市芝橋三田一ノ二德文堂)

自動車ローマンス(相羽有著)一、五〇(東京市浦田區日本自動車學校出版部)

改正愛知縣自動車關係法規集(長川與一)(名古屋市中區矢場町五ノ切東文堂書局)

高速デゼル機關(門馬孝吉著)二、八〇(東京市芝橋三田一ノ二德文堂)

自動車年鑑(各年)上二、五〇並一、五〇(東京市京橋區築地三ノ八工業日新聞社)

産業年鑑(各年)上三、〇〇並一、〇〇(東京市京橋區築地三ノ八工業日新聞社)

ダットサン自動車取扱法(淺野清治著)一、二〇(東京市芝橋三田一ノ二德文堂)

自動車工學(門馬孝吉著)〇・八〇(東京市神田區駿河臺三ノ九共立社)

自動車工學一般(關秀雄)〇・八〇(東京市神田區駿河臺三ノ九共立社)

市神田區駿河臺三ノ九共立社)

〇自動車工學(門馬孝、山口達著)二、〇〇

〇自動車技工法(足立幸太郎、小室泰治著)二、〇〇(東京市京橋區京橋一ノ二三代田證券ビルオートモビル社)

自動車修繕と保守の實際(平山肇著)五、〇〇(東京市日本橋區吳服橋二ノ五交通展業社)

内然機關燃料(梁山潤一著)一、八〇(東京市神田區神保町一ノ一〇山海堂出版部)

内然機關學(隈部一雄著)一、〇〇〇(東京市神田區神保町一ノ一〇山海堂出版部)

小型自動車修繕讀本(小林末吉著)一、〇〇(東京市京橋區京橋一ノ二自動車雜誌社)

ニッサントラックバスの正しい運轉法と利用法(菊池洋四郎著)〇・二〇(東京市京橋區入舟町二ノ二自動車青年社)

木炭自動車(梁山潤一著)二、二〇(東京市神田區駿河臺三ノ九共立社)

自動車の調整と修理(門馬孝吉著)二、二〇(東京市芝橋三田一ノ二德文堂)

朝鮮北支の自動車運輸(菊池洋四郎著)二、五〇(東京市淀橋五三六街頭社)

自動車事業營業權評價の仕方(竹島賢十郎著)二、〇〇(東京市麹町區丸ノ内鐵道省構内、バス交通研究會)

自動車工業(菊地五郎著)一、〇〇〇(東京市神田區駿河臺岩波書店)

交通統制に關する當選論文集(帝國鐵道協會編)〇・八〇(東京市麹町區丸ノ内三ノ四帝國鐵道協會)

バス事業經營實務指針(加藤文平著)一、〇〇〇(東京市芝區南佐久間町一ノ五五交通教育會)

ニッサン自動車取扱法(菊池洋四郎著)二、三〇(東京市麹町區一番町六ノ四國際自動車協會出版部)

木炭自動車の研究(加藤文平著)一、〇〇〇(東京市芝區南佐久間町一ノ五五交通教育會)

自動車關係團體

自動車關係團體は日支車變勃發を契機として 統制體化され、製造業者は新舊を問はず工業
 從來の如き、地方廳公認或ひは任意組合から 組合に販賣業者は商業組合に統制され、運輸

業者は與ふる限り商業組合を結成せしめたが
 自動車交通事業改正法が第七十五帝國議會に
 於て通過し、昭和十五年暮までに公布される
 豫定で、右公布を見た曉は各運輸業者團體は
 一律に運送事業組合と改稱されることになつ
 てる。

主要自動車關係工業組合

(昭和十五年十一月末現在)

組合名	事務所々在 地
日本自動車製造工業組合	東京市芝區田村町日産館内
全國自動車部分品工業組合聯合會	東京市麹町區有樂町東日産館内
自動車部分品工業組合	東京市麹町區有樂町東日産館内
東京府自動車部分品工業組合	東京市麹町區有樂町東日産館内
神奈川縣第一自動車部分品製造工業組合	横濱市中區本町五ノ四九
愛知縣自動車部分品製造工業組合	名古屋市中區御所町字向田宅
大阪自動車部分品工業組合	大阪市東區今橋二ノ一六
兵庫縣自動車部分品工業組合	神戸市神戶區下山手通四ノ五七
日本自動車タイヤ製造工業組合	東京市京橋區銀座マツダビル内
日本タイヤ再製工業組合聯合會	東京市赤坂區溜池町三〇
日本第一自動車工業組合聯合會	東京市京橋區銀座八丁目
日本電氣自動車工業組合	東京市京橋區銀座三榮ビル内
日本輕自動車工業組合	東京市芝區田村町飛行館内
日本燃料機工業組合聯合會	東京市芝區今入町五城南ビル内
日本アセチレン瓦斯發生機工業組合	東京市神田區今川橋ビル内
新炭瓦斯發生機工業組合	東京市芝區今入町五城南ビル
東京自動車板金工業組合	東京市品川區北品川
鹿兒島自動車々體工業組合	鹿兒島市武町四一七
高知市自動車工業組合	高知市
山口縣自動車ボデー製作工業組合	山口市大字上宇野台三五六ノ一
岡山縣自動車工業組合	岡山市下石井岡山日産自動車販賣内
兵庫縣自動車タイヤ再製工業組合	神戸市林田區塚塚町七ノ六〇
大阪自動車工業組合	大阪市南區長谷中ノ町八〇
東京タイヤ再製工業組合	東京市南區長谷中ノ町八〇
埼玉自動車々體工業組合	東京市麹町區飯田町一ノ三
神奈川縣自動車工業組合	埼玉縣與野町大字上落合三六九
壓縮瓦斯及液化瓦斯自動車工業組合	名古屋市中區下前津町一二二
東京燃料機裝備工業組合	東京市京橋區銀座西六丁目
	(假稱創立中)
	東京市芝區西久保町六〇

自動車關係團體

自動車運輸商業組合

(昭和十四年三月末現在)

北海道	北海	余市 運搬商業組合
青森縣	青森	保護責任岩内貨物運輸商業組合
岩手縣	青森	青森貨物自動車運輸商業組合
青森縣	青森	保護責任青森自動車運輸商業組合
青森縣	青森	五戸 自動車運輸商業組合
青森縣	青森	保護責任盛岡乘用自動車商業組合
青森縣	青森	保護責任江戶自動車運輸商業組合
青森縣	青森	保護責任沼宮自動車運輸商業組合
青森縣	青森	西盤 自動車商業組合
青森縣	青森	保護責任氣仙自動車運輸商業組合
青森縣	青森	保護責任岩永自動車商業組合
青森縣	青森	保護責任花卷自動車運輸商業組合
青森縣	青森	保護責任東磐自動車運輸商業組合
青森縣	青森	保護責任釜石自動車運輸商業組合
青森縣	青森	保護責任盛岡貨物自動車運輸商業組合
青森縣	青森	保護責任久慈自動車運輸商業組合
青森縣	青森	岩手縣自動車運輸商業組合聯合會
青森縣	青森	仙臺 貨物 自動車商業組合
青森縣	青森	刈田郡貨物自動車運輸商業組合
青森縣	青森	氣仙沼自動車運輸商業組合
青森縣	青森	鹽釜貨物自動車運輸商業組合
青森縣	青森	山形自動車運輸商業組合
青森縣	青森	莊内 自動車商業組合

福島縣	同	南會津郡貨物自動車運送商業組合
茨城縣	同	保護責任石城片濱自動車運輸商業組合
栃木縣	同	若松貨物自動車運輸商業組合
群馬縣	同	下館自動車運輸商業組合
群馬縣	同	宇都宮貨物自動車運輸商業組合
群馬縣	同	沼田自動車運輸商業組合
群馬縣	同	大間々自動車運輸商業組合
群馬縣	同	前橋自動車運輸商業組合
群馬縣	同	浦和自動車運輸商業組合
群馬縣	同	志木自動車運輸商業組合
群馬縣	同	秩父 自動車商業組合
群馬縣	同	川口自動車運輸商業組合
群馬縣	同	飯能自動車運輸商業組合
群馬縣	同	川越自動車運輸商業組合
群馬縣	同	吉川自動車運輸商業組合
群馬縣	同	鴻ノ巣自動車運輸商業組合
群馬縣	同	小川自動車運輸商業組合
群馬縣	同	大宮自動車運輸商業組合
群馬縣	同	松山自動車運輸商業組合
群馬縣	同	深谷自動車運輸商業組合
群馬縣	同	久喜自動車運輸商業組合
群馬縣	同	埼玉縣自動車運輸商業組合聯合會
群馬縣	同	市川自動車運輸商業組合
群馬縣	同	千葉自動車運輸商業組合
群馬縣	同	東京木場運送商業組合
群馬縣	同	東京貨物自動車運輸商業組合

東京府	同	東京中野乘用自動車運輸商業組合
東京府	同	東京杉並乘用自動車運輸商業組合
東京府	同	東京タクシ 商業組合
東京府	同	北多摩自動車運輸商業組合
東京府	同	東京西多摩郡南部自動車運輸商業組合
東京府	同	東京西多摩郡自動車運輸商業組合
東京府	同	神奈川縣自動車運輸商業組合
東京府	同	東新瀨自動車運輸商業組合
東京府	同	金澤乘客自動車運輸商業組合
東京府	同	金澤貨物運輸商業組合
東京府	同	甲府旅客貨物自動車運輸商業組合
東京府	同	狹西貨物自動車運輸商業組合
東京府	同	長野乘用貨物自動車商業組合
東京府	同	松本自動車運輸商業組合
東京府	同	長野縣乘用自動車商業組合
東京府	同	岐阜乘用自動車商業組合
東京府	同	東濃自動車運輸商業組合
東京府	同	靜岡貨物乘用自動車商業組合
東京府	同	濱松貨物自動車運輸商業組合
東京府	同	保護責任沼津貨物自動車運送商業組合
東京府	同	保護責任沼津貨物乘用自動車運輸商業組合
東京府	同	一保自動車運輸商業組合
東京府	同	保護責任大仁自動車運輸商業組合
東京府	同	名古屋乘用自動車運輸商業組合
東京府	同	名古屋貨物自動車運輸商業組合
東京府	同	知多郡東部自動車運輸商業組合

愛知縣	同	知多郡西部自動車運輸商業組合
愛知縣	同	北設自動車運輸商業組合
愛知縣	同	一宮乘用自動車運輸商業組合
愛知縣	同	海部郡自動車運輸商業組合
愛知縣	同	東三自動車運輸商業組合
愛知縣	同	東谷自動車運輸商業組合
愛知縣	同	愛知縣自動車運輸商業組合聯合會
愛知縣	同	愛北自動車運輸商業組合
愛知縣	同	瀬戶自動車運輸商業組合
愛知縣	同	八栗自動車運輸商業組合
愛知縣	同	宇治山田貨物自動車運輸商業組合
愛知縣	同	松坂自動車運輸商業組合
愛知縣	同	宇治山田乘用自動車運輸商業組合
愛知縣	同	津タクシ 商業組合
愛知縣	同	宇治山田貨物自動車運輸商業組合
愛知縣	同	滋賀縣自動車運輸商業組合
愛知縣	同	京都自動車運輸商業組合
愛知縣	同	南桑自動車運輸商業組合
愛知縣	同	大阪市タクシ 商業組合
愛知縣	同	大阪府中河内郡自動車運送商業組合
愛知縣	同	大阪府南河内郡相原自動車商業組合
愛知縣	同	大阪府貨物自動車運輸商業組合
愛知縣	同	大阪府北河内郡貨物自動車運輸商業組合
愛知縣	同	大阪府北河内郡乘用自動車商業組合
愛知縣	同	大阪府南河内郡自動車運輸商業組合
愛知縣	同	大阪府布師市自動車商業組合

自動車關係團體

大阪府	大阪府豐能郡自動車商業組合
大阪府	大阪市貨切自動車商業組合
大阪府	大阪府三島郡自動車商業組合
大阪府	堺市自動車商業組合
大阪府	大阪府泉北郡自動車商業組合
大阪府	大阪府岸和田市自動車商業組合
大阪府	加西自動車運輸商業組合
大阪府	明石自動車運輸商業組合
大阪府	加東自動車運輸商業組合
大阪府	高砂自動車運輸商業組合
大阪府	神戸市旅客運送自動車商業組合
大阪府	神戸市貨物自動車運輸商業組合
大阪府	宇智貨物自動車運送商業組合
大阪府	吉野郡東部貨物自動車運送商業組合
大阪府	吉野郡西部貨物自動車運送商業組合
大阪府	和歌山自動車運輸商業組合
大阪府	紀南自動車運輸商業組合
大阪府	岡山縣自動車運輸商業組合
大阪府	廣島市自動車運輸商業組合
大阪府	廣島市乘用自動車商業組合
大阪府	萩貨物自動車運輸商業組合
大阪府	香川縣自動車運輸商業組合
大阪府	保證責任宇和島乘用自動車運輸商業組合
大阪府	中後貨物自動車運輸商業組合
大阪府	保證責任南後自動車運輸商業組合
大阪府	保證責任宇和島貨物自動車運輸商業組合

全國自動車業聯合會

高知縣	高知縣貨物自動車運輸商業組合
福岡縣	福岡自動車運輸商業組合
佐賀縣	佐賀自動車商業組合
同	唐津自動車商業組合
長崎縣	佐世保貨物自動車運輸商業組合
熊本縣	球磨郡貨物自動車運輸商業組合
鹿兒島縣	鹿兒島自動車運輸商業組合
全國自動車業聯合會	事務所所在地
東京自動車業聯合會	東京市麹町區丸ノ内丸ビル六階
一市三多摩自動車業聯合會	東京市丸の内丸ビル六階
京都自動車業聯合會	八王子橫山町一ノ一四
大田タクシ一商業組合	京都市上京區釜座丸太町上
愛知縣自動車業聯合會	大阪市西區堂島一ノ二二
仙臺タクシ一自動車業聯合會	名古屋市中區前塚町三五
鹿兒島自動車運輸商業組合	仙臺市立町通り
朝鮮交通協會	宮城縣石巻町仲町鹿鹿自動車會社內
臺灣自動車聯合會	京都市下京區大宮通り
臺北自動車業聯合會	鹿兒島市西千石町八七
大阪貨物自動車業組合	京城市古市町一四
神奈川縣自動車業組合	臺北市明石町二ノ一
神戶自動車營業組合	大阪府泉北郡鳳町長承寺
	大阪市此花區上福島南一ノ二二
	橫濱市中區北仲通一ノ一
	神戶市湊東區中町通一ノ三六

日本乘合自動車協會

新潟縣	新潟縣自動車協會	新潟縣之廳保安課內
埼玉縣	埼玉縣自動車業組合聯合會	埼玉縣浦和玉會館前
群馬縣	群馬縣自動車協會	群馬縣之廳保安課內
千葉縣	千葉縣自動車協會	千葉縣之廳保安課內
茨城縣	茨城縣自動車協會	茨城縣之廳保安課內
栃木縣	栃木縣自動車協會	栃木縣之廳保安課內
奈良縣	奈良縣自動車協會	奈良縣之廳保安課內
靜岡縣	靜岡縣自動車業組合聯合會	靜岡市傳馬町一三四
山梨縣	山梨縣トラック業組合聯合會	甲府市西青澤町一四二小島運輸方
滋賀縣	滋賀縣自動車組合	滋賀縣大津市寺町
長野縣	長野縣自動車協會	長野縣之廳保安課內
宮城縣	宮城縣自動車協會	宮城縣之廳保安課內
廣島縣	廣島縣自動車營業組合	廣島市千田町タカノビル內
福島縣	福島縣自動車協會	福島縣之廳保安課內
組合及協會名		
日本乘合自動車協會		
北海道支部		
青森縣		
岩手縣乘合自動車協會		
宮城縣支部		
秋田縣		
山形縣乘合自動車協會		
福島縣		
茨城縣支部		

(昭和十五年九月十日現在)

岩手縣	岩手縣自動車協會	岩手縣之廳保安課內
青森縣	青森縣自動車協會	青森縣之廳保安課內
山形縣	山形縣自動車協會	山形縣之廳保安課內
秋田縣	秋田縣自動車協會	秋田縣之廳保安課內
福井縣	福井縣自動車協會	福井縣之廳保安課內
山口縣	山口縣自動車協會	山口縣之廳保安課內
和歌山縣	和歌山縣自動車業組合	和歌山縣和歌市六番町五
北海道	北海道自動車協會	北海道之廳保安課內
大分縣	大分縣自動車協會	大分縣之廳保安課內
佐賀縣	佐賀縣自動車協會	佐賀縣之廳保安課內
宮崎縣	宮崎縣自動車協會	宮崎縣之廳保安課內
沖繩縣	沖繩縣自動車運輸商業組合	沖繩縣那霸市西新町二ノ一一
事務所所在地		
東京市	東京市麹町區丸ビル三階	
札幌市	札幌市北三條西七ノ一	
青森市	青森市市役所交通部內	
盛岡市	盛岡市仁王藥園三三振興自動車株式會社內	
仙臺市	仙臺市東五番町二三仙臺市街自動車株式會社內	
秋田市	秋田市十手長町秋田電氣株式會社內	
山形市	山形市十日町山形交通自動車商會內	
福島市	福島市縣廳保安課內	
水戸市	水戸市棚町三六	

自動車關係團體

栃木 同
群馬 同
埼玉縣聯合自動車協會
千葉縣支部
東京聯合自動車業組合
神奈川縣聯合自動車會
新潟縣支部
富山 同
石川 同
福井 同
長野 同
山梨 同
岐阜 同
靜岡縣聯合自動車會
愛知 同
三重縣 同
滋賀縣 同
和歌山縣 同
奈良縣支部
京都府聯合自動車組合
大阪府聯合自動車協會
兵庫縣 同
鳥取縣 同
島根縣支部
岡山縣 同
廣島縣聯合自動車協會

宇都宮市縣廳保安課内
前橋市本町三九前橋商上會議所内
浦和市縣廳保安課内
千葉市直町五十三
東京市麴町區丸ノ内九ビル三二六區
横濱市中區北仲通二ノ一
新潟市縣廳保安課内
富山市牛島五三富山電鐵自動車株式會社内
金澤市上胡桃町五二金澤電氣軌道株式會社内
福井市日出下町一〇九京都電燈株式會社福井支社内
松本市西五丁松本自動車株式會社内
甲府市縣廳保安課内
岐阜市神田町日ノ丸自動車株式會社内
靜岡市紺屋町一〇
名古屋市中區東區大津町三ノ一
松阪市日野町二丁目松阪 氣鐵道株式會社内
大津市御藏町三三ノ一近江交通株式會社内
和歌山市宅須和歌山合同バス株式會社内
奈良市三條町六〇六奈良日産自動車株式會社内
京都市驛前京都聖蹟巡拜自動車株式會社内
大阪市南區灘波南海ビル南海聯合自動車株式會社内
神戸市神戶區下山手通五ノ四三
鳥取市東品治町六一ノ一日の丸自動車株式會社内
松江市北松江驛階上一畑電鐵自動車部内
岡山市下石井一四〇岡山縣自動車運輸商業組合内
廣島市千田町三丁目八四四廣島瓦斯電軌株式會社内

山口縣 同
香川縣 支部
愛媛縣 同
德島縣聯合自動車協會
高知 支部
福岡縣聯合自動車協會
佐賀縣聯合自動車組合
熊本縣 支部
大分縣聯合自動車協會
長崎縣 同
宮崎縣 同
鹿兒島縣 支部
沖繩縣 支部

帝都貨物統制會社

(昭和十五年十一月末日現在未認可を含む)

會社名 代表者名
山ノ手運送株式會社 廣川 兵次郎
四ツ木運送有限會社 矢島 末次
羽田矢口運送有限會社 小宮 堯亥
丸運輪有限會社 高口 寅雄
神和運輪有限會社 宮西 仰市
有限會社柳江運輪社 戸ヶ崎 寛治
有限會社タカラ運輪商會 西山 進次
關運輪有限會社 關 貞一
鶴有運送有限會社 池田 平次郎

自動車關係團體

和田組運輪株式會社
有限會社千住運輪株式會社
日の本運輪株式會社
沖倉運送株式會社
アサヒ運送株式會社
平和自動車運送株式會社
協和自動車運送有限會社
數島運送株式會社
小石川運輪有限會社
品川運輪株式會社
淀橋運輪有限會社
三田貨物自動車運輪株式會社
東京砂糖合同運送株式會社

岩瀬 榮一 互興運輪有限會社
芝田 慶一郎 興國運送有限會社
思田 普次郎 東京馬糞運送有限會社
沖倉 恭助 城西自動車株式會社
林原 辰次郎 扇橋自動車運送有限會社
奥村 忠吉 荒川合同運輪有限會社
鈴木 稔 有限會社青葉組
田所 庄八 中外運輪株式會社
永田 玉次郎 品川運輪有限會社
戸谷 富佐雄 日協運輪株式會社
守矢 忠治 東扇運送株式會社
平田 秀男 江戸川運送株式會社
田中 善助 市出運送有限會社

石井 丑五郎
市野 喜作
高橋 治三郎
伊藤 藤太郎
細谷 藤三郎
磯沼 稻男
高橋 庄三郎
高橋 理吉
渡邊 留松
山本 正一
寺町 仙次
吉田 富太郎
市川 福次郎

双葉運送株式會社	荻窪 義裕	有限會社中村運送店	中村 佐助	昭和運輸株式會社	甲斐 喜二郎
麻布合同運送有限會社	內島 耕一	板橋第一自動車運輸株式會社	市川 漸	東榮運輸株式會社	陶山 榮藏
三九一運送有限會社	小川 英一	洲崎合同運送株式會社	落合 彌十郎	碑文合同運送有限會社	榎本 秀吉
深川合同運送株式會社	石田 謙藏	不二運輸株式會社	江津 源七	武藏野合同自動車株式會社	小林 喜久一
帝都運輸有限會社	清水 義正	四方運送有限會社	西浦 誠司	相互運輸有限會社	神谷 宗一郎
東和運送有限會社	井上 和四治	京橋運送有限會社	舟津 諭	有限會社丸吉線自動車運輸	吉良 立草
有限會社東日貨物運輸	近 重太郎	美倉運輸株式會社	佐藤 四郎	有限會社松靜運送店	瓦葺 虎尾
立共運輸有限會社	小林 二郎	城南貨物自動車運送有限會社	池戶 降四郎	丸五自動車運輸有限會社	秩父 佐太郎
九幸運輸自動車株式會社	丸山 補三郎	城南運輸株式會社	中村 豐次	高輪合同運送株式會社	田中 飯晴
第一荒川運輸有限會社	長谷川 多三郎	未廣貨物自動車運輸有限會社	後藤 廣司	東京砂糖運送株式會社	吉岡 一郎
丸木合同運送株式會社	坂部 廉夫	有限會社東京郵船荷扱所	若林 儀市	扇橋運送株式會社	古谷 道之助
城北相互運輸株式會社	三浦 富士夫	本郷運送株式會社	高間 米太郎	蒲田小型合同運送株式會社	田島 喜二郎
本所合同運送株式會社	光林 繁作	江都川運送株式會社	小川 高一	日東運輸株式會社	藤本 千之甫
梅室運送有限會社	平山 四郎	岸屋敷運送株式會社	蒙見 學	杉並運送合同株式會社	金谷 保太郎
東亞運輸有限會社	富澤 豐次郎	入軍州運送有限會社	吉良 宗雄	八親運送株式會社	久保田 新太郎
向島貨物自動車運輸有限會社	石原 盛光	日暮里小利夫合同有限會社	坂井 正儀	大津運送株式會社	藤井 倉一
三和貨物運輸株式會社	小野 彌次郎	三立自動車運送有限會社	細沼 恒太郎	足立合同運輸株式會社	佐藤 二太郎
第一運送有限會社	内田 好太郎	有限會社港屋回漕店	山田 義一	坂本運送有限會社	青木 忠藏
前田運送有限會社	前田 秀志	神田自動車貨物運送有限會社	村山 熊次郎	丸高運輸有限會社	秋山 信恭
大力運送有限會社	北氏 万平	綾瀨運送有限會社	福島 文吉	淺上運送有限會社	安藤 常吉
有限會社蒲田運送自動車部	菅野 源太郎	隅田川自動車運送有限會社	佐藤 寅二	東京小型運輸株式會社	森田 力治
佐々木合同運輸株式會社	岡 徹男	大陸運送有限會社	伊崎 伊奈吉	世田ヶ谷運輸株式會社	鈴木 慎一
中央トラック運輸株式會社	古川 正治	東京味噌運輸株式會社	淺田 鐵之輔	有限會社旭運送店	大澤 兼次郎
日本運送有限會社	石山 廣一郎	共進運輸有限會社	伊藤 長九郎	日本鋼材運輸有限會社	柿沼 與三郎
南部運送株式會社	永野 彦次郎	三河島運輸有限會社	中村 一終郎	東都運送株式會社	小宮 邦光
駒込合同運輸有限會社	田澤 末吉	昭和合同運輸株式會社	佐藤 靜治	大須運輸株式會社	篠崎 貞吉
向島運輸寺島自動車株式會社	石田 龜吉	田園調布運輸株式會社	鎌田 源吾	石泉自動車運輸株式會社	豊田 勝夫

帝都タクシーハイヤー 統制會社其他の團體

(昭和十五年十一月末日現在)

蒲田運送有限會社	沼 三郎	有限會社新制運輸	大塚 長七	玉川運送株式會社	池田 宗治
有限會社小岩通運	山路 幾太郎	共和運送會社	菅沼 榮次	帝都玉川運送株式會社	豊田 信作
成増自動車株式會社	田中 常吉	神田合同自動車運送有限會社	宮崎 三男次	大和運輸株式會社	小倉 康臣
昭和運輸有限會社	渡邊 録治	神田市場自動車運輸有限會社	平岡 健助	巢鴨自動車運送株式會社	加藤 正治
株式會社東京貨物自動車操車聯盟	小倉 康臣	西巢鴨運送會社	染谷 喜太郎	城南自動車株式會社	岡 豐一
山ノ手合同運送會社	橫關 誰明	サクラ運輸有限會社	今村 孝吉	榮進合同運輸株式會社	花形 菊次郎
共和運送有限會社	常陰 清	後學運送有限會社	能島 彦四郎	大井合同運輸株式會社	保倉 五郎治
八王子交通事業會社	豐泉 信太郎	八光自動車株式會社	中村 豐吉	大和自動車運輸株式會社	山崎 留吉
有限會社品川相互運輸	荒井 久三郎	興生運輸合名會社	石澤 孝松	株式會社丸江運輸部	山本 唯平
練馬自動車運送會社	青木 一三	澁谷貨物自動車運輸株式會社	野村 清三郎	有限會社日の丸運送店	大島 三四
城南運送會社	石井 銚造	瑞光運輸株式會社	小久保 庄造	菊屋橋合同運輸有限會社	黒淵 峰吉
池袋中央運送有限會社	高田 勝治	共立運輸株式會社	岸 李一郎	四谷貨物自動車株式會社	伊藤 坂玄
荒川貨物自動車合同會社	高田 勝治	扇橋合同運送株式會社	成田 新三郎		
	松本 又三郎	日暮里合同運送有限會社	樋口 山四郎		

丸ノ内相互自動車株式會社	田村 重敏	同丸ノ内一ノ一	
丸ノ内交通有限會社	東 洋	同丸ノ内三ノ四(有樂館)	
麴町自動車株式會社	草野 則靜	同麴町三ノ五(橋方レヂ内)	
西神田交通株式會社	千葉 哲	同神田區三崎町二ノ一七	
東京合同タクシー株式會社	湯城 義一	同錦町一ノ九	
神田自動車株式會社	細田 貞雄	同臺所町四	
鶴野定助		同錦町一ノ二一	
大和タクシー株式會社	中尾 靜夫	同美土代町七番地ノ四	
錦興自動車株式會社	安東 保吉	同美土代町六	
八幡自動車株式會社	荒木長三郎	同日本橋區小傳馬町三ノ二	
日本橋自動車株式會社	柏崎 久吾	同茅場町一ノ六九	
日本橋タクシー株式會社	上西龍之助	同茅場町一ノ七	
大陽交通株式會社	雜賀 久吉	同龜賣町四ノ三ノ一	

長尾 實 同兩國八ノ一
 八洲交通株式會社 井坂重太郎 同濱町二ノ二六
 三和相互自動車株式會社 細田 義光 同本町四ノ二四
 清洲交通株式會社 根津芳之助 同中洲町五
 新谷忠兵衛 同濱町一ノ八
 伊藤徹夫 京橋區京橋二ノ九
 日東自動車株式會社 川鍋 秋藏 同本挽町八ノ一五
 東洋自動車合資會社 樋口 四郎 同新當町一ノ六
 月島相互自動車株式會社 清水 健一 同月島通一ノ三
 帝國自動車株式會社 福島 直衛 同本挽町六ノ四
 京橋自動車株式會社 渡部 龜吉 同新川一ノ八ノ二
 京橋タクシ一有限會社 村瀬藤太郎 同美岸島一ノ四
 粟港自動車株式會社 細川 力藏 芝區田町二ノ六
 高輪自動車株式會社 高木 幸吉 同二本樓町二ノ二〇
 高輪タクシ一株式會社 吉永 寛 (事務所同白金三光町五四二
 國際觀光自動車株式會社 西村 清治 同田村町一ノ三
 帝都タクシ一株式會社 宮城榮三郎 同西久保廣川町三
 芝自動車株式會社 佐野淺次郎 同西久保廣町四〇
 東芝自動車株式會社 小林 山一 同宮本町三二
 麻布自動車株式會社 山田健次郎 麻布區仲ノ町三三
 早稻田相互タクシ一株式會社 玉井市太郎 牛込區馬場下町三五
 牛込相互自動車株式會社 石田 正 同新小川町三ノ一六
 前田祐三 同神樂町一ノ一三
 協和交通自動車株式會社 天野吉次郎 同市ヶ谷河田町一七
 昭和交通株式會社 大岡 龜吉 同甲長町八
 國際自動車株式會社 波多野元一 赤坂區池田町三四

赤坂自動車株式會社 杉山正太郎 同溜池町二三
 青山自動車株式會社 金子 要助 同青山南町六ノ五〇
 共榮タクシ一有限會社 山田助次郎 同中ノ町三
 四谷相互自動車株式會社 北郷 資雄 四谷坂町三〇
 四谷自動車有限會社 今泉 松治 同新宿二ノ四九
 東京寢臺自動車株式會社 瀧 俊彦 同東信濃町一
 合資會社千島 瀧田 太一 小石川區指ヶ谷町一二三
 大富自動車株式會社 山本 嘉十 同指ヶ谷一四六
 富士自動車株式會社 水落茂四郎 同水川下町七一
 小石川相互自動車株式會社 佐野光治 同關口水道町四六
 横山健吉 本郷區湯島大神町三ノ三
 第一相互タクシ一株式會社 伏見 一 同湯島四ノ三
 中山仁 同湯島二ノ四
 興亞自動車株式會社 西貝 芳松 同上富士町二一
 安全交通株式會社 齋藤治太郎 同根津宮永町一九
 興國自動車有限會社 谷口 義雄 淺草區柳橋一ノ九ノ一
 東邦自動車株式會社 高橋 繁正 同千束町一ノ七一
 淺草自動車株式會社 長尾 實 同橋場三ノ一
 旭タクシ一株式會社 歌丸 伊藏 同馬道一ノ四ノ五
 共立タクシ一株式會社 立花 弘 同千束町二ノ三七〇
 菊屋廣自動車有限會社 森 一草 同七軒町三
 日の丸タクシ一株式會社 歌丸 伊藏 同芝崎町三ノ四
 東洋相互自動車株式會社 山崎 昌作 下谷區龍泉寺町八一
 東都自動車株式會社 星野 武志 同山伏町六四
 千代田自動車株式會社 武藤 清治 同谷中坂町二三
 上野自動車株式會社 久保正治郎 同西馬町九六

兩國相互自動車株式會社 青山庄次郎 本所區東兩國一ノ二二
 太平相互自動車株式會社 狩野 丈吉 同横川橋五ノ四
 既橋相互自動車株式會社 宮田藤太郎 同東駒形二ノ一八
 言問タクシ一相互株式會社 牧谷 嘉明 同向島須崎町二五〇
 日進相互自動車株式會社 久保田長孝 同川區毛利町二ノ四
 東京相互タクシ一株式會社 吉村 金吉 同清澄町三ノ四
 大都タクシ一株式會社 新倉 文郎 同千田町二ノ四
 大和交通自動車株式會社 奥村 喜一 同冬木町二ノ四ノ一
 深川相互自動車株式會社 力石 保治 同本場三丁目五番地
 深川合同自動車株式會社 庄子 忠治 同森下町一ノ八ノ二
 三興自動車株式會社 渡邊 嘉三 同高岡町一ノ六
 大井自動車株式會社 安藤初太郎 品川區大井金子町五八三八
 大崎自動車株式會社 田中 九重 同五反田一ノ四〇二
 城南相互タクシ一株式會社 柴田 平六 同北品川一ノ一九
 品川相互自動車株式會社 長坂基方壽 同北品川三ノ一九五
 東陽合資會社 井口安五郎 淀橋區柏木一ノ三一
 巨塚相互自動車株式會社 今橋 鼎 同巨塚町一ノ二六一
 武蔵野タクシ一株式會社 榎本 鑛治 同淀橋四五〇
 共榮自動車株式會社 竹内 半市 同巨塚町二ノ二四一
 東京南都相互タクシ一株式會社 山本 晴幸 大森區大森四ノ二三六
 川島三郎 同南十束町一一
 京濱交通株式會社 岡 豐一 同大森一丁目六六
 旭自動車株式會社 後藤不天 同千束町七七〇
 蒲田自動車株式會社 吉田 保 同蒲田區東蒲田四ノ一一
 京濱相互タクシ一株式會社 松原 秀吉 同紙谷四丁目一三七二
 在原自動車株式會社 楠木 忠正 在原區中延町八五

在原相互タクシ一株式會社 西山 德善 同中延町六
 金 致 道 同小山町三三六
 竹内 貞一 同戶越町七八三
 合資會社共榮自動車 岡田秀次郎 同目黒區上目黒八ノ三六〇
 南郷自動車相互株式會社 小林保五郎 同上目黒八ノ五三二
 目黒協和自動車株式會社 深川 甚作 同清水町四六九ノ八
 目黒相互タクシ一株式會社 橋谷權太郎 同上目黒六ノ一三一七
 目黒自動車交通株式會社 荒井廣太郎 同三谷町八六
 碑文、相互自動車株式會社 佐久間寛治 同豊島區池袋四ノ一七六八
 池袋相互自動車株式會社 前川 美水 同雅名町七ノ四〇一六
 武蔵相互自動車株式會社 丸 善吉 同西巢鴨一ノ三二七七
 北豐島相互タクシ一株式會社 清水小次郎 同雅名町四ノ二二二二
 聖和自動車株式會社 尖 喜七 同池袋四ノ四五六
 集鴨自動車株式會社 小笠原義應 同西巢鴨一ノ一〇五
 万屋自動車株式會社 鈴木 賢夫 世田谷區喜多見町九六
 玉川自動車株式會社 萩原龜次郎 同玉川等々力町一ノ四五八
 南海相互自動車株式會社 清水丑之助 同北澤一ノ二二五〇
 ゴー一自動車合資會社 浪貝 四良 同上馬一ノ六三一
 新東京タクシ一株式會社 磯谷 恭 同上馬町二ノ一三六四
 世田谷合同タクシ一株式會社 高田儀三郎 同世田谷一ノ三〇
 原宿相互自動車株式會社 安宅林重郎 同澁谷區千駄ヶ谷五ノ九〇五
 東京タクシ一株式會社 品川 主計 同大和田町一
 代々木相互自動車株式會社 高橋 亮作 同曙ヶ谷本町三ノ三六九
 山手相互タクシ一株式會社 仲田太理徳 同八幡通一ノ二八
 船本 常吉 同代々木山谷町二九三

自動車關係團體

交和相互自動車株式會社 前岡 龜永 同代々木初臺町六六七
 旭相互自動車株式會社 大原精三郎 同幡ヶ谷榎塚町一〇一一
 澁谷相互タクシ株式會社 保坂丈平 同新橋三一
 澁谷交通自動車株式會社 門脇 哲 同榮通一ノ八
 新興相互タクシ株式會社 甲斐倉一 同代々木本町八二二
 板橋相互タクシ株式會社 久保田善司 板橋區板橋町二ノ七三二
 豐玉自動車株式會社 多田 滿義 同中新井町二ノ七九八
 八千代自動車株式會社 篠田 鍾雄 同志村清水町四五二
 丸宮自動車株式會社 宮本喜久治 同志村町一〇三
 愛國相互タクシ株式會社 篠田 鍾雄 同中新井三ノ二〇七八
 極東交通自動車株式會社 田邊芳太郎 同板橋町六ノ三四六三
 新潮自動車株式會社 松本 周二 同板橋町三ノ四六一
 新交自動車相互株式會社 太田竹次郎 同板橋町六ノ三四〇二
 日暮里自動車株式會社 古林 寅三 荒川區日暮里九ノ一〇四四
 帝國相互自動車株式會社 山田 耕平 同南千住町五ノ九一
 荒川自動車株式會社 正木勲次郎 同尾久町四ノ一九四五
 荒川相互自動車株式會社 山口 久雄 同三河島町一ノ三〇一七
 西新井自動車株式會社 中久喜庄治 足立區梅田町一五四七
 興亞自動車商會(合資會社) 河原 貞 同千住綠町四番地
 足立相互タクシ株式會社 服部重五郎 同島根町七五五
 足立自動車株式會社 檜澤 正 同千住宮元町六
 城北タクシ株式會社 田中 武二 同千住綠町四番地
 千住相互自動車株式會社 今井 福松 同千住綠町四
 東神自動車株式會社 矢島 未次 葛飾區本田澁江町四七
 葛飾相互自動車株式會社 池田平次郎 同本田澁江町一八九
 江戸川合同自動車株式會社 杉田 武夫 江戸川區小岩町二ノ三二五二
 協心相互自動車株式會社 梶山 貞勇 同東小松川五ノ一〇一七

報國自動車株式會社 坂口 善藏 城東區龜戸町三ノ二
 龜戸相互タクシ株式會社 石田 正 龜戸町三ノ四一
 四ツ輪自動車株式會社 松村 修策 同大島町六ノ七五〇
 城東相互自動車株式會社 中村藤四郎 同北砂町一ノ二二二
 合名會社鐘淵自動車商會 佐藤 要 向島區隅田町一ノ三八九
 向島自動車株式會社 安田 貞治 同隅田町三ノ四一九
 新興自動車株式會社 山田 貞一 同岩崎町東三ノ四五
 日本相互タクシ 鹽地 峻平 瀧野川區田端新町三ノ五八
 株式會社
 昭和自動車株式會社 森 近敏 同瀧野川町一六三一
 王子自動車株式會社 石井 信德 王子區王子町四ノ一一ノ八
 赤羽自動車株式會社 岩瀨成之助 同赤羽町二ノ五一六
 荻窪自動車株式會社 西尾金五郎 荻窪區荻窪一七三
 曉相互自動車株式會社 湯田 重作 同馬橋二ノ一七八
 杉並相互タクシ株式會社 河合 和吉 同和田本町六八一
 日本新晃自動車有限會社 井上 紋一 中野區宮園町通一ノ二四
 東亞相互タクシ株式會社 川村 利治 同宮園通三ノ五
 中野相互タクシ株式會社 若林 通 同榮町通一ノ二七
 野方自動車株式會社 竹中長 郎 同新井町一五七
 藤波恒三郎 同榮町通一ノ三五
 國華自動車株式會社 中島 利治 同本町通五ノ一
 八王子交通株式會社 豐泉信太郎 八王子市旭町一七
 東京郊外自動車株式會社 佐藤 秀義 北多摩郡府中町九三六四
 立川タクシ株式會社 同立川町二七二〇
 北多摩聯合自動車株式會社 小野熊太郎 同武藏野境五二九
 石川虎一郎 西多摩郡五日市七二
 奧多摩相互自動車株式會社 鹽野 省次 同青梅町青梅一三〇

親交自動車株式會社
 大島觀光事業株式會社

東京府大島元村三一番地
 同大島元村

其の他の團體

日本自動車用タイヤ商業組合 東京市芝區今入町城南ビル
 東京自動車用タイヤ商業組合 同
 東京小型タイヤ商業組合 東京市赤坂區溜池町
 東京自動車販賣商業組合 東京市芝區田村町飛行館内
 東京中古自動車販賣商業組合 東京市赤坂區溜池町
 日本交通協會 同
 帝國自動車協會 東京市芝區田村町飛行館内
 東京自動車商組合 同
 日本輕自動車協會 同
 日本自動車輸出組合 東京市麴町區丸の内一ノ八
 社團法人自動車技術協會 東京市芝區今入町城南ビル内
 新炭自動車協會 同
 日本燃料機合同株式會社 同

滿洲・支那

日滿支聯絡運輸協定

日滿支交易の畫期的發展に資するため三國一貫の貨物聯絡運輸協定は鐵道省、朝鮮鐵道局、北支事務局、その他關係船會社の間に締結され、昭和十四年十月一日から實施した。この協定に参加する運輸機關は鐵道省、朝鮮總督府、滿鐵、大阪商船、近海郵船、北日本汽船、日本海汽船、大連汽船、北支事務局で、個人の旅客及手荷物の聯絡經路並びに接續驛港は次の如くである。

- (一)省線—(釜山)—鮮鐵線—(安東)—總局線—(山海關)—北支線—(以下何れも省線に始り北支線に接續する)
- (二)同—(三ノ宮又は門司)—商船大連航路—(大連)—總局線—(山海關)—同—(三ノ宮又は門司)—同—(大連)—大汽天津航路—(天津又は塘沽)—同—(四)—同—(三ノ宮又は門司)—商船天津航路又は近郊天津航路—(塘沽又は天津)—同—(五)—同—(敦賀港)—北日本北鮮航路—(羅

津又は清津)—總局線—(山海關)—同—(六)—同—(新潟)—日本海北鮮航路—(羅津又は清津)—總局線—同。これと同時に東京その他内地主要都市から北京又は天津までの通し切符も同年十月一日から發賣され、手荷物も旅客も途中で託送替の必要がなくなり、旅行者にとつて大いに便利となつた。

滿洲

南滿洲鐵道の事業

- 資本 八億圓
- 社内事業投資額 九億圓
- 鐵道工場 萬軒
- 自動車場 五工場
- 港 一萬五千軒
- 一〇港

水運 五千軒
 直營旅館 一三館
 炭 撫順、南昌、煙臺、老頭溝、瓦房店、蛟河 六礦
 製油工場(撫順) 一工場
 石炭液化工場(撫順) 一工場
 特殊鋼工場(撫順) 一二工場
 投資會社 五七工場
 各種調査機關
 その他、學校、病院、圖書館等
 滿鐵がその創業の當時、政府から引繼を受けた鐵道は、僅かに一、〇〇〇軒を超した程度に過ぎなかつた。今堂々一〇、〇〇〇軒突破を世界に誇示し得るに至つた。滿洲國有鐵道の經營を受託して滿鐵の臺所は急激に膨脹した。受託の初め二、八〇〇軒餘りの軒程に過ぎなかつた國有鐵道(所謂國線)は、新線建設に不屈の努力を續けた滿鐵の手により、更に昭和十年三月接收の舊北滿鐵路を加へて、實に當時の三倍に及ぶ八、七〇〇軒に垂んとしてゐる。從來の所謂社線一、二〇〇軒と、北鮮に於ける委託鐵道三三〇軒餘を加へて、蜿蜒一萬餘軒の全滿鐵路は、滿鐵の傘下に整然たる統制をもつて着々その運營を續けてゐる。一萬軒の鐵路運

營には十六萬人の滿鐵社員が國策一路に足並を揃へてゐる。創業當時の一萬三千餘の社員に較べると十倍に餘る激増である。

滿鐵の營業收支狀況は創業の頭初、明治四十年の収入は一、二五〇萬圓、支出は一、〇五〇萬圓で二〇〇萬圓の利益を擧げたに過ぎないが、昭和十三年度に於ては、収入三八、七〇〇萬圓、支出三一、四〇〇萬圓、利益七、三〇〇萬圓を算してゐる。鐵道にのみよる収入でさへ、一九、二〇〇萬圓に上り支出を差引いて尙一〇、九〇〇萬圓の利益を算出することが出来た状態である。不經濟線の多い理由で、その業績についてとかく悲觀的な觀測の行はれてゐた國線に於てさへ、奥地産業の好調につれて、着々成果をあげ十三年度の利益金三、四〇〇萬圓を計上してゐる。

滿鐵「鐵道總局」組織

鐵道總局

- 庶務課
- 文書課
- 業務課
- 弘報課
- 人事課

滿洲・支那

- 庶務係
- 人事課
- 養成課
- 調查課
- 厚生課
- 保健課—檢診所、溫泉療養所
- 一、經理局
- 庶務係
- 第一經理課
- 第二經理課
- 會計課
- 調度課
- 一、調査局
- 庶務係
- 調査課
- 資料課
- 一、營業局
- 庶務係
- 混保検査所(奉天)
- 旅客課—食堂營業所—各支所
- 旅館課—各旅館
- 貨物課
- 一、輸送局
- 庶務係
- 記車課
- 運轉課
- 車輛課

- 一、水道局
- 庶務係
- 水運課
- 築港課
- 一、自動車局
- 庶務係
- 營業課
- 技術課
- 一、工作局
- 庶務係
- 工場課
- 機械課
- 一、工務局
- 庶務係
- 改良課
- 建築課
- 電氣課
- 水道課
- 一、建設局
- 庶務係
- 計畫課
- 工事課
- 一、附業局
- 庶務係
- 產業課—農業修練所

拓植課
土地課
愛路課—警備犬育成所、傳書鳩育成所

輸送委員會—幹事室

監察

設備委員會

鐵道建設規程改正委員會

鐵道消費節約獎勵委員會

鐵道局(奉天、錦州、吉林、牡丹江、哈爾濱、齊齊哈爾)

總務課

經理課

營業課—混保檢查支所—大連、營口

水運課(哈局=限ル)

輸送課

工業課

電氣課(奉局=限ル)

產業課—苗圃—東陵、種畜場、探種場、警備犬訓練所、土們嶺造林試驗場、綏芬河農園管理所、哈爾濱農事育成所、哈爾濱汽水製造所、海拉爾洗毛場、富拉爾基鐵道自警村農業修練所

大連埠頭事務所(奉局)—大連

甘井子埠頭、吾妻驛、入船驛
鐵道監理所—大虎山、錦州、朝陽、梅河口、吉林、敦化、牡丹江、林口、哈爾濱、北安、齊齊哈爾、博克圖、洮南
醫院—分院—診療所及出診所
安東看護婦養成所、哈爾濱看護婦養成所
哈爾濱鐵道學院(哈局)
大連鐵道學院(奉局)
工務事務所(奉局—大連、奉天、新京哈局—哈爾濱)
電氣修繕場—大連、奉天、哈爾濱、齊齊哈爾
電信所—大連、奉天、錦州、吉林、牡丹江、哈爾濱、齊齊哈爾
滿洲開拓青年義勇隊自警村訓練所—馮家、取柴河、小姑家、河灣子、楊木、青山、追分、李家龍鎮寧年
富拉爾基療養院(齊局)

列車檢査電

車區
車區
車區
車區

三
自動車區
埠頭(哈局)
圖們臨時工事區(牡局)
一、北鮮鐵道事務所
庶務課
經理課
運務課(混保檢查支所)
工務課
羅津醫院
電氣修繕場
電信所
鐵道學院
鐵道研究所
北滿鐵路殘務整理事務所
福生計所—支所—分所
南滿洲保養院(東分院)
保養院(撫順、奉天、新京、哈爾濱)
撫順醫院—看護婦養成所
林業事務所
畜產加工所
奉天圖書館
哈爾濱圖書館
北滿江運局—總務課、運輸課、船舶課
鐵道工場—大連、奉天、新京、哈爾濱、齊齊哈爾
建設事務所(奉天哈爾濱、牡丹江)
築港事務所(錦州)

滿洲向自動車配給統制

商工省では日滿支經濟プロック確立上生擴用資材の大陸導入に關し、機器の發註許可制の設定並に素材の配給統制を實施し、大陸開發の積極的促進を圖る爲め昭和十四年滿洲國向けに實施をみてゐるが要綱次の如し

▲滿洲向自動車

一、滿洲に對し販賣すべき自動車の臺數は四半期毎に商工省及對滿事務局間に於て協定した上之れを決定する

二、滿洲當局は前記の協定數量の範圍内に於て自動車購入許可書を發行する

三、自動車の需要者は右購入許可書を添付し自動車販賣業者に對し發註すること

四、自動車の協定臺數の所要素材は滿洲向割當數量の中より之れを控除すること

支那

北支那中支那の開発

滿洲・支那

華北交通會社の特質

北支那の開発を目的とする北支那開發株式會社は昭和十三年四月公布の同會社法に基き同年十一月七日東京に於て創立總會を行つた。同會社の資本金三億五千萬圓、總株數七百萬株(一株額面百五十萬圓)うち政府出資三百五十萬株、民間出資三百五十萬株である。同會社の子會社の一たる華北交通株式會社は北支に於る鐵道、自動車、中國水運と附屬事業を經營する。創立は昭和十四年(民國廿八年)四月十七日である。

中支那方面の開発のためには中支那振興株式會社が昭和十三年十一月七日東京に於て創立總會を開催し、資本金一億圓、總株數二百萬株で官民折半出資である。子會社の一たる華中都市自動車株式會社は、昭和十三年十一月資本金三百萬圓をもつて設立せられ、中支主要都市に於ける市内乗合自動車交通の復舊に努め、上海、南京、蘇州、鎮江の各市で運轉經營を行つて居る。昭和十三年十二月末に於けるバス全路線延長四百二十六六に及び、運路長二百三十料、配車百一輛に及ぶ。

華北交通株式會社は支那事變の最も輝かしい戰果の一つとして、日華協力の上に創設された特殊會社であり、華北、蒙疆に於ける交通の總元締である。交通機關は國家の骨格、社會の血管、産業文化開發の礎石である。特に華北、蒙疆の如き防共特殊地域にあつては、軍備であり防共の城砦でもある。

華北交通會社は日華合辦の株式會社である。但し、從來の通念における所謂合辦會社—列國利權の假面たる合辦會社でなく、滿洲における日本の滿鐵の如く飽くまで東亞新秩序の建設、あらゆる意味における興亞の大業を日華共同の目標とする合辦會社である。經營の前途は頗る多難を豫想さるゝが稠密な人口と天與の資源に立脚する以上、前途は洋々たるものがあらう。また人的には大多數の中國從業員を包擁し、交通網の媒體として民族の融合提携を以て實踐しつつある。まことに華北交通會社はわが大陸政策の先驅として、東に滿洲、朝鮮を結び南は中南支に連り、西は中央アジアにも及ぶべき大陸交通の中樞に位置し、眞にアジアの大動脈であり、世界の公器である。事變發生以來聖戰の華と散つた社員

滿洲・支那

既に四百名を超えて居る。

中華民國臨時政府の特別法による中國法人の株式會社、職制は會社設立と同時に發表、華北、蒙疆に於ける交通運營に萬全を期すべく現情勢に即應する體制を整へた。

社員

八萬人、このうち日本人は約二萬、他の約六萬は華人。日人社員は滿鐵會社、鐵道省その他の出身者、華人社員の大部分は舊北支鐵道従業員たりし者で、一部滿鐵出身者も加つてゐる。日人社員制としては傭員、雇員、職員の三段階あり職員中の高級者には副參事、參事の待遇名が與へられる。

重役

總裁一人、副總裁二人、理事五人以上監事三人、總裁、副總裁は株主總會で選任し政府の認可を要する、任期五年。理事、監事は株主總會で選任、任期は理事四年、監事三年。

會計

資本金 三億圓
北支那開發株式會社 一億五千萬圓

南滿洲鐵道株式會社 一億二千萬圓
中華民國臨時政府 三千萬圓
總株數一六百萬株 一株一五十圓
社債募集限度一拂込株金額の三倍まで
營業年度一十月一日から九月末日
定時株主總會一每年十二月

華北交通會社は國有鐵道の運營に任ずるのであるが、經營上の損失は政府の保證に據らず、全部會社の負擔となる。また北支鐵道が有する巨億の借款整理に資するため、政府に相當額の上納金を納付すべき義務を負はされてゐる。

華北交通會社の事業

華北交通株式會社法に定むるところにより華北に於ける鐵道、自動車、水運並に之に附帶する諸事業の經營、蒙疆政府の委託により蒙疆に於ける鐵道並にその附帶事業の經營に當る。

鐵道

鐵道は會社業務の根幹である。北支、蒙疆鐵道の總延長六千二百三十餘キロの大部分は既にその經營下に入つた。
京山線(北 京—山海關) 四二二キロ
京古線(北 京—古北口) 一四五キロ

五

京漢線(前 門—新 鄉) 六一四キロ
新開線(新 鄉—開 封) 一〇三キロ
津浦線(天 津—蚌 埠) 八三九キロ
膠濟線(青 島—濟 南) 三九三キロ
京包線(北 京—包 頭) 八一六キロ
同蒲線(大同—風陵海口) 八五七キロ
正太線(石家莊—太 原) 二四〇キロ
隴海線(連 雲—寶 鷄) 一二三キロ
その他 六六七キロ

自動車

鐵道網の密度が極めて低い北支や蒙疆に於ては、鐵道の補助或は代行機關として自動車の役割は特に大きい。華北交通會社は華北における主要路線五千五百キロを指定路線として經營し、鐵道との綜合經營の効果を發揮してゐる。蒙疆政府は別に蒙疆汽車公司を設立して路線三千四百餘キロを經營せしめてゐる。道路建設の進捗につれて自動車路線は急速に伸長される豫定であり、昭和十七年末には全延長二萬キロに達するであらう。
華北交通會社は四ヶ年一千名の計畫で自動車従業員に養成に努めてゐる。現在の經營路線數は五十五、自動車事務所、五箇所、その下に營業所三十六箇所。
昭和十四年六月中に三四九軒の路線を

開設して六千軒を突破した華北交通の自動車路線は、更に七月中に一、〇九六軒を新しく營業開始、七月末總延長は七、一七七軒に達した。七月中開設路線は

- 天津自動車事務所管内 二九五軒
- 大 城—任 邱 五一軒
- 滄 縣—河 間 八一軒
- 滄 縣—韓村鎮 五〇軒
- 向頭鎮—衡水 一一三軒
- 石家莊自動車事務所管内二〇七軒
- 安 新—新 安 一五五軒
- 寧 晉—冀 東 七〇軒
- 彰 德—湯 陰 二二軒
- 新 鄉—封 邱 一〇〇軒
- 太原自動車事務所管内 七二軒
- 交 城—汾 陽 七二軒
- 濟南自動車事務所管内 四二七軒
- 德 縣—德 平 七〇軒
- 德 縣—四女寺 一八八軒
- 濟 寧—金 鄉—鬼 臺 七五五軒
- 敬安鎮—豐 縣 四三三軒
- 陽 信—無 棗 一三三軒
- 張 店—青 城 八五五軒
- 張 店—廣 饒 六〇軒
- 張 店—博 興 六三三軒
- 青島自動車事務所管内 九五軒

滿洲・支那

海 州—連雲港 四六軒
大 浦—大伊山 四九軒

又華北交通會社では八月十八日から京包線南口・青龍橋間(貨物は南口・康莊間)に自動車連絡輸送を開始し次のやうな制限がある。

- 一、旅 客
 - (イ) 蒙疆方面行旅客に對しては北京站野鐵出張所又北支方面旅客は張家口停車場司令部で許可したる者に限り取扱ふ
 - (ロ) 携帶品は一八十斤以内
 - (ハ) 新聞紙、郵便物(書狀に限る)の取扱をなす
- 二、貨 物(蒙疆方面行)
 - (イ) 小口扱貨物に限る
 - (ロ) 輸送順位及び輸送數量は華北交通會社で指定する
 - (ハ) 生活必需品、建築資材等を優先輸送する
 - (ニ) 發站は天津、天津北站、塘沽碼頭、北京、西直門、豐臺の各站
 - (ホ) 蒙 方面發京津地方方向貨物は原則として制限せず
- 三、運 賃
 - 普通運賃、但し貨物は自動車との接續

華北交通會社の組織

總裁 宇佐美寬爾
副總裁 殷同、後藤悌次
理事八名、監事三名
一、總 務 局(總裁室)
庶務課(秘書・接待・其他)
文書課(文書・法規・事故)
秘書役(重役の機務)
一、人 事 局(總裁室)
人事課(規律・給與・養成)
計畫課(制度・定員・計畫)
厚生課(共濟・福祉・生計)
保健課(保健・醫療施設)
一、主 計 局(總裁室)

滿洲・支那

- 資金課 (財源に關する事項)
- 資材課 (資材に關する事項)
- 一、資業局 (總裁室)
- 業務課 (社業調査・附帶施設)
- 交通課 (交通に關する調査)
- 資料課 (弘報・資料・統計)
- 調査役 (特命事項研究)
- 一、企畫委員會 (重要計畫)
- 一、經理部
 - 主計課 (豫決算・契約)
 - 會計課 (出納・保管・株式)
 - 管財課 (財産・取得・處分)
 - 審査課 (收支・勘定・審査)
 - 購買課 (物品・配給・購買)
 - 倉庫課 (保管・配給・處分)
 - 用度事務所 (天津・青島)
 - 一、運輸部
 - 旅客課 (旅客・手小荷物・食堂車)
 - 旅館・計畫宣傳)
 - 貨物課 (貨物運輸・倉庫營業)
 - 配車課 (貨車の運用)
 - 運輸課 (列車の運轉)
 - 車輛課 (車輛検査及保守)
 - 一、自動車部
 - 運輸課 (運輸營業)
 - 技術課 (自動車の技術)

七

- 一、水運部
 - 水運課 (船舶・埠頭營業)
 - 築港課 (港灣・埠頭・附屬施設)
 - 一、工作部
 - 工作課 (車輛・船舶製作)
 - 機械課 (機械の建造改良)
 - 工廠課 (工廠の管理經營)
 - 一、工務部
 - 保線課 (線路・附屬施設保存)
 - 改良課 (線路・附屬施設改良)
 - 建築課 (建築物の建築保存)
 - 電氣課 (電氣施設の建造保存)
 - 水道課 (水道の建造保存)
 - 建設課 (鐵道・附屬施設建設)
 - 一、警務部
 - 警備課 (鐵道警備・警備犬)
 - 保安課 (鐵道警察)
 - 愛路課 (愛護村・愛路工作)
 - 監察室 (經營業務の監察)
 - 輸送委員會 (特殊輸送の計畫)
 - 參與 (特命事項)
 - 中央鐵路學院 (現業員の教育)
 - 消費生計所 (社員生活必需品)
 - 建設事務所 (鐵道施設の建設)
 - 包頭公所 (西北地方關係)
 - 鐵路醫院 (天津・北京・石家莊・太

- 原・張家口・濟南・青島) 分院二七・巡回診療班
- 東京事務所 (内地に於ける事項)
- 一、鐵路局 (天津・北京・張家口・濟南)
- 總務處 (文書・人事・事故・厚生資業)
- 經理處 (主計・會計・管財・審査調度・倉庫)
- 營業處 (旅客・貨物・自動車・水運)
- 輸送處 (配車・運轉・機關車・客貨車)
- 工作處 (工廠・機械)
- 工務處 (保線・改良・土木・建築)
- 電氣處 (電務・通信・信號・電力)
- 警務處 (警備・保安・愛路)
- 鐵路工廠 (山海關・唐山・天津・長辛店・石家莊・太原・南口・張家口・濟南・青島)
- 鐵路辦事處 (太原・鐵道運輸及事務連絡)
- 鐵路出張所 (石家莊・青島・徐州・運輸及事務連絡)
- 鐵路監理所 (唐山・天津・北京・石家莊・新鄉・太原・臨汾・張家

口・大同・濟南・徐州・青島)
 鐵路學院 (天津・北京・濟南・張家口・現業員の教育訓練)
 鐵路學院分教場 (太原・大同・青島)
 自動車事務所 (天津・石家莊・太原・濟南・青島)

▲支那向自動車

- 昭和十四年十月一日から實施せる支那向自動車配給統制要綱次の如し
- 一、支那に對し販賣すべき自動車の臺數は四半期毎に商工省及興亞院協定し之を決定すること
 - 二、興亞院は各地域別に右數量を割當ること
 - 三、聯絡部は割當られたる數量を各需要者に割當別紙(三)の様式の『自動車購入許可書』を發行すること
 - 四、自動車の需要者は右購入許可書を添付し自動車販賣業者に對し發註すること
 - 五、自動車の協定臺數の所要素材は支那向割當數量の中より之を控除すること
- 第一及第二の要項に依る素材の配給統制は本年十月より之を實施する事、但し機器發註許可書の發行は直ちに之を

實施すること
 既註文品にして十月以降素材の手當を必要とするものに付ては機器發註許可書の發給を受くることを要すること(別紙略)

朝鮮・臺灣・樺太

朝鮮

◎朝鮮總督府令第二十號
昭和十二年法律第九十二號第一條、第二條及第三條の規定に依り石油配給統制規則左の通定む

昭和十五年三月一日

朝鮮總督 南 次郎

石油配給統制規則

第一條 本令に於て石油と稱するは礦物性の揮發油、燈油、輕油、機械油及重油を謂ふ

第二條 石油精製業者、石油輸入業者又は人造石油製造業者は朝鮮總督の指定したる配給團體(以下配給團體と稱す)の團體員以外の者に石油を販賣(本令施行前に爲したる契約に依る引渡を含む以下同じ)することを不得但し直接軍に販賣するとき又は特別の事由に依り朝鮮總督の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第三條 石油の輸出(積戻を含む以下同じ)を爲さんとする者は朝鮮總督の許可を受くべし

石油の移出又は移入を爲さんとする者は朝鮮總督の指定したる供給團體(以下供給團體と稱す)の證明を受くべし御料品、軍用品、見本、標本、旅客の携帶品、船用品、航空機用品又は自動車用品たる石油の輸出、移出又は移入に付ては前二項の規定を適用せず

第四條 配給團體の團體員は配給團體の販賣指圖に依るに非ざれば朝鮮總督の指定したる石油(以下指定石油と稱す)の販賣を爲すことを不得但し特別の事由に依り朝鮮總督の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第五條 朝鮮總督の指定したる統制團體(以下統制團體と稱す)は其の團體員の取扱に係る指定石油の毎月の配給計畫を定め朝鮮總督の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ
統制團體前項の規定に依り指定石油の

配給計畫の承認を受けんとするときは申請書を前月十五日迄に朝鮮總督に提出すべし
第六條 配給團體の團體員は帳簿を備へ指定石油に付左に掲ぐる事項を記載すべし
一 受入れたる石油の種類別數量、價格及受入年月日並に其の引渡人の住所及氏名又は名稱
二 賣渡したる石油の種類別數量、價格及賣渡の年月日並に其の買受人の住所及氏名又は名稱
三 使用したる石油の種類別數量、用途及使用の年月日
四 輸出、移出又は移入したる石油の種類別數量及其の輸出、移出又は移入したる先

第七條 配給團體は其の團體員の取扱に係る指定石油に付左に掲ぐる事項を統制團體を経て毎月十五日迄に朝鮮總督に届出づべし
一 前月中に受入又は賣渡したる石油の種類別數量
二 前月中に輸出、移出又は移入したる石油の種類別數量及其の輸出、移出又は移入したる先

第八條 朝鮮總督石油の需給を調整する爲特に必要ありと認むるときは石油の販賣業者に對し石油の販賣に付必要なる命令又は處分を爲すことを得

第九條 本令の規定に依り朝鮮總督に提出すべき書類は明治四十三年朝鮮總督府令第五號の規定に拘らず直接朝鮮總督府に差出すべし

附 則

本令は發布の日より之を施行す但し第五條の施行の期日は別に之を定む

昭和十三年朝鮮總督府令第六十一號中別表甲號輸入稅表番號第百十二號の項を削る

參 照

昭和十二年九月十日公布法律第九十二號は輸出入品等に關する臨時措置に關する件明治四十三年十月朝鮮總督府令第五號は朝鮮總督府に提出する願届書等經由方及昭和十三年八月同第六十一號は昭和十二年法律第九十二號第一條に依る命令の件なり
朝鮮揮發油稅令中改正の件明治四十四年法律第三十號第一條及第二條に依り勅裁を得て茲に之を公布す
昭和十五年三月三十一日

朝鮮總督 南 次郎

制令第十七號

朝鮮揮發油稅令中左の通改正す

第三條中「三圓二十錢」を「三十四圓三十五錢」に改む

附 則

本令は昭和十五年四月一日より之を施行す

本令施行の際揮發油の製造者又は販賣者が製造場又は保稅地域以外の場所に於て三キロリットル以上の揮發油を所持する場合に於ては其の者に於て本令施行の日之を製造場より引取りたるものと看做し昭和十五年五月三十一日限其の揮發油稅を徵收す此の場合に於ては第三條の改正稅率に依り算出したる稅額と従前の稅率に依り算出したる稅額との差額を以て其の稅額とす
朝鮮揮發油稅令第十四條第二項の規定に依り政府の指定したる物を混和して製成したる揮發油に在りては其の混和したる礦油以外の物の數量を控除したるものを以て前項の揮發油の數量とす
第二項の揮發油の所持者は其の所持する揮發油の數量及貯藏の場所を本令施行後一月以内に政府に申告すべし

臺灣

◎臺灣總督府告示第十二號

石油保有補助金交付規則第三條の規定に依り昭和十四年度に於ける補助金の額を左の通定む

昭和十五年一月二十三日

臺灣總督 小林 躋造

保有石油の種類 補助金の額

- 一、揮發油 一キロリットルに付年額 八圓八十一錢
- 二、重油 一キロリットルに付年額 三圓八十五錢

◎臺灣總督府令第二十八號

陸運統制令施行規則左の通定む

昭和十五年三月十三日

臺灣總督 小林 躋造

陸運統制令施行規則
第一條 陸運統制令(以下令と稱す)第二條の規定に依る命令は告示し又は令書を發して之を爲す
陸上運送事業者前項の令書を受けたるときは運滞なく其の要旨を令書を以て指定する荷送人、荷受人其の他關係者

に通知すべし

第二條 令第三條の規定に依る命令は交通局長に於て國有鐵道又は私設鐵道の驛に所在する貨物に付左の事項を記載せる令書を發して之を爲す

一 引取を爲すべき貨物の表示

二 引取を爲すべき期日又は期間

三 其の他必要と認むる事項

第三條 令第四條第一項の規定に依る總動員物資を指定すること左の如し

一 米、砂糖、鹽、砂利、セメント、木材、石炭、揮發油、重油、酒精、肥料

二 前號の物資以外のものにして臺灣總督特に必要ありと認め告示したるもの

第四條 令第四條の出貨者は前條に定むる貨物を國有鐵道又は之と連絡運輸を爲す私設鐵道に託送(小運送業者を介し託送する場合を含む以下同じ)せんとする者にして左の各號の一に該當するものとする

一 當該貨物に付從前の一定期間内に於て一定數量以上の託送の實績ありたるもの

二 前號のもの以外のものにして當該

貨物に付一定期間内に一定數量以上の託送の豫定を有するもの

前號第一號及第二號の期間又は數量は貨物の種類又は其の託送の區域に應じ臺灣總督之を定め告示す

第五條 令第四條第一項の規定に依り貨物の託送に關し必要な事項の申告を爲さしめんとするときは其の旨並に申告を爲すべき事項及申告を爲すべき期限を告示す

第六條 前條の規定に依り告示ありたるときは出貨者は申告を爲すべき事項を當該貨物を託送せんとする驛の驛長を經由し交通局長に對し書面を以て申告すべし

前項の規定に依り申告したる事項に變更を生じたるときは出貨者は遅滞なく其の變更したる事項を申告すべし

第七條 令第四條第二項の指定は交通局長之を爲し出貨者に書面を以て通知すべし

第八條 令第五條の規定に依る設備の共用、連絡運輸、直通運輸、共同作業、運賃又は料金其の他の事項に關する統制協定の設定又は變更は陸上運送事業者を指定し又は地域及業種を指定して

之を命ず

第九條 令第四條第二項の規定に依る指定に従ひ貨物の託送を爲したる出貨者は毎月十日迄に當該貨物の前月中に於ける託送數量を託送したる驛の驛長を經由し交通局長に對し書面を以て報告すべし

第十條 出貨者已むことを得ざる事由に因り令第四條第二項の指定に従ひ貨物の託送を爲し得ざること豫め明かになりしときは遅滞なく其の旨を託送を爲すべき驛の驛長を經由し交通局長に對し報告すべし

第十一條 陸上運送事業者令第五條の規定に依る命令に依り統制協定を設定し又は變更したるときは左の事項を遅滞なく交通局長を經由し臺灣總督に届出づべし

一 設定し又は變更したる協定の内容

二 設定し又は變更したる協定實施の年月日

三 其の他必要と認むる事項

第十二條 令第六條第二項の規定に依る證票は別記様式に依る

第十三條 令第六條第一項に定むる臺灣總督の職權は本令に規定するものを除

くの外交通局長之を行ふことを得

附 則

本令は公布の日より之を施行す

(別記様式省略)

樺太

◎樺太廳令第六十三號

陸運統制令施行規則左の通定む

昭和十五年五月二十二日

樺太廳長官 小河 正儀

陸運統制令施行規則

第一條 陸運統制令(以下令と稱す)第二條の規定に依る命令は告示し又は令書を發して之を爲す

陸上運送事業者前項の令書を受けたるときは遅滞なく其の要旨を令書を以て指定する荷送人、荷受人其の他關係者に通知すべし

第二條 令第三條の規定に依る命令は樺太廳鐵道、地方鐵道又は軌道の驛に所在する貨物に付左の事項を記載せる令書を發して之を爲す

一 引取を爲すべき貨物の表示

二 引取を爲すべき期日又は期間

三 其の他必要と認むる事項

朝鮮・臺灣・樺太

第三條 令第四條第一項の規定に依る總動員物資を指定すること左の如し

一 米、麥、飼料、砂利、石材、セメント、木材、石炭、薪、木炭、肥料、バルブ、鐵(鋼を含む)

二 前號の物資以外のものにして樺太廳長官特に必要ありと認め告示したるもの

第四條 令第四條の出貨者は前條に定むる貨物を樺太廳鐵道若は之と連絡運輸を爲す地方鐵道又は軌道に託送(小運送業者を介し託送する場合を含む以下同じ)せんとする者にして左の各號の一に該當するものとする

一 當該貨物に付從前の一定期間に於て一定數量以上の託送の實績ありたるもの

二 前號のもの以外のものにして當該貨物に付一定期間内に一定數量以上の託送の豫定を有するもの

前項第一號及第二號の期間又は數量は貨物の種類又は其の託送の區域に應じ樺太廳長官之を定め告示す

第五條 令第四條第一項の規定に依り貨物の託送に關し必要な事項の申告を爲さしめんとするときは其の旨並に申

告を爲すべき事項及申告を爲すべき期限を告示す

第六條 前條の規定に依り告示ありたるときは出貨者は申告を爲すべき事項を當該貨物を託送せんとする驛の驛長を經由し樺太廳長官に對し書面を以て申告すべし

前項の規定に依り申告したる事項に變更を生じたるときは出貨者は遅滞なく其の變更したる事項を申告すべし

第七條 令第四條第二項の指定は出貨者に對し書面を以て通知す

第八條 令第五條の規定に依る設備の共用、連絡運輸、直通運輸、共同作業、運賃又は料金其の他の事項に關する統制協定の設定又は變更は陸上運送事業者を指定し又は地域及業種を指定して之を命ず

第九條 令第四條第二項の規定に依る指定に従ひ貨物の託送を爲したる出貨者は毎月十日迄に當該貨物の前月中に於ける託送數量を託送したる驛の驛長を經由し樺太廳長官に對し書面を以て報告すべし

第十條 出貨者已むことを得ざる事由に因り令第四條第二項の指定に従ひ貨物

ナシカマ 電氣自動車

株式 中島製作所 杭瀬工場

小型電氣貨物自動車
 大型電氣貨物自動車
 エスケーエス型
 電氣乗合自動車

蓄電池超重車
 蓄電池機關車
 構内運搬車
 充電装置一式

本社 工場	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区
大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区
大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区	大阪府 大阪市 東区

大阪府

大阪府

朝鮮・臺灣・樺太

の託送を爲し得ざることを豫め明かにな
 りしときは遅滞なく其の旨を託送を爲
 すべき驛の驛長を經由し樺太廳長官に
 對し報告すべし

第十一條 陸上運送事業者令第五條の規
 定に依る命令に依り統制協定を設定し
 又は變更したるときは左の事項を遅滞
 なく樺太廳長官に届出づべし
 一 設定し又は變更したる協定の内容
 二 設定し又は變更したる協定實施の
 年月日

三 其の他必要と認むる事項
 第十二條 令第六條第二項の規定に依る
 附則
 設票は別記様式に依る

本令は公布の日より之を施行す
 (別記様式省略)

自動車用品製作卸商



株式會社

岩山商店

大阪市西淀川區野里町三九〇番地
電話福島 代表五六五一番・五六五二番
五六五三番 四五五六四番
受信略語オサカ・アルエムシイ

創業明治十四年

本邦塗料工業の始祖



日本ペイント株式会社

大阪・東京・奉天・臺北

理研重工業株式會社
 理研護謨工業株式會社
 理研スプリング株式會社
 ダイヤモンド石綿工業株式會社
 押谷工業株式會社
 日本鍛工株式會社
 關西製作所
 前川製作所
 日本ゼネラルモーターズ株式會社
 代理店

自動車部分品・附屬品・工具
 直輸入・製造卸・販賣



株式會社 **大澤商會**

京都市中京區河原町三條・東京市京橋區銀座西二ノ五

支店 東京、大阪、神戸、小倉、京城

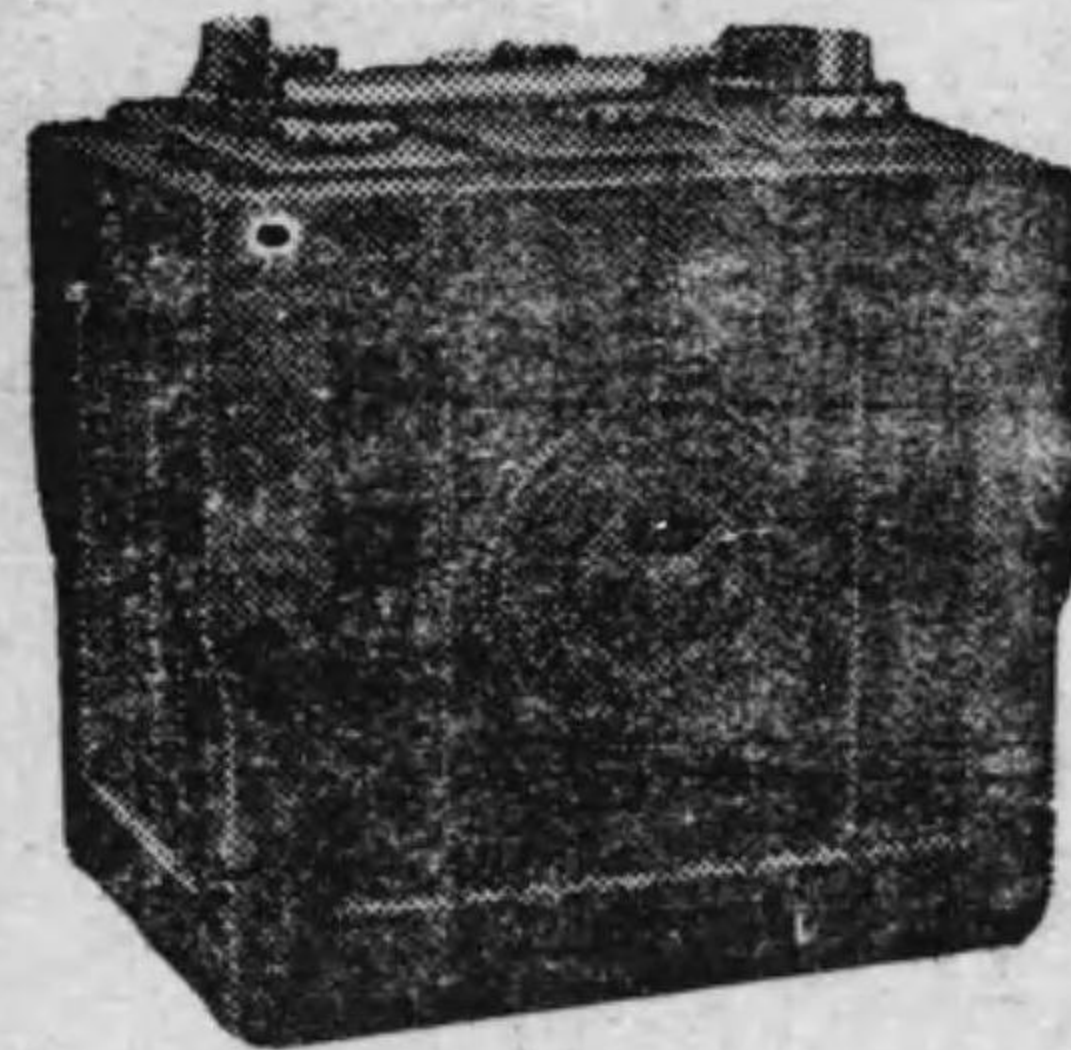
出張所 名古屋、姫路、吳、大牟田

株式會社 滿洲大澤商會

本社 新京 支店 奉天・大連



自動車用蓄電池



日英米特許
 金屬鉛粉製

高田電池株式會社

大阪市東淀川區野中北通三丁目

電話北(3) 四四五八番

東京營業所 東京市芝區濱松町三丁目五番地

電話芝(43) 二九三五番



リリリ
 リリリ
 メリメ
 J J A A C C
 ウインドクリーナ
 クラッチペヤリン
 電気ホーン及電気部分
 ダイヤフラム及フエ
 方向指示器
 ビストン及スリーブ

理研
 アケボノ
 N G K
 ダンロップ
 其
 他
 フォード、シボレー、日産、トヨタ部分品
 ダットサン純正部分品、工具類

日本自動車株式会社 大阪支店

大阪市北区會根崎上三丁目三〇番地
 電話北(36) 五三三一—五三三三
 五六三—五六三六

● 本邦オイルヂヤッキ界の最高權威!!

セイント
 オイルヂヤッキ



(旧稱ゴスエック)

業界各位の御愛用品

各種自動車部分品製作販賣
 セイント印製品發賣元

合資会社 大鉄工所販賣部

営業所 大阪市東成区大今里町六十七番地
 電話東⑨ 一九七三番
 工場 大阪市東成区大今里町六十八番地



自動車用品
輸出專業
自動車用品洋行

店主 伊藤博圓

大阪市西區薩摩堀南之町九
電話新町(53)三〇〇八番



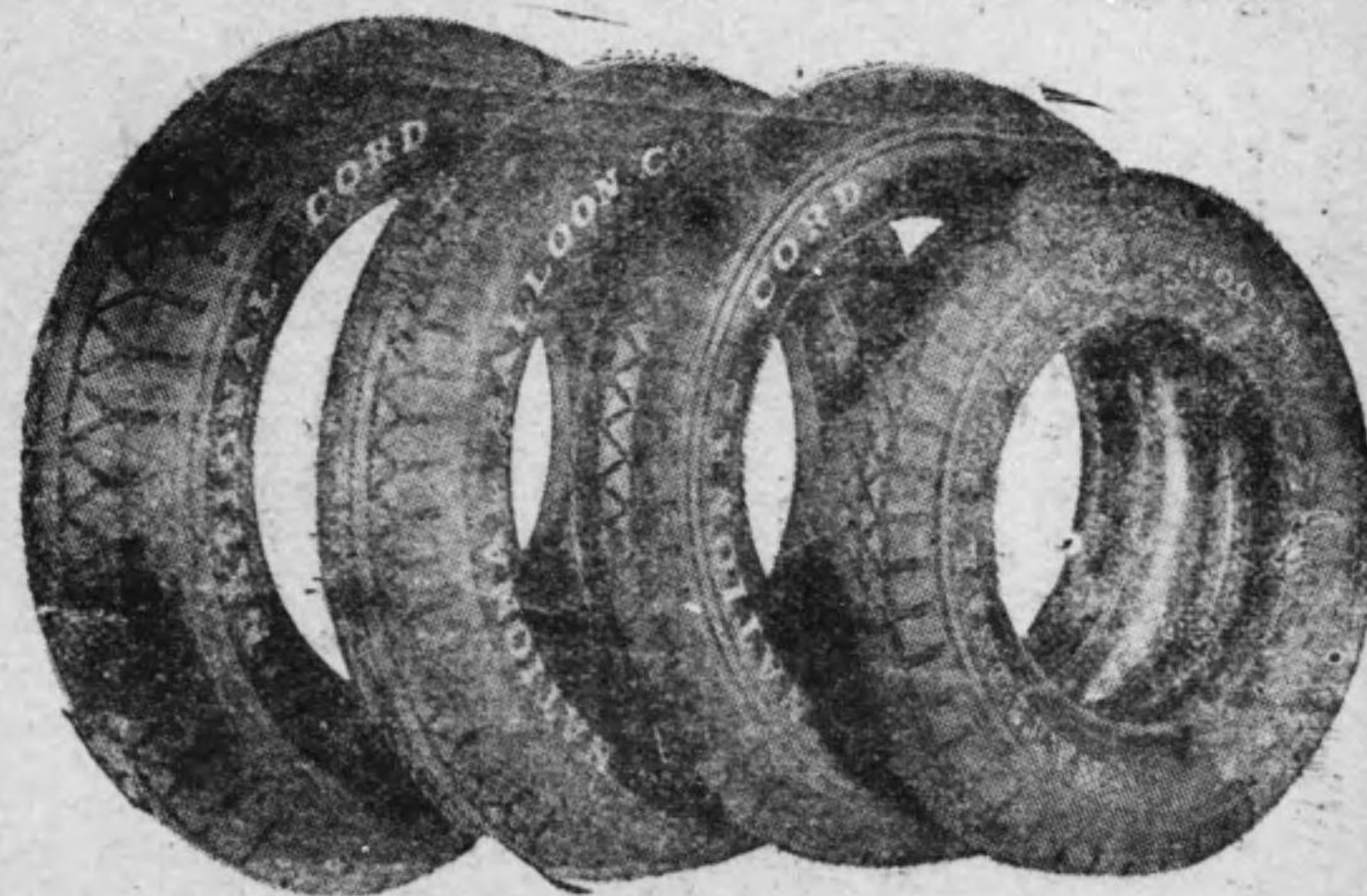
商工省御認定
ナショナル式自動車用タイヤ



サイズ

5.50/17
6.00/16HD()
6.00/20HD(32×600)HD
30×5ヘビー
32×6普通
32×6ヘビー

御照會次第型錄贈呈



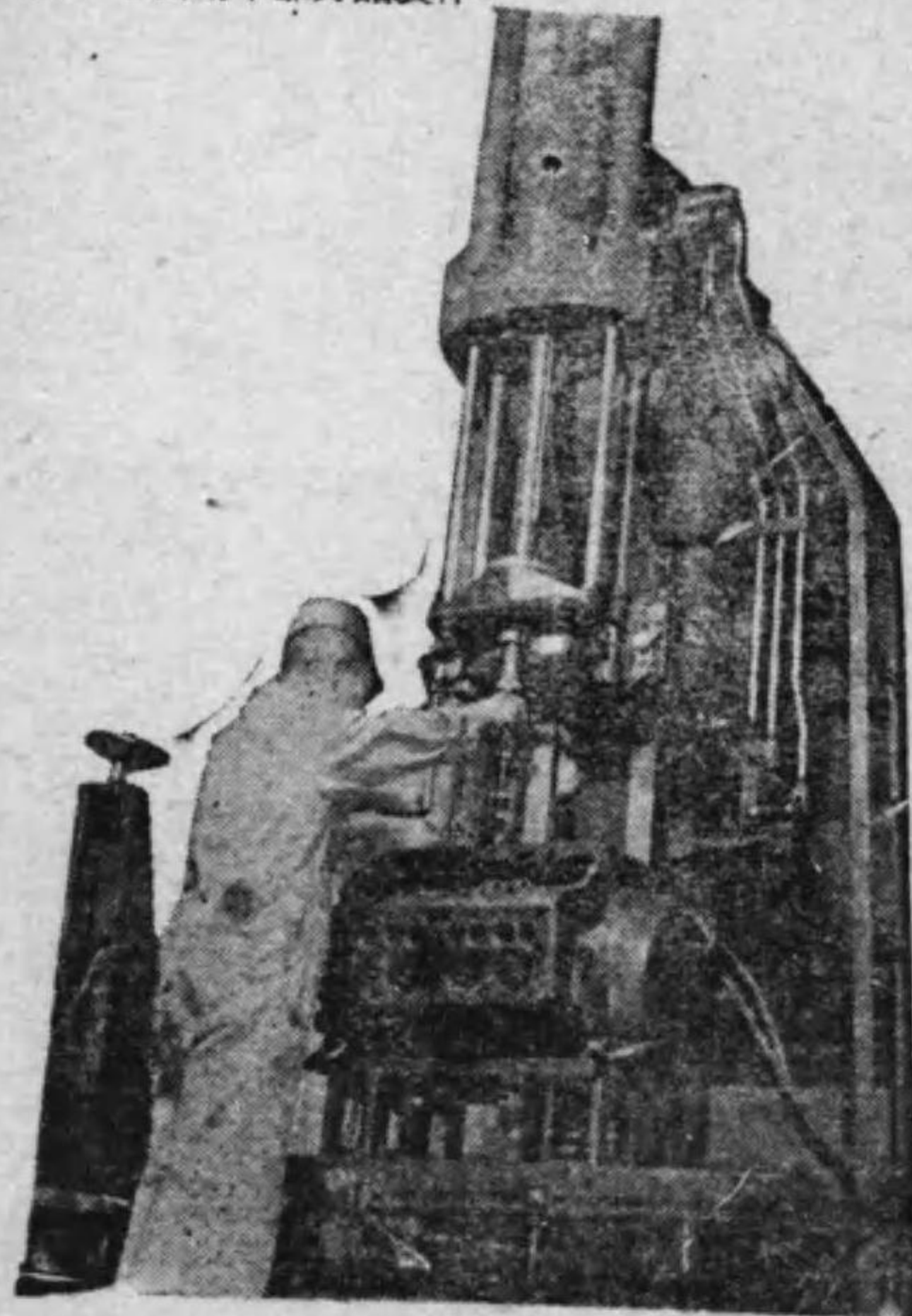
各大都市電氣局認定
各地乗合自動車會社 指定工場

ナショナルタイヤ株式會社

大阪市東區北國分町六〇五番地
電話 東 1055.8282 8283番

シリンダーボーリング
 シリンダースリーブ挿入
 クランクシャフト研磨
 フード用ケルメットメタル發賣
 各種ロットメタル盛替

 各種ピストン製作
 シリンダースリーブ製作
 其他 内燃機關工作
 凡ゆる自動車部分品製作



ボーリングは奥村の
 パーンスポリー・グマシンに限る
 猶ガソリンオイルの消費節約に當
 社獨特のエコノミーピストンの併
 用をお奨めします

合資社 奥村内燃機工作所

大阪市港區夕風橋
 電話西 2507・1054番
 振替大阪 7192番

エレクトロン合金
 アルミニウム輕合金
 シルミン合金

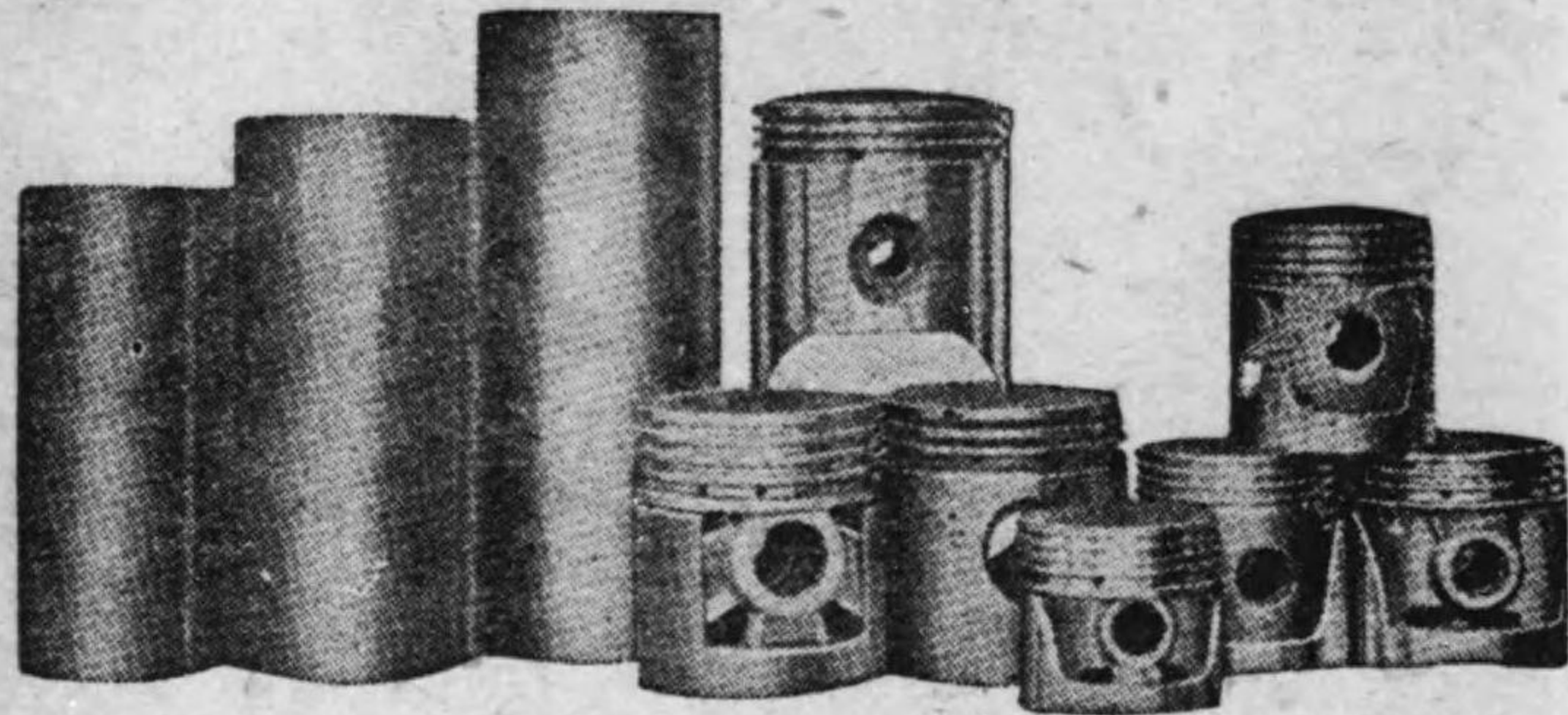
自動車用ピストン及内燃機用
 自動車用及内燃機用各種部分品
 汽車汽船電車用部分品
 航空機用部分品
 土木建築用品
 鑛山用各種機械用品
 工作機用紡機用各種部分品
 雷氣器具其他各種機械用品

鑄造業

東和金屬工業株式會社

大阪市旭區赤川町一二九四番地
 電話堀川 4746・7117番

斯界に  印 燃たり



優良製品鐵へツド
シリンダーへツドカバー
フォード三七・三八年式用

營業主目

OBKピストン製作
シリンダースリーブ製作
シリンダープロック鑄造
機關部分品製作
其他精密機械製作部
ボーリングサービス部
製作販賣元



大阪ボーリング工場

前電洲長道神阪市尼崎
電話 一七五三番

東洋タイヤ
TOYO TIRE



東洋ゴム化工株式會社

大阪營業所

大阪市東區京橋三丁目四三番地
電話 東九番・二一五六番

工場 尼崎市南竹谷町三丁目

自動車部
用品部
修理部



日新自動車株式會社

大阪營業所 大坂市北區曾根崎上四丁目六〇・六一番地
電話北九六二・一八六二・三八四三番

都島工場 大阪北區樋口町三三番地
電話堀川二〇六九・七一六五番

神戸營業所 神戸市兵庫區瀧取町三丁目十四番地
電話磨一〇三一・二三六三・二四三六番

東京出張所 東市芝區田村町二丁目十五番地
電話銀座三三八九番

本邦唯一の完備せる設備

優秀なる技術と製品



バスボデー
トラックボデー
特殊ボデー
電気自動車
木炭瓦斯發生爐取付

大阪車體製造株式會社

大阪市西淀川區佃町一二〇九番地
電話福島二九二六・五一二二番



(東京市營バス)

斯界の最高權威

大阪で自動車學校は唯一つ!!

運轉免許證を得んと欲する者は是非!

大阪府試驗場と同一型の練習所を有し

大阪府指定小型自動車練習所たる……

關西で一番優秀なる本校に學べ

都島自動車學校

大阪市外守口町(市電守口終點前)

電話 守口一四五番

教授は懇切にして丁寧!

學費絶對的低廉!

商工省優良認定

擔バネ



關西製作所

兵庫縣有馬郡三輪町高次一三〇

電話(三田)一六八番・五四番